

おとなも子どもも輝こう 子育ては親育て
地域で育むまち北本

北 本 市 次世代育成支援行動計画

平成17年3月

北 本 市

「子どもを育むまち」の実現に向けて

近年の核家族化の進行、就労環境の変化、近隣関係の希薄化などの社会現象は、家庭や地域における子育てや教育力の低下を招いていると言われていています。また、急速に進む少子化による人口の偏りは社会保障制度をはじめ、経済活動などに深刻な影響を与えています。

本市では、このような変化に対応するために「子どもを育むまち」、「生活優先のまち」、「公平・公正なまち」をまちづくりの基本理念として、「ずっと暮らし続けたいまち、きたもと」をキャッチフレーズに掲げ、市民の皆様との協働によるまちづくりを推進しています。

特に、子育て支援につきましては、平成 11 年に「北本市児童育成計画」を策定し、送迎保育事業、ファミリーサポートセンター事業やママアンドキッズ事業を展開し、この運営には多くの子育て中の皆様にご協力をいただいています。

国においては平成 15 年 7 月、今日の加速する少子化の流れを変え、社会全体で子育て環境の充実を図ることを目的とした「次世代育成支援対策推進法」が制定され、全ての自治体と一定の従業員を雇用する企業に今後 10 年間の行動計画の策定が義務付けられました。

これを受けて、本市では学識経験者をはじめ、多くの子育て中の皆様や関係機関の参加をいただき、また、アンケート等を通じて、多くの市民の皆様からの貴重なご意見、ご提言をいただく中で、「北本市次世代育成支援行動計画」が誕生しました。この計画は、まち全体で子育てを応援する「おとなも子どもも輝こう 子育ては親育て 地域で育むまち北本」を基本理念といたしました。

今後、本市では地方分権や規制緩和等による社会構造の変革を特色ある地域社会を育む大きなチャンスであると捉えて、家庭、学校、地域そして企業等の皆様とともに本市のまちづくりとなる「子どもづくり、家庭づくり、地域づくり、社会づくり」に取り組んでまいりたいと考えておりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、ヒアリングやアンケート等にご協力をいただきました市民の皆様、そして、計画策定にご尽力いただきました北本市次世代育成支援行動計画策定委員会の皆様をはじめ、関係機関・団体の皆様に深く感謝申し上げます。

平成 17 年 3 月

北本市長 石津賢治

目 次

序章 計画の策定にあたって:	
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の性格と位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	3
4 計画の対象.....	4
5 他の計画との関係.....	4
第1章 子どもたちをとりまく現況と課題:	
1 人口動態.....	5
2 北本市の子育て環境の現況.....	12
3 子育てに関する一般的意識.....	20
4 子育て環境に関する基本的な課題.....	26
第2章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念.....	29
2 基本的な視点.....	29
3 基本目標.....	30
4 計画の基本施策.....	31
第3章 行動計画	
1 子どもが元気で健やかに育つまち.....	35
2 子どもがたくましく心豊かに育つまち.....	45
3 子どもと子育て家庭が安心して暮らせるまち.....	57
4 仕事と子育てを両立できるまち.....	65
5 子どもと子育て家庭をみんなで応援するまち.....	71
第4章 定量的目標事業量	
1 定量的目標事業量の対象事業.....	83
2 定量的目標事業量の設定方法.....	84
3 推計児童人口.....	85
4 各種事業量目標.....	87
第5章 計画の推進に向けて	
1 住民・事業者・行政の協働による計画の推進.....	91
2 計画の推進体制.....	91
3 行政各部門との連携.....	91
4 関係機関・団体との連携.....	92

資料編

1	策定体制	93
2	次世代育成支援計画策定のための保護者ヒアリング	98
3	中学生アンケート結果	99
4	看護学校生アンケート結果	101

序章 計画の策定にあたって

序章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、わが国においては、出生率の低下、都市化や核家族化の進行、夫婦共働き家庭の増加・一般化などにより、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化してきています。

とりわけ、少子化の急速な進行は、労働力人口の減少や経済成長への制約等、経済面に影響を与えるほか、子ども同士の交流の機会が減少することによる子ども自身の健全な成長への影響や地域社会の活力の低下など、今後の社会全体へのさまざまな影響が懸念されています。

このような状況の中、少子化の流れを変えるため、平成 15 年 7 月、国と地方公共団体に少子化対策実施の責務、企業に協力の責務を課す「次世代育成支援対策推進法」と少子化対策を総合的に講じるためにその理念を定める「少子化社会対策基本法」が制定されました。

この法律では、地方公共団体及び企業が今後 10 年間の「行動計画」を策定することとなっています。

北本市では、平成 11 年度に児童育成計画を策定し、さまざまな子育て支援を実施しているところですが、今日ではさらに、多様化する子育てニーズに対応できる子育て環境の整備等が求められています。そこで、国の「次世代育成支援対策推進法」等に基づき、すべての子育て家庭を支援し、安心して子育てができる環境整備を進めるための市の支援施策の方向性や目標を総合的に定めた「北本市次世代育成支援行動計画」を策定するものです。

2 計画の性格と位置づけ

この計画は、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づき、すべての子育て家庭を対象として、北本市が今後進めていく本市の子育て支援に関する長期的・総合的な指針として、また、国や県の計画や事業との調整、連携のための指針として、位置づけられるものです。

また、本計画は、平成 16 年 1 月に実施した「北本市子育てに関するアンケート」の結果を踏まえるとともに、「次世代育成支援行動計画策定委員会」における検討に基づき、策定されたものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間とします。なお、社会・経済情勢、子どもを取り巻く環境の変化、北本市の状況などに迅速に対応していくために、平成 21 年度までを前期計画として、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。その後、平成 22 年度から平成 26 年度を後期計画とし、後期計画は平成 21 年度までに見直しを行ったうえで策定します。

序章 計画の策定にあたって

平成(年度)									
17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
(前期計画)									
				見直し	(後期計画)				

4 計画の対象

この計画は、すべての子どもとその家庭、地域、企業、行政等すべての個人、団体が対象となります。なお、この計画において「子ども」とは、18歳未満とします。

5 他の計画との関係

北本市では、平成11年度を初年度とし、平成20年度を目標年度とする10か年計画として「北本市児童育成計画」を策定しました。今回の行動計画では、既往の北本市児童育成計画を包括した上で、母子保健計画の内容なども取り入れながら、広範囲にわたる統合化した計画として策定しました。

第1章 子どもたちをとりまく

現況と課題

第1章 子どもたちをとりまく現況と課題

1 人口動態

1-1 人口と世帯数

本市の人口についてみると、東京都市圏の周辺地域に位置する都市の特徴である昭和50年代までの大きな増加後、平成7年まで増加傾向を保ち、その後増減を繰り返しながら、近年は微増傾向となっています。

平成11年から平成15年の住基人口では、平成11年に69,728人であったのが、年々増加し、平成15年には70,909人と5年間で1,181人の増加となっています。

人口増と核家族化の人口を背景に、世帯数も平成11年の23,567世帯から平成15年には25,493世帯へと約1,926世帯の増加となっています。

また、1世帯あたりの平均世帯人員については、平成11年の2.96人/世帯から、概ね縮小基調で推移しており、平成15年には2.78人/世帯となっています。

表 総人口と世帯数の推移

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
総人口	69,728	69,816	70,179	70,400	70,909
総世帯数	23,567	23,996	24,485	24,865	25,493
対前年比	-	101.8%	102.0%	101.6%	102.5%
平均世帯人員	2.96	2.91	2.87	2.83	2.78
対前年比	-	98.3%	98.5%	98.8%	98.2%

資料：各年10月1日現在の住民基本台帳による。

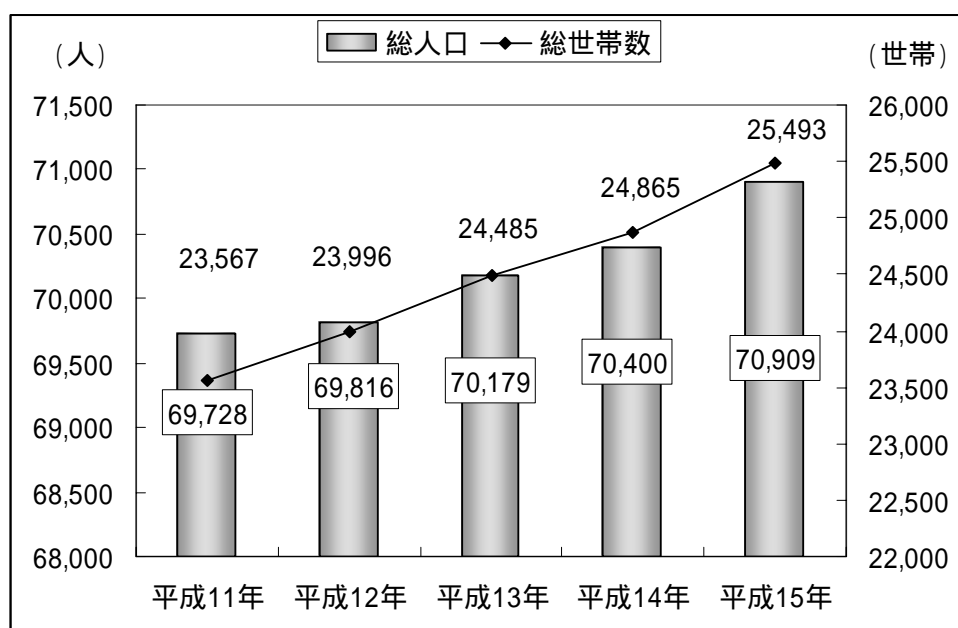


図 人口と世帯数の推移

第1章 子どもたちをとりまく現況と課題

1 - 2 年齢3区分別の人口の推移

年齢3区分別の人口構造についてみると、高齢人口（65歳以上）は昭和55年の2,445人（4.8%）から平成12年には8,214人（11.8%）と大きく増えています。

また、生産年齢人口（15～64歳）も、同期間に65.1%から72.7%へ増加して、実数ベースではこの間の人口増もあり33,153人から50,572人に大幅に増加しています。

一方、年少人口（0～14歳）は、15,280人（30.0%）から10,727人（15.4%）へと、実数ベース、構成比ベースともに減少しています。この年少人口割合を、全国値や埼玉県と比較すると、どちらも上回っており、比較的小どもの多い市であるとはいえるものの、減少幅は全国値や埼玉県よりも急激となっています。

表 年齢3区分別の人口の推移

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
年少人口 0～14歳	15,280 (30.0%)	14,957 (25.7%)	12,924 (20.2%)	12,386 (17.7%)	10,727 (15.4%)
生産年齢人口 15～64歳	33,153 (65.1%)	39,703 (68.3%)	46,398 (72.6%)	51,471 (73.6%)	50,572 (72.7%)
高齢人口 65歳以上	2,445 (4.8%)	3,453 (5.9%)	4,596 (7.2%)	6,063 (8.7%)	8,214 (11.8%)
計	50,888 (100.0%)	58,114 (100.0%)	63,929 (100.0%)	69,929 (100.0%)	69,524 (100.0%)

資料：国勢調査による。

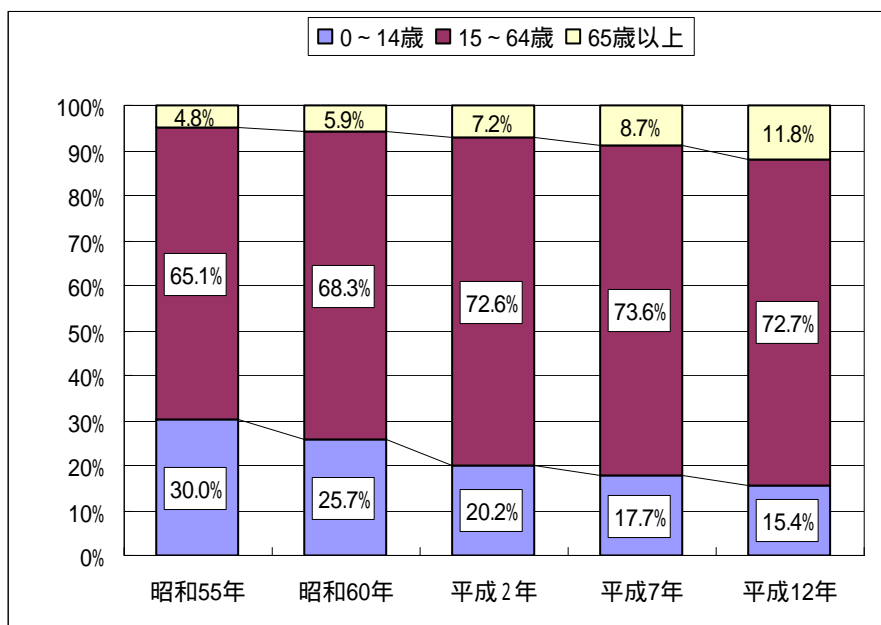


図 年齢3区分別人口の推移

表 年少人口の割合の推移

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
北本市	30.0%	25.7%	20.2%	17.7%	15.4%
埼玉県	26.9%	23.5%	18.7%	16.2%	14.8%
全国	23.5%	21.5%	18.2%	16.0%	14.6%

資料：国勢調査による。

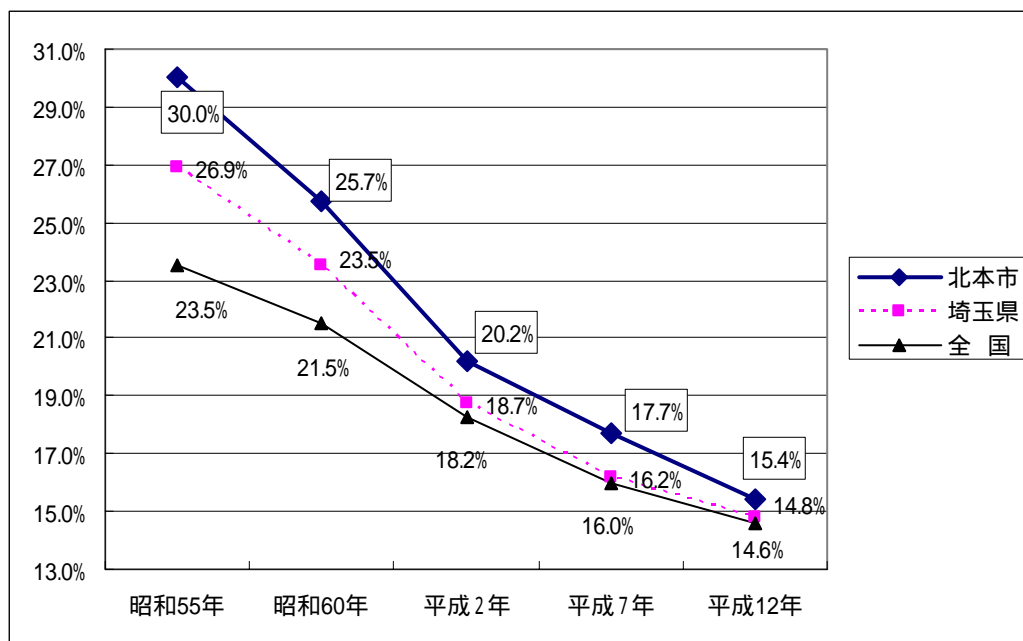


図 年少人口の割合の推移

1 - 3 児童のいる世帯の構成

北本市総世帯のうち核家族世帯、三世帯世帯、その他の世帯に分類すると、6歳未満親族のいる核家族世帯の割合は、埼玉県、全国と比べて高い水準にあります。

また、6歳未満親族のいるひとり親世帯の割合も高くなっています。

表 児童のいる世帯構成

	総世帯数 (北本市)	18歳未満 親族のいる 一般世帯 (北本市)	6歳未満親族のいる 一般世帯 (北本市) 世帯数 (割合)	6歳未満 親族のいる 一般世帯 (埼玉県)	6歳未満 親族のいる 一般世帯 (全国)
核家族世帯	17,161	6,482	2,586 (85.6%)	84.1%	78.6%
三世帯世帯	1,626	1,076	361 (11.9%)	10.6%	13.7%
上記以外の世帯	4,667	238	75 (2.5%)	5.3%	7.7%
再 掲					
母子世帯	1,478	404	85 (2.8%)	2.0%	2.7%
父子世帯	299	75	8 (0.3%)	0.2%	0.2%
合計	23,454	7,796	3,022 (100.0%)	100.0%	100.0%

資料：平成12年国勢調査による。

第1章 子どもたちをとりまく現況と課題

1 - 4 出生の動向

(1) 北本市の出生数と出生率

北本市の出生数は、650人前後で推移しています。平成15年度の出生数は675人で、前年に比べ26人増加しています。

また、平成15年の¹出生率は、前年に比べ0.3%高くなっており、埼玉県や全国に比べ高い割合となっています。

表 出生数の推移

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
出生数	652	640	681	649	675

資料：各4月1日～3月31日
注)平成15年度は概数

表 出生率の推移

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
北本市	9.4	9.2	9.7	9.2	9.5
埼玉県	9.6	9.7	9.5	9.3	9.1
全国	9.4	9.5	9.3	9.2	8.9

資料：彩の国統計情報館
注)人口1,000人対

¹ 出生率：人口1,000人に対する1年間の生産児数の割合。10月1日現在の人口を算定の基準とする。

(2) 母の年齢階級別出生割合

平成 14 年度の出生数 649 人の出生数を母親の出産年齢別に分けると、“25～29 歳”が最も多い 39.6%、次いで“30～34 歳”が 34.1%で、25～34 歳で全体の 73.7%を占めています。

表 母親の年齢階級別出生数

	母親の年齢(歳)							計
	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	
人数(人)	9	88	257	221	62	12	0	649
割合(%)	1.4%	13.6%	39.6%	34.1%	9.6%	1.8%	0.0%	100.0%

資料：出典「人口動態統計」

注) 平成 14 年 4 月～平成 15 年 3 月

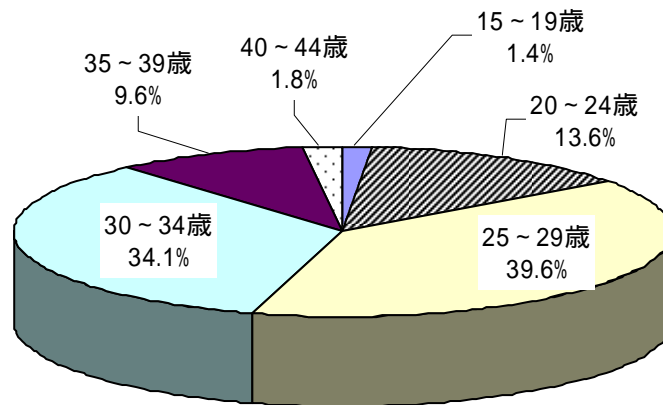


図 母親の年齢階級別出生数

第1章 子どもたちをとりまく現況と課題

1 - 5 女性の就労状況

平成12年の女性の年齢階級層別就業率は、全国や埼玉県同様、子育て世代である30歳～39歳の就業率が低い、M字型の就労構造となっています。

また、北本市の就業率は、すべての年齢層において全国平均より低く、県平均と比べても、35歳～44歳以外は低い水準となっています。

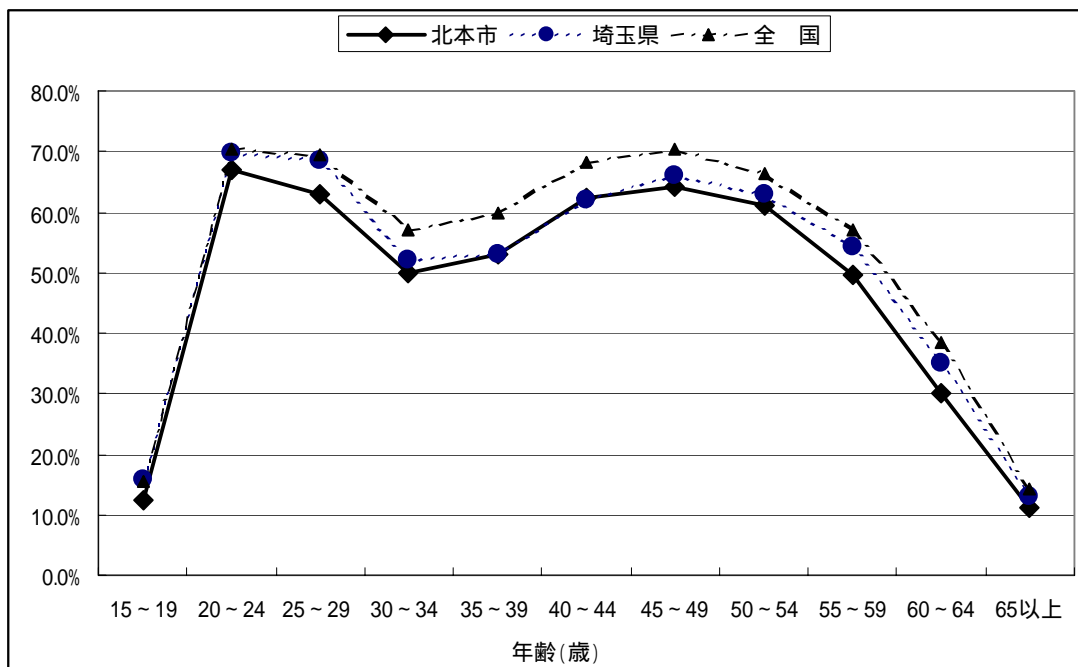


図 女性の年齢別就業率

資料：平成12年国勢調査による。

1 - 6 未婚率の推移

少子化の要因の1つとされている未婚率は、男女とも増加傾向にあり、特に男女とも25～34歳の未婚率の増加が目立っています。

男女別に埼玉県や全国値と比べると、男女とも未婚率は埼玉県や全国値に比べてやや低くなっています。

表 未婚率の推移

年齢別		男 性					女 性				
		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
15～19歳	北本市	99.7	99.7	99.1	99.7	99.7	98.9	98.9	98.6	99.3	99.3
	埼玉県	99.6	99.4	98.3	99.0	99.6	99.0	98.7	97.9	98.7	99.2
	全 国	99.6	99.4	98.5	99.2	99.5	99.0	98.9	98.2	98.9	99.1
20～24歳	北本市	90.0	91.0	92.4	92.8	92.7	70.7	79.2	86.8	86.6	88.1
	埼玉県	91.6	92.1	92.1	93.0	94.3	77.6	81.7	84.8	86.4	89.1
	全 国	91.5	92.1	92.2	92.6	92.9	77.7	81.4	85.0	86.4	87.9
25～29歳	北本市	48.0	54.2	60.6	65.1	69.6	14.6	23.1	37.3	46.9	54.4
	埼玉県	55.3	61.5	65.0	66.9	71.5	21.7	29.7	39.1	46.5	54.6
	全 国	55.1	60.4	64.4	66.9	69.3	24.0	30.6	40.2	48.0	54.0
30～34歳	北本市	17.0	22.3	27.7	32.1	42.4	4.3	5.2	8.9	14.1	24.5
	埼玉県	22.2	29.7	33.5	37.4	44.0	6.6	8.4	12.1	17.8	25.1
	全 国	21.5	28.1	32.6	37.3	42.9	9.1	10.4	13.9	19.7	26.6
35～39歳	北本市	5.8	11.2	15.3	16.9	21.6	2.2	2.7	3.7	6.6	9.4
	埼玉県	8.3	14.7	19.9	22.8	25.8	3.5	4.6	5.8	8.4	12.0
	全 国	8.5	14.2	19.0	22.6	25.7	5.5	6.6	7.5	10.0	13.8

資料：国勢調査による。

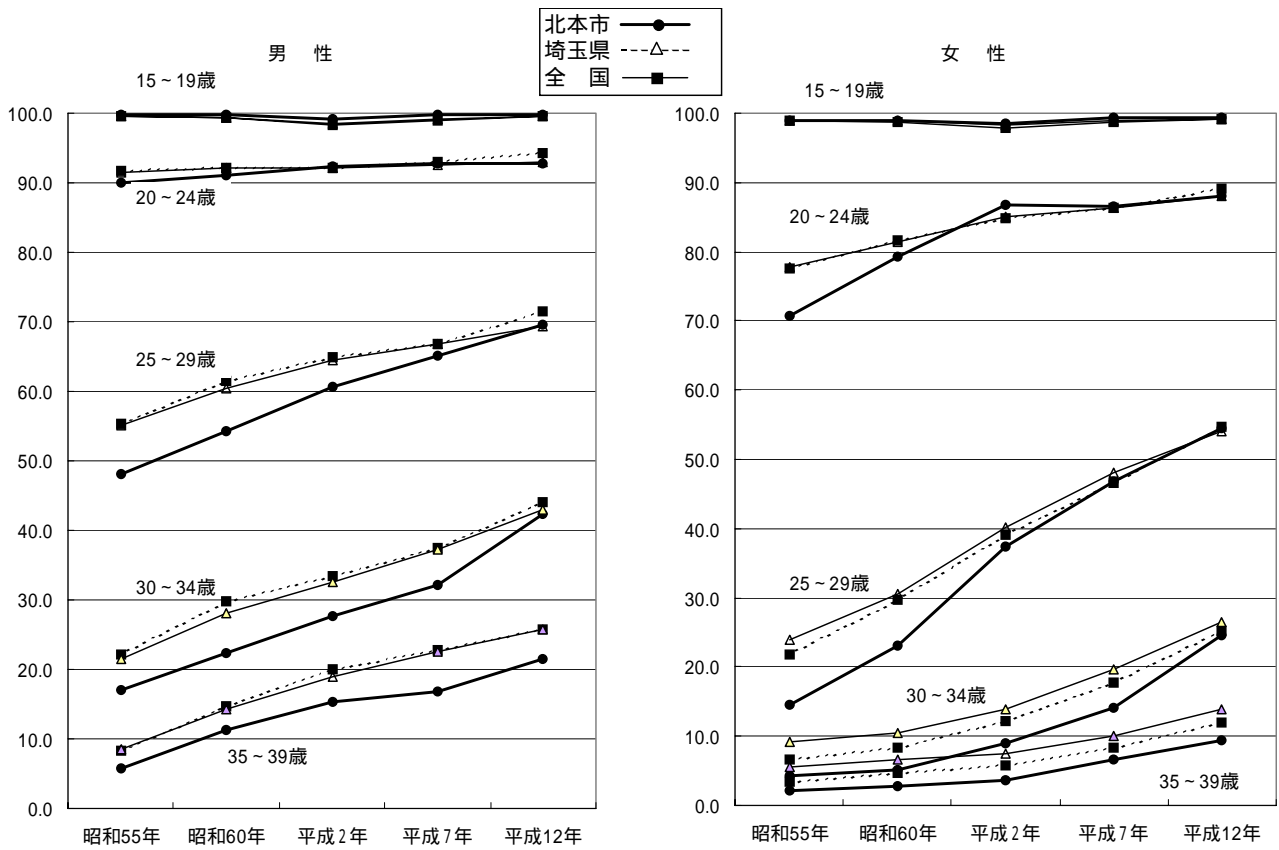


図 未婚率の推移

2 北本市の子育て環境の現況

2 - 1 保育所の状況

(1) 入所児童数等

平成16年4月1日現在、本市の入所児童数は、公立4園で417人、民間2園で167人という状況で、定員充足率は106.2%となっています。平成12年からは児童数、充足率共に増加傾向にあります。

²待機児童数は、毎年、0・1歳児が多く、平成16年11月1日現在の待機児童数は51人となっています。

表 保育所の状況

年度		平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
施設数	公立	4	4	4	4	4	4
	民間	2	2	2	2	2	2
	計	6	6	6	6	6	6
定員 (人)	公立	400	400	400	400	400	400
	民間	150	150	150	150	150	150
	計	550	550	550	550	550	550
利用 児童数 (人)	公立	374	362	380	383	401	417
	民間	162	162	161	166	164	167
	計	536	524	541	549	565	584
	0歳	12	13	14	14	20	18
	1歳	62	68	73	66	77	72
	2歳	74	83	82	87	95	111
	3歳	125	100	109	133	104	116
	4歳	124	135	122	125	147	126
5歳	139	125	131	124	122	141	
定員 充足率 (%)	公立	93.5	90.5	90.5	96.5	100.3	104.3
	民間	108.0	108.0	107.3	110.7	109.3	111.3
	計	97.5	95.3	98.4	99.8	102.7	106.2

資料：こども課

注) 各年4月1日

² 待機児童：希望する保育所に入所申請したにもかかわらず定員等の関係で入所できない児童。

表 年齢別待機児童数の推移

年齢	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	11月
0歳(人)	0	9	0	6	1	5	1	3	0	9	3	17
1歳(人)	0	4	0	5	2	9	1	0	3	10	4	13
2歳(人)	0	2	1	1	0	4	0	2	1	7	3	17
3歳(人)	0	5	0	2	1	5	0	1	0	2	1	3
4歳(人)	0	1	0	1	1	0	0	1	4	3	0	1
5・6歳(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
合計	0	21	1	15	5	23	2	7	8	32	11	51

資料：こども課

(2) 延長保育の状況

公立保育所では、7時半～18時半までの11時間保育を実施しています。11時間を超える長時間保育は、民間2園で7時～19時まで、前30分と30分延長を実施しています。

民間の長時間保育の利用者は年々微増傾向となっています。

表 長時間保育実施保育所数の推移

項目	年度	平成	平成	平成	平成	平成	平成
		11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
公立	実施園数	0	0	0	0	0	0
	利用児童数(人)	0	0	0	0	0	0
民間	実施園数	2	2	2	2	2	2
	利用児童数(人)	142	143	143	146	147	142
合計	実施園数	2	2	2	2	2	2
	利用児童数(人)	142	143	143	146	147	142

資料：こども課

(3) 0歳保育の状況

産休明けからの保育は、民間の「高尾保育園」1園で、生後6ヶ月からは、公立2園と民間保育園1園の3園で実施しています。

表 0歳児保育の実施内容

項目	年度	平成	平成	平成	平成	平成
		11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
産休明け			民間 1	公立 0 民間 1	公立 0 民間 1	公立 0 民間 1
6か月以上		公立 1 民間 1	公立 1 民間 1	公立 1 民間 1	公立 2 民間 1	公立 2 民間 1

資料：こども課

第1章 子どもたちをとりまく現況と課題

(4) 障害児保育

心身に障害があって保育に欠ける児童を受け入れ、社会性と心身の発達を身につけるため、公立全園（4園）で、障害児保育を実施しています。

表 障害児保育の実施内容

項目	年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	公立	(4) 9人	(4) 6人	(4) 7人	(4) 9人	(4) 8人
民間	(0) 0人	(0) 0人	(0) 0人	(0) 0人	(0) 0人	
合計	(4) 9人	(4) 6人	(4) 7人	(4) 9人	(4) 8人	

資料：こども課

注) ()数字・・・実施園数

(5) 一時保育

保護者が就労、通院、研修などで週1～3日だけの保育が必要な場合、あるいは病気や出産で入院する等、家庭での保育が一時的に困難となった場合などの一時保育事業は、平成16年度現在、2か所（社会福祉法人高尾保育園と社会福祉法人中丸保育園）において、週3日を限度として定員合わせて20人で実施しています。

リフレッシュのための利用者数が年々増加し、緊急一時利用者を上回る状況となっています。

表 実施場所

施設名	住所	保育時間	対象児童	利用料金等
高尾保育園	高尾 8-1802	7時30分～18時30分	満2歳児～就学前	利用料金 (1人1日あたり)3歳児未満2,000円 3歳児以上 1,800円
中丸保育園	二ツ家 2-45	8時30分～16時30分	満1歳～就学前	1時間 600円

表 一時保育の利用状況

項目	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	人数 (人)	日数 (日)	人数 (人)	日数 (日)	人数 (人)	日数 (日)	人数 (人)	日数 (日)	人数 (人)	日数 (日)
緊急一時	535	193	551	196	425	151	147	102	71	71
冠婚葬祭	8	4	4	4	3	3	4	4	1	1
PTA等各種会合	4	2	6	6	5	5	4	4	0	0
リフレッシュ	0	0	180	180	150	150	251	251	252	202
合計	547	199	741	386	583	309	406	361	324	274

資料：こども課

2 - 2 家庭保育室の状況

市内には、保育に欠ける0歳から3歳の乳幼児を、その保護者に代わって家庭的雰囲気の中で保育している家庭保育室が3か所あり、利用者数は平成15年度で、22人が利用しています。

表 家庭保育室の状況

	住 所	開所時間	児童数	児童年齢内訳		
				0歳	1歳	2歳
鈴や保育室	東間 2-82	8:00～17:30	11	1	4	6
共同保育所ポッポの家	下石戸下 603-10	8:00～18:00	7	3	2	2
桶川保育園	桶川市若宮 2-4-21	8:00～18:00	4	1	2	1

資料：こども課

2 - 3 ファミリーサポートセンター事業

援助を受けたい人と援助を行いたい人が共に会員となり、援助を行いたい人が援助を受けたい人に対して一定の報酬でサービスを提供する互助援助組織による子育て支援事業で、平成13年11月から実施されています。

援助の内容は、保育施設への送迎、その前後の保育や学校の放課後の保育、学童クラブへのお迎えなどで、会員数、利用者数ともに、増加傾向にあります。

表 実施場所

施設名	住 所	対象年齢	利用料金
北本市ファミリーサポートセンター	北本市宮内1-120 勤労福祉センター内	6カ月～12歳	利用基本料金：1時間 700円

表 ファミリーサポートセンターの利用状況

項目		年度		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
提供会員数 (人)		13	21	21
両方会員数 (人)		2	8	12
依頼会員数 (人)		27	63	95
利用者数 (人)	0～2歳	1	4	9
	3～5歳	5	15	10
	小学校低学年	1	4	4
	小学校高学年	0	0	0
	計	7	23	23

資料：こども課

第1章 子どもたちをとりまく現況と課題

2 - 4 学童保育室

小学生のうち、保護者の就労等により、常時保育に欠ける児童の健全な育成を目的とする学童保育室は、市内各小学校区に1か所、合計8か所設置されています。

表 放課後児童クラブの状況

項目	年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度
実施数		8	8	8	8	8
定員数(人)		330	330	330	330	330
在籍児童数 (人)	計	370	374	385	396	388
	1年 うち障害児	94	113	114	101	111
	2年 うち障害児	87	87	92	95	90
	3年 うち障害児	87	69	63	85	78
	4年 うち障害児	41	56	57	46	61
	5年 うち障害児	34	26	41	35	23
	6年 うち障害児	27	23	18	34	25
			1	1	1	1

資料：こども課
注) 各年4月1日現在

2 - 5 地域子育て支援センター事業

現在市内の保育所6か所において、在宅乳幼児とその保護者を対象に、ふれあい遊びや保育所・幼稚園児童との交流、育児相談などを通じて、子育て支援事業が実施されています。

表 実施場所

施設名	住所	実施内容
社会福祉法人高尾保育園	高尾8-180	送迎保育ステーション 異年齢児交流
社会福祉法人中丸保育園	二ツ家2-45	育児相談 育児支援 子育て情報の提供 地域における異年齢児交流
公立深井保育所	深井4-2	あそぼう会
公立栄保育所	石戸6-14	あそぼう会
公立東保育所	本宿7-66	あそぼう会 園庭開放 老人施設訪問
公立中央保育所	本町3-52	あそぼう会 老人施設訪問

注) 国庫補助事業は社会福祉法人中丸保育園のみ

2 - 6 幼稚園の状況

市内の私立幼稚園が9か所において、それぞれ特色のある幼児教育が実施されています。全体的に入園児童数は減少傾向ですが、3歳児は平成11年から増加傾向にあります。

表 幼稚園の現況

	公立	私立
幼稚園数(園)	0	9
定員数(人)	0	2,040
入園児童数(人)	0	1,359

注) 平成16年5月1日現在

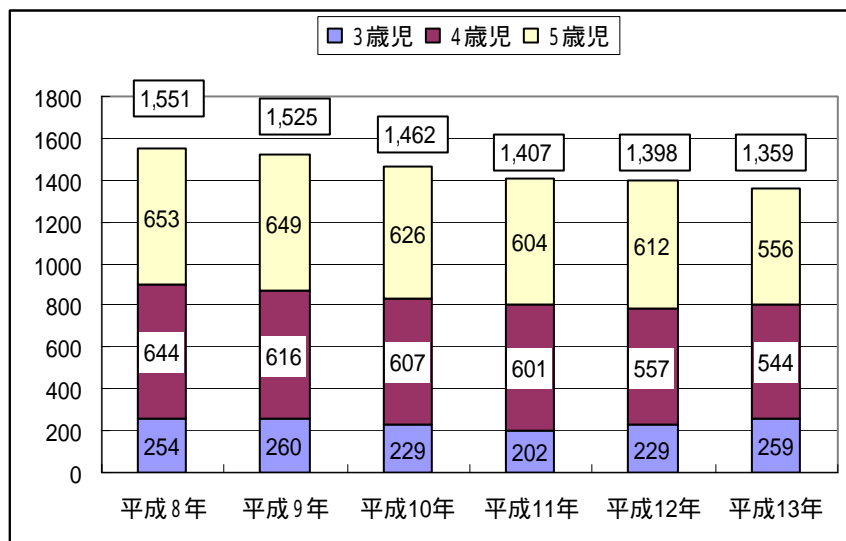


図 幼稚園児童数の推移

資料：学校基本調査
注) 各年5月1日現在



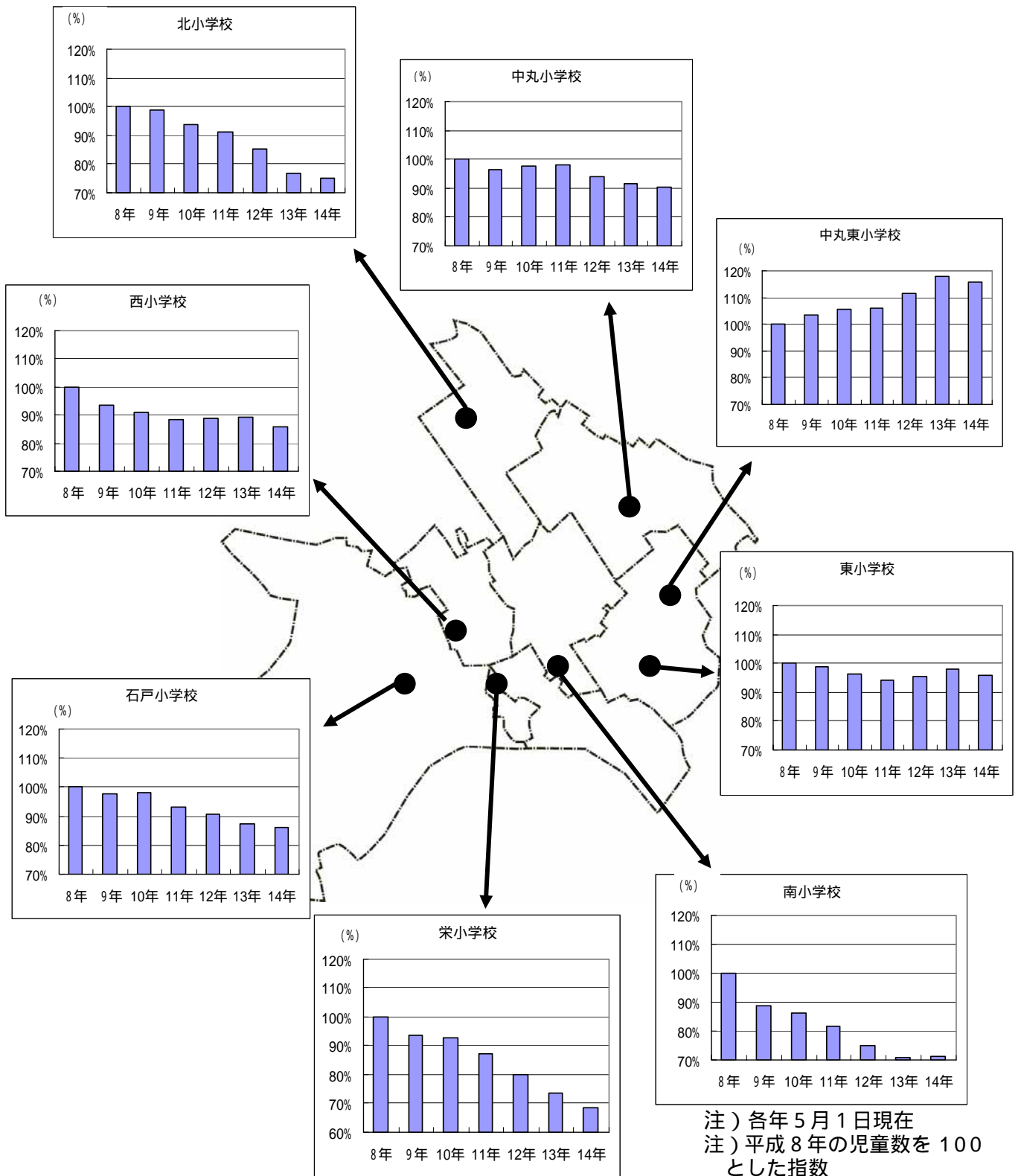
森の詩
ふじ
きたもと
いしと
せきね
みなみ第二
北本みなみ
北本中央
北本東

第1章 子どもたちをとりまく現況と課題

2 - 7 小学校の状況

市内には8つの小学校がありますが、中丸東小学校以外は児童数が減少しています。特に北小学校、南小学校、栄小学校の減少率が大きく、栄小学校では平成8年からの6年間で、3割以上の児童数が減少しています。

図 小学校児童数の推移



注) 各年5月1日現在
 注) 平成8年の児童数を100とした指数
 資料: 学校教育課

2 - 8 中学校の状況

市内の中学校は4か所で、児童生徒数は減少傾向にあります。平成8年からの6年間で、約400人、9クラスの減少となっています。特に北本中学校の減少数が大きく、176人の減少となっています。

また、中学生の不登校生徒が平成9年から増加し、総生徒数の3.0%を占めています。

表 中学校別生徒数の推移

	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
北本中学校	765	750	678	651	609	597	589
東中学校	714	679	683	674	636	580	553
西中学校	504	481	434	432	420	440	418
宮内中学校	697	724	720	705	679	710	703
合計	2,680	2,634	2,515	2,462	2,344	2,327	2,263

注) 各年5月1日現在
資料: 学校教育課

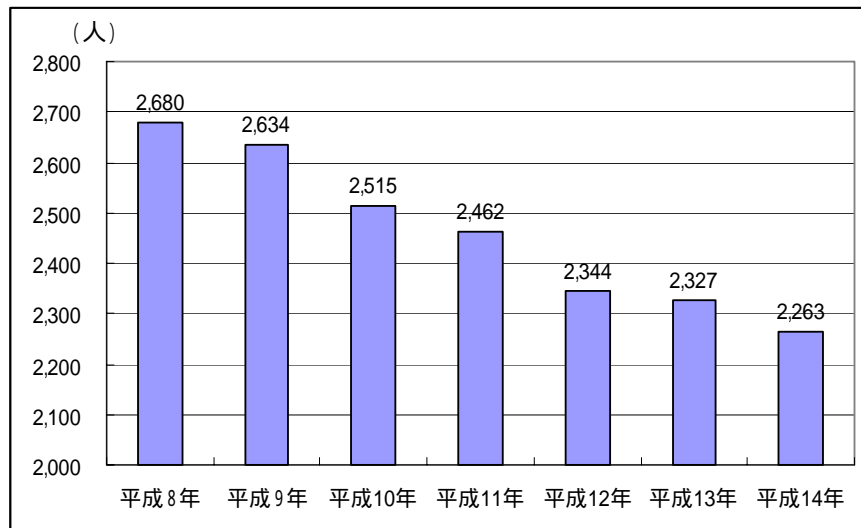


図 中学校生徒数の推移

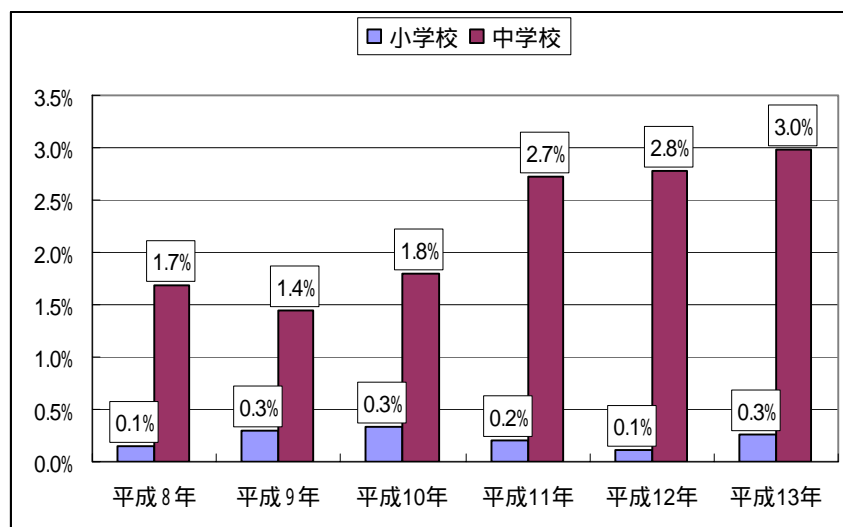
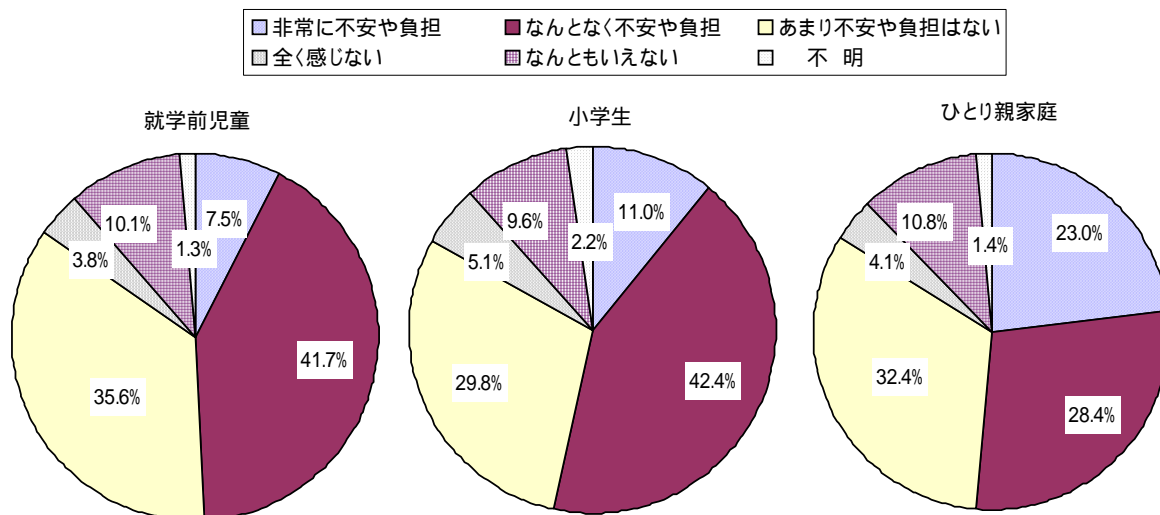


図 不登校児童・生徒数の推移

3 子育てに関する一般的意識

3-1 子育ての悩みや不安

子育てに関する悩みや不安感は、就学前児童の保護者で半数以上、小学生の保護者で約半数が何らかの不安や負担を感じています。なかでも「非常に不安や負担」と感じている人が小学生で1割以上、ひとり親家庭に限定すると約1/4みられ、早急な対応が必要とされます。



子育てについての不安や負担感

資料：北本市子育てに関するアンケート調査(平成16年1月)

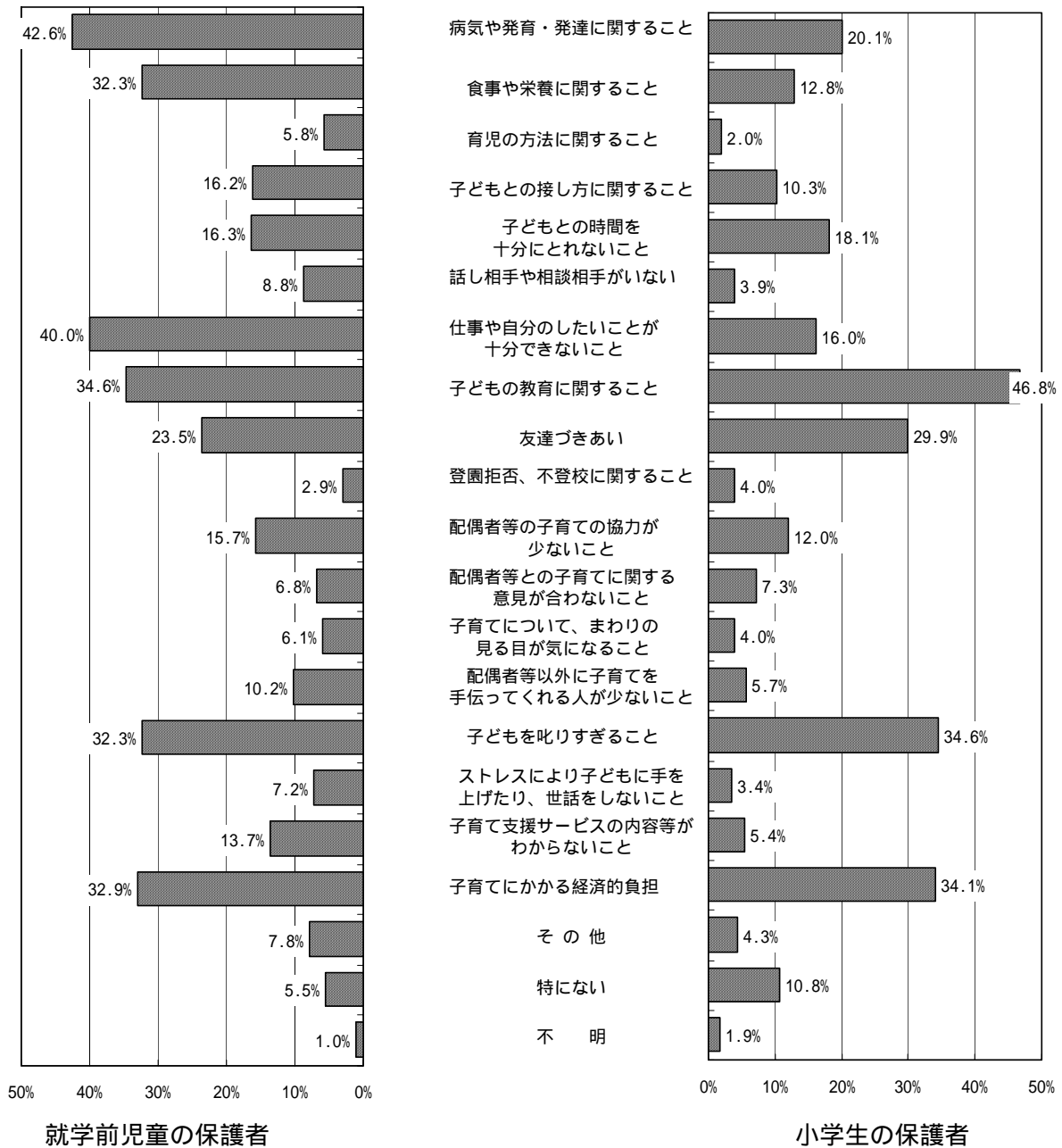
子育ての悩みの内容については、「特にない」とした保護者は就学前で5.5%、小学生では10.8%に過ぎず、その他の保護者は何らかの不安や負担を感じている状況がみられます。

悩みや不安、不満の内容は就学前では子どもについては発育・発達などの健康やしつけに関する事、親自身では仕事や自分のしたいこととの両立に関する事、小学生では子どもの教育やしつけ、友達つきあいであり、親自身では経済的負担に関する事が多くなっています。このような、不安感や負担感を軽減するための対応が求められています。

また、悩みや不安の相談相手はほとんどが配偶者や親族・知人など自分の身近な人ですが、わずかながら相談相手がいない人もみられ、悩みや不安の解消のためには、気軽に相談できる場や機会の提供や、行政や保育施設からの情報提供、保護者間の交流の場の提供などの支援対策が期待されます。

自由意見から(就学前児童の保護者)

- ・子どもを教育したり、預けたりするのに費用がかかりすぎる。
- ・電話での育児相談がとても親切でわかりやすく、困った時に助けになった。
- ・週休2日制になって、学校の授業の進み方が早くなり、理解の遅い子どもは取り残されると聞いて、心配している。
- ・近々就労予定。近所との交流や情報の不足、子どもとの交流の機会が少なくなることが不安。市のバックアップを期待。



子育てに関する悩みや不満の内容

資料：北本市子育てに関するアンケート調査（平成16年1月）

自由意見から（小学生の保護者）

- ・子育てに対する不安で大きなものは経済的不安と協力してもらえないことだと思います。
- ・子育て中の孤独を感じている母親は多いと思うので、子育て中の若い母親、お年寄り、学生等が気軽に集まれる広場があるといい。
- ・乳幼児、児童ばかりではなく、思春期の小中高生を含めた子育て全般の支援をして頂きたい。
- ・週休二日制で学力低下が心配です。月に1回でも土曜に学校や公民館で授業のフォローや自主学習などができる機会があればよいと思います。

3 - 2 保育施設の満足度

現在通っている保育施設の満足度は全体的に高く、特に幼稚園への評価が高い結果となりました。

保育所への評価で、最も満足度の高い項目は「食事」で、子どもへの接し方、相談対応などが特に高い満足度となりました。60%台の相対的に低い項目としては「施設・環境」や「利用者のネットワークづくり」、「衛生対策」があげられます。

幼稚園では、「要望・意見への対応」と「利用者間のネットワークづくり」が相対的に低く、認可外保育施設では、「施設・環境」への満足度が半分以下と低いのが目立ちました。

これらの結果からは、施設・環境の整備とともに、特に、利用者同士のネットワークづくりを強化し、体験の共有化、データベース化が重要といえます。

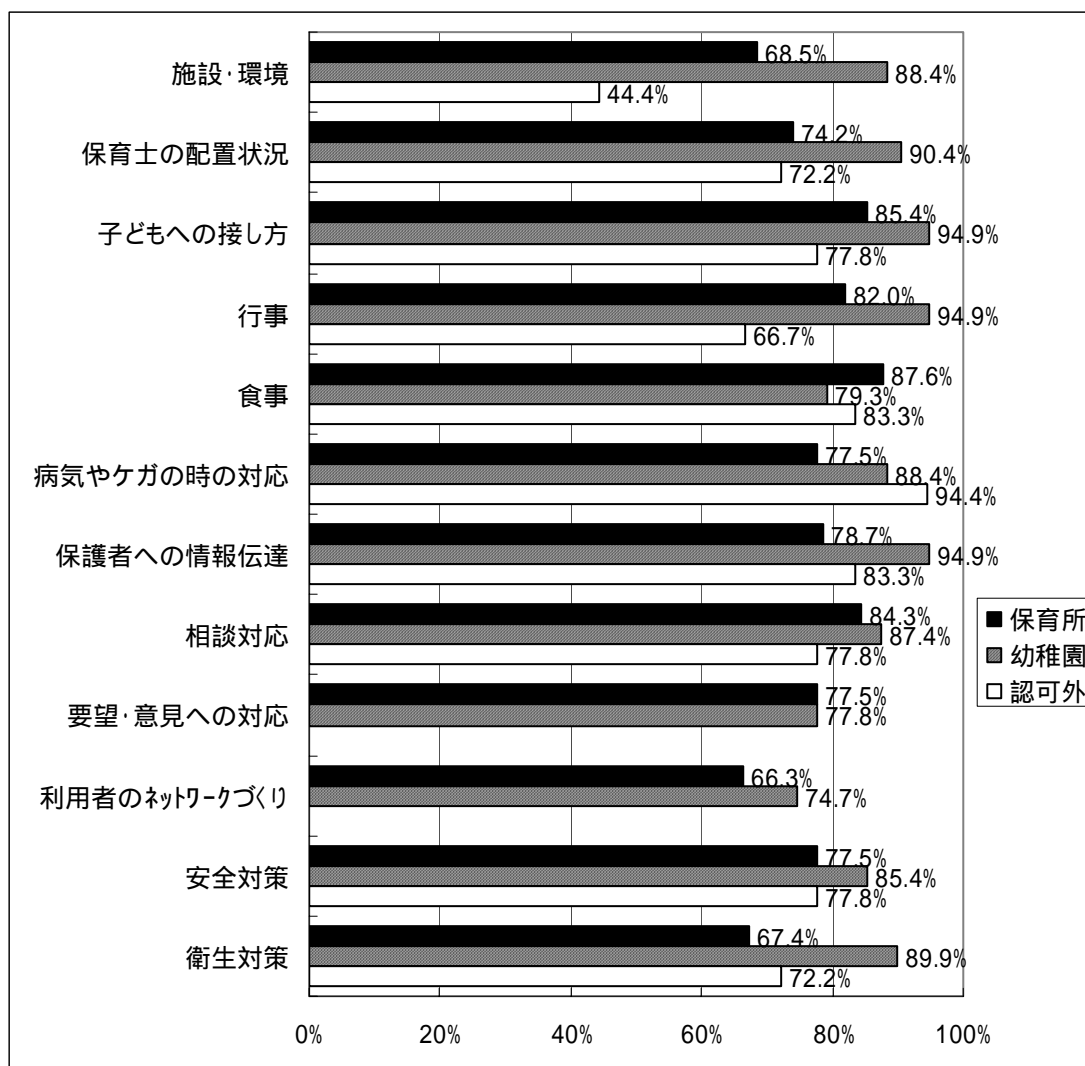


図 利用保育施設の満足度

資料：北本市子育てに関するアンケート調査（平成16年1月）
注）満足とほぼ満足の割合の合計

自由意見から（就学前児童の保護者）

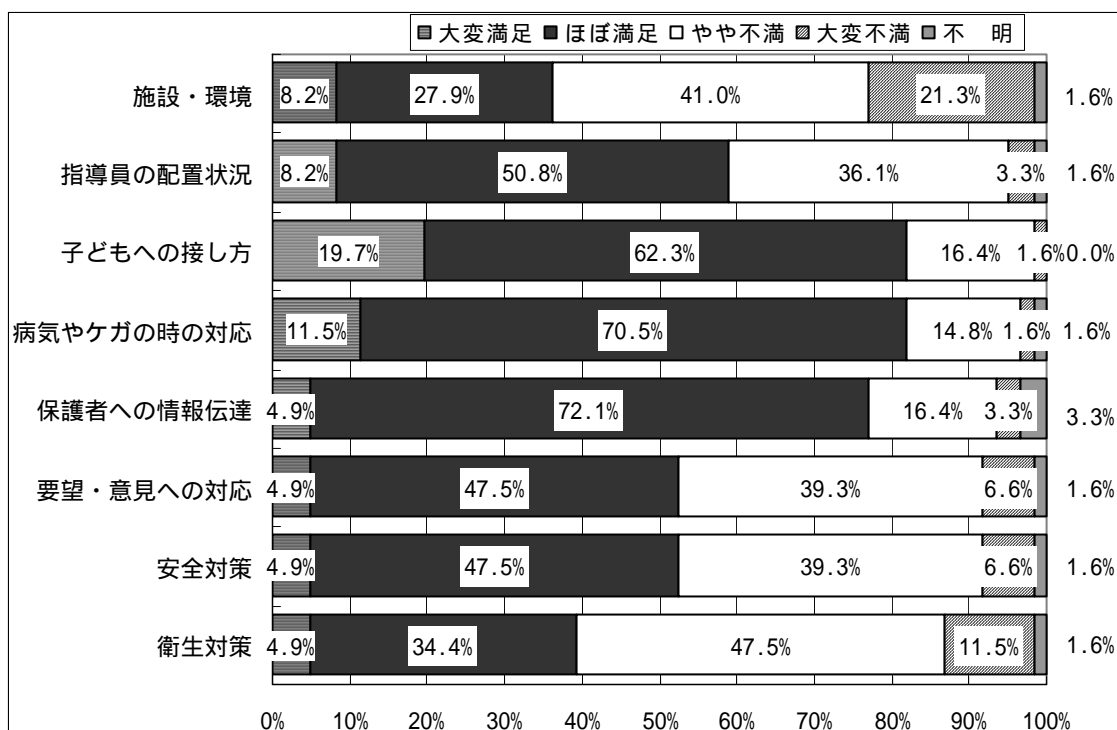
- ・ 保育所の建物の老朽化に対し数年前から父母会で改善をお願いしているが、予算不足とのこと。単年度的なものを見方をしているとしか思えず、中・長期的な計画を提示してほしい。
- ・ 保育所、小学校の少人数学級の徹底、衛生的なトイレなどはあって当たり前のもの。
- ・ 公立の保育所では毎年、係や役員をやらねばならず負担。行事などのたびに休みを取って保育所の用事に振り回される現状に矛盾を感じる。
- ・ 学校、幼稚園等の施設での安全面について、市としても対策を考えてほしい。
- ・ 現在子どもの通っている幼稚園は、建物が古いためか人気がなく活気のない感じ。教師の対応は良いので残念に感じる。市で補助金を出し、建物を新しくすることはできないか。

3 - 3 放課後児童クラブの満足度

放課後児童クラブの満足度は「施設・環境」と「衛生対策」が3割台で低く、そのため、学童保育室への要望で最も多いのは、「施設・設備の改善」と「利用時間の延長」を望む意見が多くなっています。

留守宅の小学生が家庭に帰るまでの生活の場であり、長期休暇期間中は1日を過ごすため、施設や環境を快適に整備することが必要とされています。

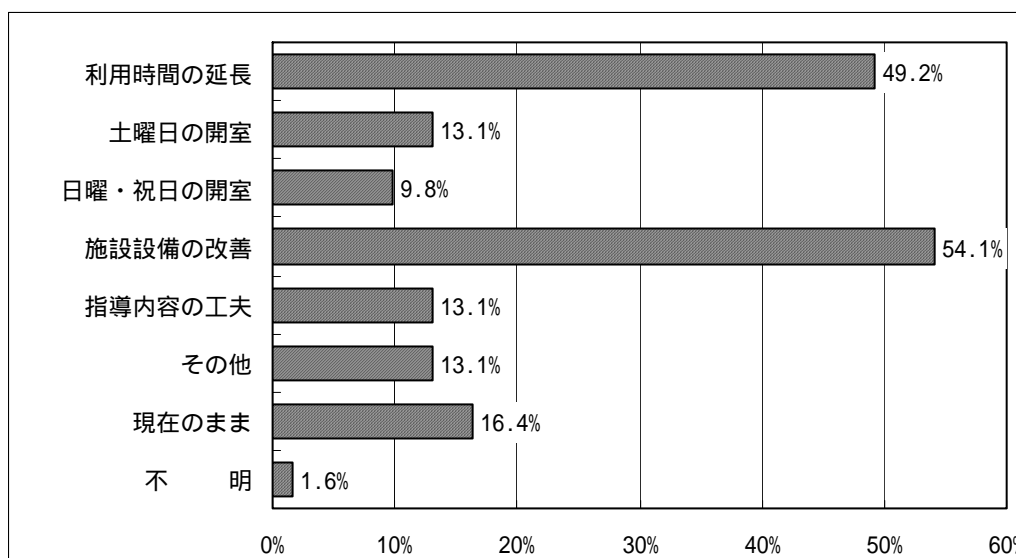
また、長時間通勤者の利用も考慮し、開所時間の延長も今後の課題といえます。



学童保育施設の満足度

資料：北本市子育てに関するアンケート調査（平成16年1月）

第1章 子どもたちをとりまく現況と課題



学童保育施設への要望

資料：北本市子育てに関するアンケート調査（平成16年1月）

自由意見から（小学生の保護者）

- ・働きたくとも学童に預けるほど余裕がありません。
- ・学童保育の開室時間が18時までだと、パートとして働くしかできません。時間を延長して土曜も1日保育してくれると、正社員として働くことができます。
- ・学童保育室の保育料免除が3年生までですが、6年生まで通わせたいので経済的に負担です。
- ・学童で一時預かりをしてほしい。また、その際の料金は時間単位で決めてもらいたい。
- ・学童保育室が各学校に付属しているので、学校帰りに安心して預けられる場所です。いろいろ行事もあり子どもも喜んでいきます。ただ設備が悪く狭いので、もっと広く明るく衛生的だとよいと思います。
- ・学童での集まりや催しが多く、働いている親としてはきついです。
- ・学童クラブは狭いところで何十人も生活しているので、もっと施設を充実させ利用料も安くしてもらえると安心して預けられます。

3 - 4 生活環境についての評価

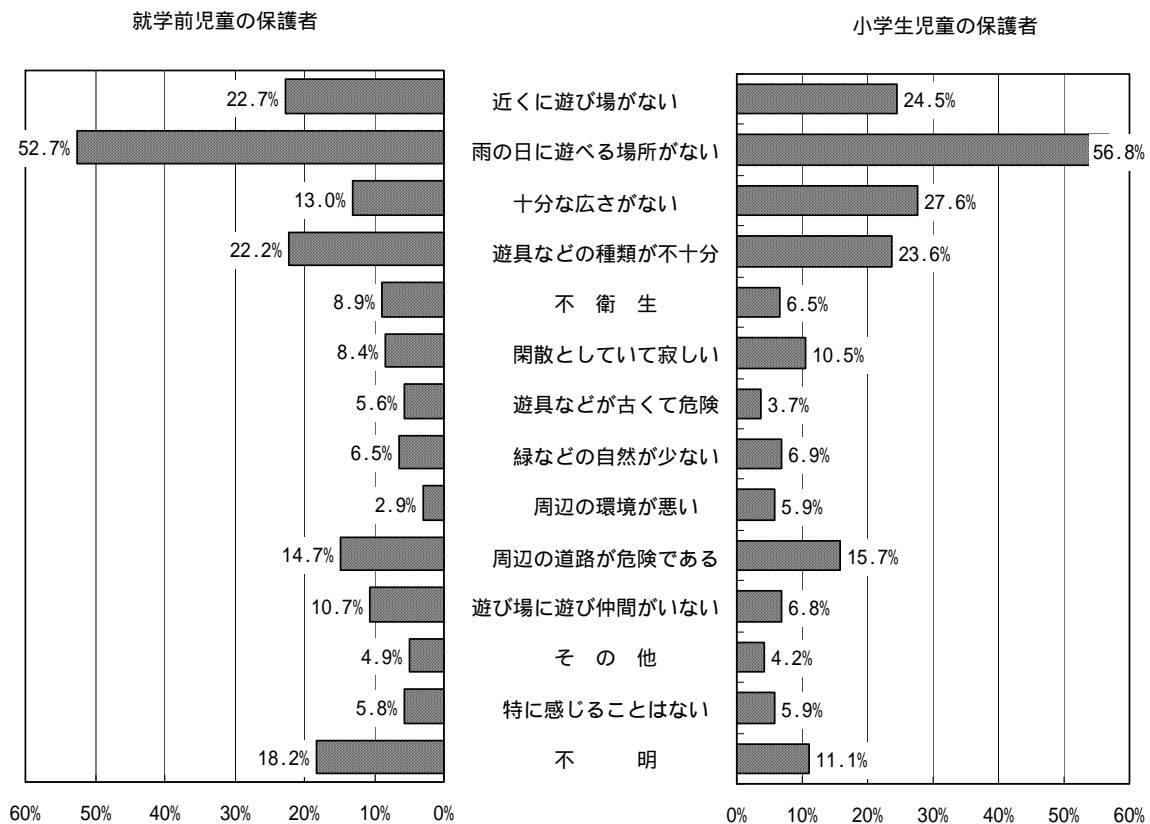
子どもの遊び場についての評価としては、就学前児童の保護者では「雨の日に遊べる場所がない」が半数以上、次に、「近くに遊び場がない」となりました。小学生の保護者も上位2つは同様ですが、3番目の「十分な広さがない」も3割以上を占めています。

外出環境については、就学前児童の保護者ではトイレと子どもとの食事や授乳などの場所の確保についてですが、小学生の保護者では、親との外出が少なくなることもあり、犯罪や交通事故など、安全や安心に関する意見が上位を占めています。

都市化が進行することによって、広場や空き地などの減少や、車の交通量の増加などに伴

い、子どもたちの安全な遊び場が不足してきている傾向がみられ、安全で安心できる居場所づくりが期待されます。

また、都市整備と連携し交通安全施設や防犯対策に重点を置くばかりではなく、地域全体で子どもたちを見守る体制が必要とされます。



遊び場について

資料：北本市子育てに関するアンケート調査（平成16年1月）

自由意見から

- ・雨の日にも子どもを遊ばせられる児童館をつくってほしい。
- ・公園等、子どもの遊び場がなく、交通量が多い。安全に遊べる場所が必要。
- ・児童室に置くおもちゃは市が各家庭から募ったりサイクル品を利用するなど、せっかくある施設なので、多くの人に利用されるような工夫が必要。
- ・既存の公園は遊具が少なく、物足りない印象。
- ・市の雑木林をこれ以上なくさないでほしい。子どもたちには森の楽しさ、豊かさを体験し、次世代につなげて行ってほしいと思う。雑木林を公園にして、散歩したり遊んだりできるようにしてほしい。
- ・サッカーや野球が思い切りできる広さの公園・広場があればいいと思います。周辺住宅に迷惑をかけず、のびのびとボール遊び等楽しく遊べる広場が欲しいです。

4 子育て環境に関する基本的な課題

4 - 1 次代へつなぐ心豊かな人づくりへの課題

本市では、総人口は増加傾向にありますが、子どもの数は減少しており、核家族化も進行しています。また、子どもに期待をかける高学歴志向や都市化によって、子どもたちがゆとりのない環境におかれ、子ども同士がふれあう機会が減少し、子どもの自主性や社会性が育ちにくいといった健やかな成長への影響が懸念されています。

さらに、問題行動の低年齢化やいじめ、ひきこもり、不登校、児童虐待などが大きな社会問題となっています。

このため、子どもが生きる力をもった調和のとれたひとりの人間として、健やかに成長するためには、学校や家庭、地域が連携するとともに、様々な体験活動や交流活動により、子どもの生きる力を育てていくことが必要とされます。

重点的に取り組む課題

- ・ 心や命の大切さを学ぶための環境づくり
- ・ 地域における様々な交流・体験活動の推進

4 - 2 健やかに育つことのできる環境への課題

都市化が進行することによって、広場や空き地などの減少、車の交通量の増加などに伴い、子どもの安全な遊び場が不足する傾向がみられます。また、最近の子どもが巻き込まれる事件が多発していることも、保護者の大きな心配事となっています。

このため、子どもと子育て家庭に配慮したまちづくりの視点で、都市整備と連携し、道路や住宅の整備、身近な遊び場の整備とともに、防犯対策に重点を置き、地域全体で子どもたちを見守る体制が必要とされます。

重点的に取り組む課題

- ・ 子どもの視点に配慮した遊び場づくり
- ・ 地域防犯パトロール体制の推進

4 - 3 仕事と子育ての両立支援への課題

長引く不況の中で生活を支える経済的な事情、女性の高学歴化、自己実現意欲の高まりなどにより、女性の社会参加機会が拡大し、就労する女性の数が増加しています。核家族が多い本市でも、アンケート結果からは、就学前児童の母親の3割以上、小学生の母親の半数以上が就労中という結果となりました。また、現在は未就労の母親も、8割は将来とも仕事をもちたいという希望を持っており、女性の就労意欲は非常に高いと評価されます。

就労時の子どもの保育は、核家族化の進行などから、就学前は多くは保育所・幼稚園、小学生は放課後児童クラブといった施設への入所によるもので、アンケート結果からも、保

育サービスは6割以上、放課後児童クラブは1割以上の保護者が希望しています。

子育てをしながら働き続けるためにも、就労条件や職場環境の改善とともに、女性の社会参加に伴う保育環境の整備が、施設、サービス、経費の面で重要となります。

特に、働きながら子育てをしている家庭への支援として、³特別保育や放課後児童対策が重要となります。

重点的に取り組む課題

- ・ 多様な保育ニーズに対応した子育て支援サービスの充実
- ・ 障害児保育を含めた放課後児童クラブの充実
- ・ ⁴幼保一元化

4 - 4 社会全体での子育て支援への課題

核家族の増加による家庭の養育機能の低下や、地域の間人関係が希薄化している中で、子育てに対して経済的、精神的、時間的拘束、肉体的負担を感じている親が増えています。

アンケート結果からも、半数以上の保護者は何らかの悩みを持っている状況がみられます。

しかし、これらの悩みや不安の多くは、経済的、家族的、社会的サービス（制度、施設、サービス）上の対応によって解決が可能といえます。

また、近年問題となっている児童虐待を始めとした家庭内での暴力（DV＝ドメスティック・バイオレンス）等、本市で急増しているひとり親家庭（特に母子家庭）など、配慮を必要とする家庭に対しては、親としての自覚を持ち、子育てに喜びを感じられる環境づくりと親育ちを地域全体で支援することも必要となります。

さらに、若い世帯を中心に、子育て情報に対する要求が高まっており、自由意見などからも“子育て支援サービス情報”“子育てや子どもむけのイベント・講座の情報”などが求められています。

安心して子育てができる環境形成の重要な項目として、このような情報の供給と母親同士や施設等との相互の意見の交換を可能にする仕組みづくりが必要とされます。

重点的に取り組む課題

- ・ 子育て総合相談窓口の設置
- ・ 子育て支援ネットワークの形成
- ・ 要配慮家庭への支援

³特別保育：「延長保育」や「一時保育」、「休日保育」など、社会状況の変化に応じて特に提供される保育サービスのこと。

⁴幼保一元化：保育園と幼稚園の所管、根拠法、設置基準、保育・教育内容等を一元化して就学前の保育・教育を行うこと。

第2章 計画の基本的な考え方

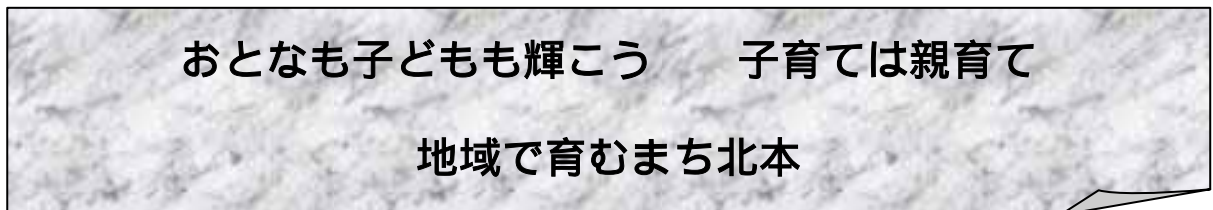
第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

北本市では、これまで「輝く未来に向けて、はばたけ子どもたち」を基本理念として、子ども一人ひとりの最善の利益が尊重され、子どもが健やかに成長し、親たちが安心して子どもを育てることができるまちづくりを進めてきました。

一層の少子化が進む中で、明日を担う子どもたちが、心身ともに健やかに育つことは、将来の北本市が発展するために欠かせないものといえます。そのためにも、これからは、子どもたちを社会全体で支えていくことが求められています。

そこで、地域全体で子育てを支援し、輝く笑顔があふれる元気なまちづくりのため、「北本市次世代育成支援行動計画」の基本理念を次のように定めます。



2 基本的な視点

今後の次世代育成支援対策にあたっては、基本理念を受け、次の5つの視点を十分踏まえながら推進します。

子どもの視点

子どもを市民として尊重したうえで、子どもの側に立って、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に尊重した計画とします。

次世代の親づくりという視点

子どもは将来の親となるという認識のもとに、長期的な視野に立って豊かな人間性、自立性を育む環境づくりを進めていきます。

社会全体による支援の視点

子育ての基本は家庭にあるという認識のもとに、行政と共にすべての市民が子育て・子育てについて考え、取り組んでいくことができる社会全体による支援の仕組みをつくりまします。

すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、専業主婦・主夫家庭や障害のある子ども、ひとり親家庭などすべての子どもと家庭を支援します。

身近に利用できる地域資源の活用と整備の視点

子育てと子育てを支援するため、保育所・幼稚園・公民館といった既存の施設の活用と地域資源の整備を、市民・事業者・行政が協働によって進めていきます。

3 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、5つの基本的な視点を踏まえつつ、「子ども」、「家庭」、「地域」、「社会」それぞれの対象ごとに、次の4つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

(1) 健やかにたくましく育つ子どもづくり

保健・医療、福祉及び教育の分野間の連携を図り、すべての子どもが、心と体が健やかにたくましく育つことを目標とします。また、子どもは次代の親となります。豊かな人間性と社会性を向上させて、子どもの生きる力の育成を図ります。

(2) 子育てを楽しみ喜びをもてる家庭と親づくり

子育ては家庭において行なわれるのが基本です。心から安らぐことができ、笑顔と会話であふれる家庭をつくってもらうことを目標とします。そのためにも、子育てを通じて親も喜びを感じつつ、きちんと子育てにおける責任を果たしていける親育ちの支援を図ります。

(3) みんなで子どもたちを見守り、支え合う地域づくり

隣近所など地域の密接なつながりにより、みんなで子どもたちに関心を持ち、子どもたちを見守り、子育て家庭を地域全体で応援する地域づくりを目標とします。

(4) 子育てへの理解と協力ができる社会づくり

女性の働きながらの子育てや、男性の育児参加がしやすい社会を目標とします。そのためには、仕事と子育てのバランスを上手にとり、⁵性別役割分担意識等を解消するとともに、事業主の理解を求めていきます。

また、子どもが安心して外出したり遊んだりできるような環境の整備を進め、子育てに優しい社会づくりを目標とします。

⁵性別役割分担意識：「男は仕事、女は家庭」というような性別による役割分担に関する固定的な考え方。

4 計画の基本施策

4 - 1 施策目標

基本理念、基本目標を達成するための施策目標は、次のとおりです。

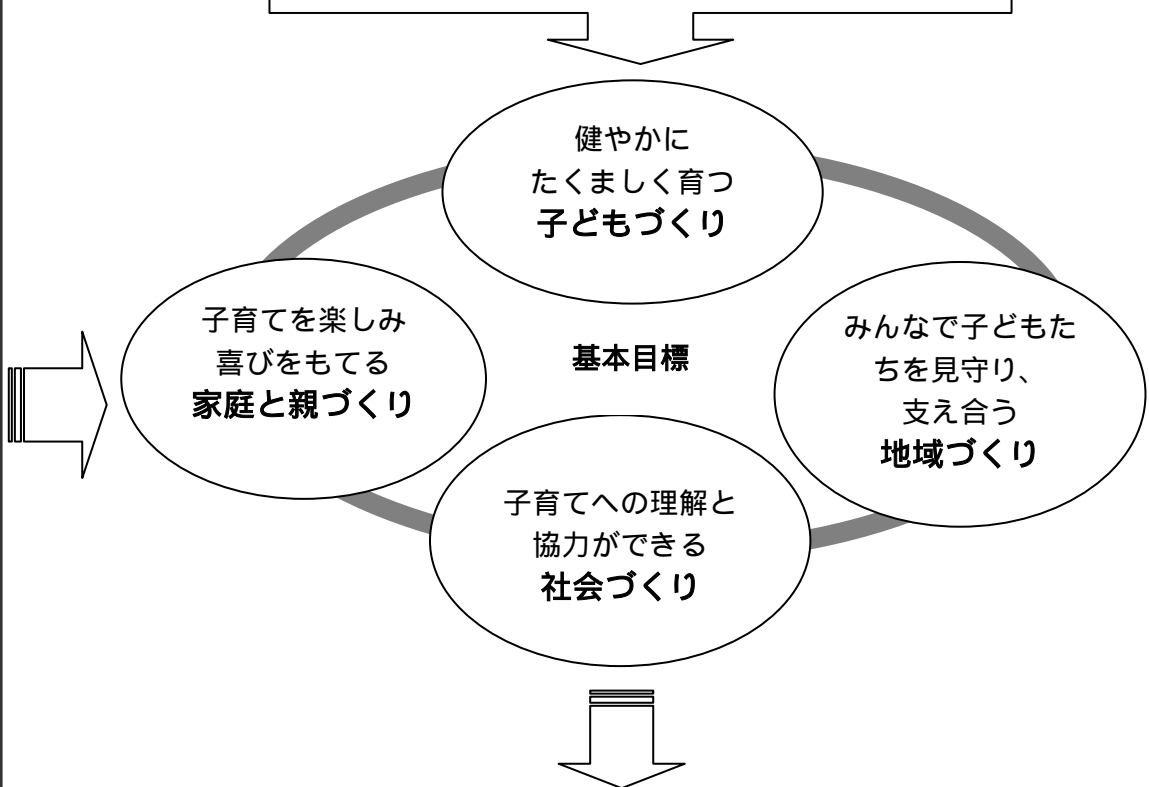
基本理念

北本市のめざす将来像

おとなも子どもも輝こう
子育ては親育て
地域で育むまち北本

5つの基本的な視点

子どもの視点
次世代の親づくりという視点
社会全体による支援の視点
すべての子どもと家庭への支援の視点
身近に利用できる地域資源の活用と整備の視点



施策目標

- 1 子どもが元気で健やかに育つまち
- 2 子どもがたくましく心豊かに育つまち
- 3 子どもと子育て家庭が安心して暮らせるまち
- 4 仕事と子育てを両立できるまち
- 5 子どもと子育て家庭をみんなで応援するまち

第2章 計画の基本的な考え方

4 - 2 施策体系

施策目標に基づく推進方向や施策体系は次のとおりです。

施策目標	推進方向	推進施策
1 子どもが元気で 健やかに育つま ち	1 - 1 子どもと母親の健康 の確保	(1) 子どもと母親の健康の確保
		(2) 食育の推進
		(3) 思春期保健対策の充実
		(4) 小児医療体制の充実
	1 - 2 要支援児童への対応 などきめ細やかな取 り組み	(1) 障害のある子どもと家庭への支援
		(2) 児童虐待を防止する体制づくり
(3) いじめ、ひきこもりや不登校対策		
(4) 子どもの権利を守る取り組みの推進		
2 子どもがたくま しく心豊かに育 つまち	2 - 1 生きる力の育成に向 けた教育環境等の整 備	(1) 地域に開かれた特色ある学校づくり
		(2) 心や命の大切さを学ぶための環境づくり
		(3) 就学前教育の充実
	2 - 2 児童の健全育成	(1) 家庭教育への支援の充実
		(2) 地域スポーツ活動の支援
		(3) 自然とふれあい環境を大切にする心の育成
		(4) 芸術や文化とふれあい豊かな感受性の育成
		(5) 体験・交流機会の提供
		(6) 各種施設の活用と整備
		3 子どもと子育て 家庭が安心して 暮らせるまち
(2) 安心して外出できる環境の整備		
(3) 子どもの視点に配慮した遊び場の整備		
(4) 子どもを取り巻く有害環境対策		
3 - 2 子どもに安心・安全 なまちづくり	(1) 交通安全対策	
	(2) 子どもを犯罪から守るための活動の推進	
	(3) 被害にあった子どもの保護の推進	
3 - 3 経済的支援の推進	(1) 各種支援制度の充実	
4 仕事と子育てを 両立できるまち	4 - 1 保育サービスの充実	(1) 保育環境の向上
		(2) 保育サービスの充実
		(3) 放課後児童クラブの充実
		(4) 幼保一元化の推進
	4 - 2 働き方の見直しと男 性の子育て参加の促 進	(1) 男性の育児、家事参加の促進
		(2) 仕事と子育ての両立への理解の促進

5 子どもと子育て 家庭をみんなで 応援するまち	5 - 1 地域における子育て 支援サービスの充実	(1) 子育て支援サービスの充実
		(2) 子育て情報の充実
		(3) 相談体制の充実
	5 - 2 地域における子育て 支援のネットワーク づくり	(1) 子育てに関する地域活動の育成と支援
		(2) 子育て支援のネットワークづくり
		(3) 地域の子育て支援の担い手の育成
	5 - 3 要配慮家庭への支援 の充実	(1) 問題を抱えた家庭への支援
		(2) ひとり親家庭への支援
		(3) 親育ちへの支援

第3章 行動計画

第3章 行動計画

1 子どもが元気で健やかに育つまち

1-1 子どもと母親の健康の確保

現況と課題

すべての子どもが健やかに生まれ、かつ育つことは、すべての親ばかりでなく市民全体の願いであり、それは、健全な母性、妊娠、出産から始まります。

そのためには、乳幼児の疾病予防や早期発見に努めるとともに、母親の健康の維持・増進が欠かせません。

本市においては、様々な母子保健事業により、市内の母子の健康や生活環境の向上を図る取り組みを行っています。

今後も、妊産婦や乳・幼児の保健相談、保健指導などの母子保健事業を引き続き実施するとともに、正しい食生活習慣の指導や小児救急医療体制の整備により、安心して健やかな子どもを生き育てることのできる環境やしきみが必要とされています。

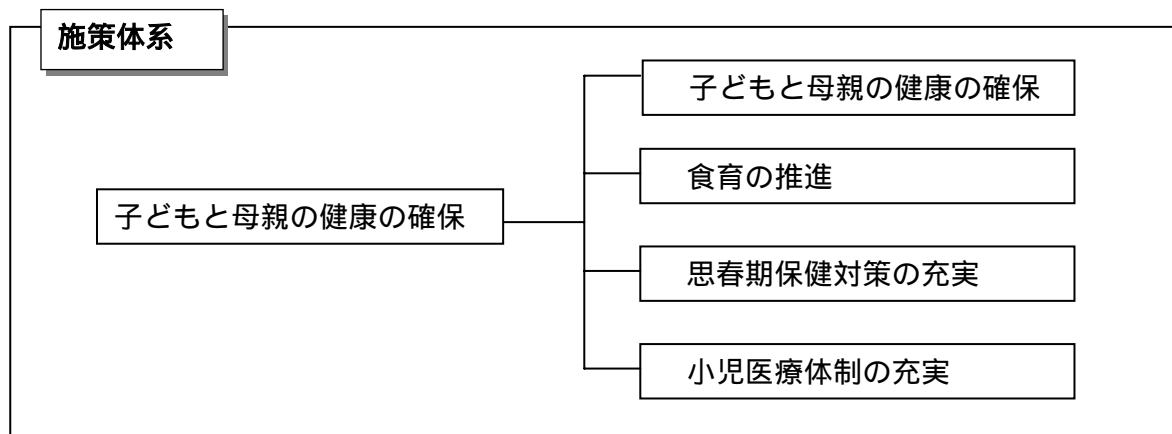
また、次代の親となる中高生に対しては、思春期の心と体の健康づくりを支援していくことが重要です。

表 1歳6ヶ月児事後相談（来所状況）

(単位：人)

区分 \ 年度	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
通知数	651	664	684	624	651	686
来所数	588	613	633	566	611	628
来所率	90.32%	92.31%	92.54%	90.71%	93.86%	91.55%

注) 各年度末現在



第3章 行動計画

基本施策の方向性

子どもと母親の健康の確保

乳幼児を対象に、疾病や障害の早期発見、早期対応を図るため、乳児一般健康診査や各成長段階・特性に合わせた有効な健康診査を行います。

健康診査時には、成長・発達・栄養・子育てなどに関する相談・保健指導を行うとともに、保護者の健康状態や生活・育児状況などを把握し、安心して健全な子育てができるための支援を行います。

母親となる妊婦に対しては、母子健康手帳を交付し、妊婦に対する妊娠初期からの医学的管理と保健指導を適切に行うための妊産婦健診事業を実施するとともに、妊婦アンケートや母性健康管理指導事項連絡カードの配布、妊産婦訪問、新生児訪問等を行い、育児不安や負担感の軽減とより良い育児環境を整えられる指導・支援を推進します。

A 継続 B 拡大 C 縮小 D 新規

事業名	事業概要	計画	担当課	目標値 設定
母子手帳交付	妊娠中を健康に過ごし、安全な出産ができるよう、母子手帳の交付を行い、母子の健康管理に役立てる。また、外国人に対しては外国語母子手帳を交付する。	A	健康づくり課	
妊婦アンケート調査	母子手帳交付時にアンケートを行い、ニーズを把握し、支援を要する妊産婦への育児支援を図る。	A	健康づくり課	
母性健康管理指導事項連絡カードの配布	就労妊婦に対して、母子健康手帳の交付時に母性健康管理指導事項連絡カードを配布し、健康の増進に努める。	A	健康づくり課	
第1子訪問、低体重児訪問	第1子、第2子以降の希望者、里帰り出産で依頼あった方、必要な人、低体重児を保健師、助産師、看護師が訪問し、育児不安や負担感を軽減できるように育児支援する。	A	健康づくり課	
マタニティセミナー	妊婦やその家族に、妊娠出産または育児について必要な情報の提供や保健指導を行い、母子保健の向上を図るとともに、妊婦及び家族の交流を図る。	A	健康づくり課	
乳幼児健康診査	乳児、1歳6ヶ月及び3歳児健診を実施し、乳幼児の健康状態と発育発達を定期的に把握し、乳幼児の健康増進を図る。	A	健康づくり課	
育児相談 (9ヶ月児育児相談、乳幼児育児相談)	9ヶ月児、乳幼児育児相談を定例で行い、心身の発育発達を把握し、育児相談や栄養指導により不安解消や育児支援を行うとともに、利用者の交流の場とする。	A	健康づくり課	
1歳6ヶ月児事後相談	個別相談にて1歳6ヶ月児健診後の経過観察児を対象として、発達を促す係わり方についての助言や相談を行う。	A	健康づくり課 こども課	

親子教室ペンギン、パンダ	1歳6ヶ月健診後の、心身の発達に遅れのおそれのある児童及び保護者、児童への係わり方に問題があると思われる保護者及び児童（ペンギン）、3歳児健診後、遊び友達のいない親子（パンダ）を対象とし、発達を促す係わり方についての相談や助言、遊びの体験を通して、児童の健全育成を図る。	A	こども課 健康づくり課	
離乳食講習	情報過多の中で、適切な正しい知識の啓発、育児不安の解消、育児中の母親の孤立化防止を図る。	A	健康づくり課	
予防接種	感染症の予防、重症化の防止のため、集団接種や個別接種による予防接種を実施。	A	健康づくり課	
女性健康診査	女性のライフステージに応じた健康づくりを推進し、次代を担う健やかな子を生み育てることができるよう支援する。	A	健康づくり課	
沐浴実習	初めて父親になる人と家族で希望する人に、赤ちゃんのお風呂の入れ方の講習会を実施。	A	健康づくり課	
妊産婦健康診査 妊婦訪問	若年妊産婦等の健診及び訪問指導を実施。出産・育児に対する不安軽減を図る。	A	健康づくり課	
成人健康相談	保健師・栄養士・健康運動指導士が、身体や心の健康について、個別に相談を実施。	A	健康づくり課	
女性健康診査事後相談	女性健診後の生活習慣病予防の相談を実施。	A	健康づくり課	

食育の推進

「食」は、人の生きる糧であり、望ましい食習慣を定着させることは、健康的な生活習慣を形成する基本となります。そのため、離乳食講習会や小学生を対象とした講座、食に関する相談への助言などを通じて、一人ひとりが「食」について自ら学び、考え、判断できるよう知識の普及・啓発を図り、家庭で健全な食生活が営めるよう支援します。

A継続 B拡大 C縮小 D新規

事業名	事業概要	計画	担当課	目標値 設定
「市民カレッジ」小学生向け 田舎料理	料理を通して、地域社会の子どもたちを結びつけることを目的として、市内小学生を対象に、講師、スタッフの指導のもと、料理を作り食べる講座を開催。	A	生涯学習課	
離乳食講習	毎月2回乳児健診と同時開催で4～6ヶ月児の母親や家族を対象に、離乳初期、中期食の試食や栄養士による講習を実施。	A	健康づくり課	

第3章 行動計画

子ども料理教室	小学 4～6 年生を対象に料理教室を開催。	A	公団地域 コミュニティ委員会	
夏休み子どもハーブ教室	市内小中学生を対象とし、ハーブ料理や染物の作成など、ハーブの利用を通して、地域社会の子どもたちを結びつけるための講座を開催。	A	中丸公民館	
親子うどん作り体験教室	地域親子の親睦を目的とし、親子でうどんづくりの体験教室を開催。	A	中央地域 コミュニティ委員会	
子どももちつき大会	地域親子の親睦を目的とし、親子でもちつきを行う。	A	中央地域 コミュニティ委員会	
食に関する指導の推進	学校栄養職員を活用し、食に関する教育を推進する。	A	学校教育課	
給食内容の充実	栄養的にバランスのとれた、魅力ある給食とするため、献立や食事の形態を多様化する。また、安全な食材の確保に努める。	A	給食センター	
学校給食運営の充実	給食指導・運営体制を確立し、健康教育を推進する。	A	学校教育課	
食事環境の改善	食器具の改善やランチルームの整備・活用を進めるなど、食事環境の整備を推進し、豊かで楽しい給食活動を推進する。	A	学校教育課	
石臼体験学習	郷土学習（石臼学習）体験学習（手打ちうどん作り）を通し、食文化を知り郷土に愛着をもてるようにする。	A	西小学校	
母と子の料理教室	親子で協力して調理をして食事の大切さと、親子の触れ合う機会を作る。	A	南部公民館、中丸公民館	
男性料理教室	男性が料理を覚えて、育児・家事を、夫婦で協力して行い、親育ちしていく。	A	中丸公民館、コミュニティセンター	

思春期保健対策の充実

母性、父性について正しく理解し、自他を大切にすることを育むため、性に関する健全な意識、正しい知識の啓発を行うとともに、喫煙や薬物の有害性などについての基礎知識の普及を図り、思春期の心と体の健康づくりを支援します。

A継続 B拡大 C縮小 D新規

事業名	事業概要	計画	担当課	目標値 設定
性感染症予防セミナー	市内在住の10代の子どもと保護者を対象に「性感染症ってなあに？」のセミナーを実施。	A	中央公民館	
薬物乱用防止教育の推進	家庭地域と連携した薬物乱用防止に関する指導の推進。	A	学校教育課	
ヘルスケアー市民講座	北里研究所メディカルセンター病院主催のあらゆる分野にわたってのヘルスケアー市民講座を実施。	A	北里研究所メディカルセンター病院	

小児医療体制の充実

小児医療は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基礎となることから、休日・夜間の医療体制を含め、小児初期救急医療体制の整備・充実が図られるよう働きかけます。

また、子どもの病気やけがへの初期対応として、的確な判断や処置は大変重要であることから、親を対象とした講座の開催や医療情報の提供により、病院受診の必要がある症状等についての知識の普及を図ります。

A継続 B拡大 C縮小 D新規

事業名	事業概要	計画	担当課	目標値 設定
乳幼児医療費助成	医療を容易に受けられるようにするため、医療費の一部を支給することにより、保護者の経済的負担を軽減し、乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図る。	A	こども課	
ひとり親医療費助成	医療を容易に受けられるようにするため、医療費の一部を支給することにより、保護者の経済的負担を軽減し、ひとり親の児童の保健の向上と福祉の増進を図る。	A	こども課	
小児救急医療体制の整備	小児初期救急医療体制の整備について、関係機関と協議を進める。	D	健康づくり課	
医療電話相談	医師会の協力を得て、小児科医による電話相談を実施し、保護者の負担を軽減する。	D	健康づくり課	

1 - 2 要支援児童への対応などきめ細やかな取り組み

現況と課題

現在、児童虐待が大きな社会問題となっています。本市でも、平成16年10月現在で前年度より2件多い13件の児童虐待が報告されています。

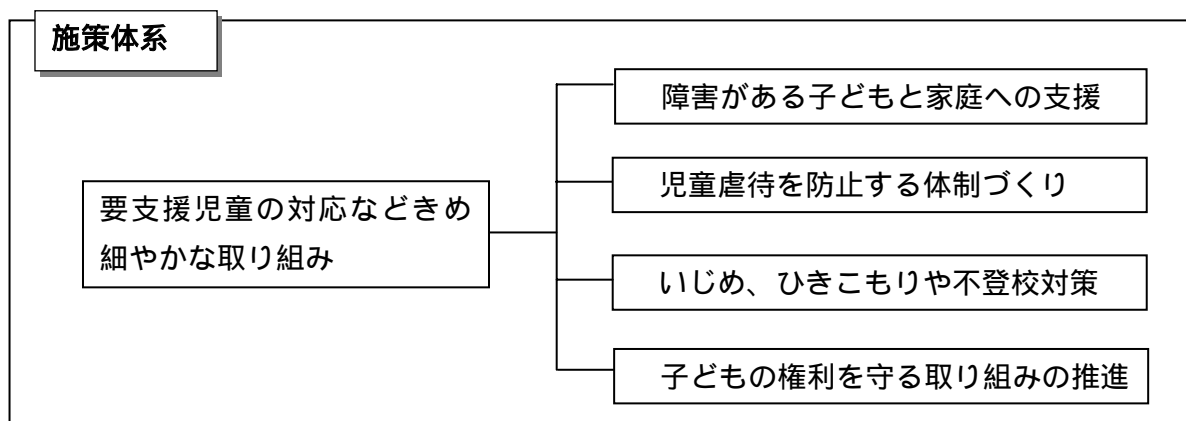
市の子育てに関するアンケートからも、悩みや気になることとして、就学前の保護者で7.2%、小学生の保護者で3.4%とわずかながらも、「ストレスで子どもに手を上げたり、世話をしないこと」と答えた保護者がいます。

児童虐待防止法や児童福祉法の改正により、虐待の予防や支援、児童相談に関する体制の充実について国や地方自治体の責務が明記されたこともあり、今後は、出産後すぐからのきめ細やかな育児支援によって育児負担を軽減し虐待を未然に防ぐことや、保育所、学校や地域、関係機関の連携による早期発見・早期対応が、より一層必要とされます。

また、ひとり親家庭については、経済情勢の厳しい中で、特に母子家庭は経済的に厳しい状況に置かれています。本市でも、母子家庭は急増傾向にあり、就業支援等によって、ひとり親家庭の子どもに対しても、一般家庭の子どもと同様に福祉の充実を図る必要があります。

障害児に対しては、自立や社会参加に向け、乳幼児期から一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談体制や療育体制を充実させ、保護者が安心して子育てができ、子どもも地域社会で充実した生活を送ることができるような支援が求められています。

このように、様々な保護や支援が必要な子どもたちに、人権の擁護という観点に立った適切な保護と支援が重要です。



基本施策の方向性

障害がある子どもと家庭への支援

障害の早期発見、早期療育のため、医療機関や療育機関と密接な連携を図るとともに、各種相談体制の充実や情報提供を行い、障害がある子どもが、将来社会で自立して生活できるよう、様々な支援をしていきます。

⁶学習障害(LD)、⁷注意欠陥/多動性障害(ADHD)、⁸高機能自閉症等の子どもに

⁶ 学習障害：学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが聞く、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態をさすもの。

必要な支援も学校教育と連携しながら、支援を行っていきます。

また、障害がある子どものいる家庭では、親たちが療育や介護のため、就労が困難になるなどのケースも多いため、必要とする支援が「いつでも、どこでも」受けられるよう、各種の在宅福祉サービスを充実させていきます。

さらに、就学児に対しては、放課後のケアが不可欠であるため障害児学童保育室の充実を、未就学児に対しては保育所における障害児保育の充実を図っていきます。

A継続 B拡大 C縮小 D新規

事業名	事業概要	計画	担当課	目標値 設定
就学指導委員会	障害の有無・種類・程度を把握し、どのような教育が適しているか保護者が判断できるよう情報提供し、指導助言する。	A	学校教育課	
障害児学級指導補助員配置	障害児学級におけるきめ細かな指導のため、担任の指導補助を行い、児童生徒の生活面の介助など個に応じた支援を行う指導補助員を、中丸小、南小、西小、北本中に派遣する。	A	学校教育課	
身体障害児生活用品扶助	障害児に対し、車いす、補聴器等の補装具を交付することにより、身体の欠損または機能の損傷を補い、日常生活または学校生活を容易にする。	A	こども課	
障害児学童保育室運営助成	障害がある児童の放課後の生活の場を提供し、保護者負担の軽減を図るとともに、児童の社会参加を促進する。	B	こども課	
教育センター運営事業	教育センターたよりの発行や、不登校児童生徒・言語治療を要する子・保護者への教育相談。教育センター研究協力員（教員）によるカウンセリング。	A	学校教育課	
親子教室ペンギン、パンダ（再掲）	1歳6ヶ月健診後の、心身の発達に遅れのおそれのある児童及び保護者、児童へのかかわり方に問題があると思われる保護者及び児童（ペンギン）、3歳児健診後、遊び友達のない親子（パンダ）を対象とし、発達を促す係わり方についての相談や助言、遊びの体験を通して、児童の健全育成を図る。	A	こども課 健康づくり課	
つどいの広場事業（ママ&キッズサロン）	駅西口保育ステーションでは、月曜日から金曜日まで、地区公民館では指定日に子育て中の親子が集まり、交流や子育てに関する相談、情報提供を行い、講習を実施することで親の負担感の緩和を図り、安心して子育て、子育てができる環境を整備する。	B	こども課	
障害児保育	保育所における、障害のある子どもの受け入れ体制の充実を図る。	A	こども課	

⁷ 注意欠陥/多動性障害：年齢あるいは発達に釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害。

⁸ 高機能自閉症：3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

第3章 行動計画

交流教育促進事業	障害児学級や養護学校等の交流を促進し、 ⁹ ノーマライゼーションの理解を深める。	A	学校教育課	
早期療育体制の充実	あけぼの園での療育年齢を引き下げ、早期療育を推進する。	A	あけぼの園	
障害児地域療育等支援事業	在宅の重症心身障害児、知的障害児、身体障害児の地域における生活を支えるため、地域で療養指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図る。	B	こども課	
レスパイトサービスの整備	障害のある子どもがいる親が必要な時に利用できる一時保護体制を確保し、保護者の安定と障害児の生活支援を図る。	A	福祉課	
学校施設整備事業の充実	障害のある児童生徒が、学校生活を快適に送れるよう、施設・設備を計画的に整備する。	A	学校教育課	
ふれあい学級	障害児と障害者の集い、音楽の演奏など文化活動を通し交流を図る。	A	北部公民館	
おもちゃ図書館	障害がある子どもたちへの遊び場の提供、保護者の情報交換、交流の場を提供。	A	社会福祉協議会	
特別支援教育の充実	学習障害（LD）、注意欠陥/多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の子どもに必要な支援を行っていく。	D	学校教育課	

児童虐待を防止する体制づくり

子どもの虐待について、児童相談所や保育所、学校、地域等で連携を強化し、早期に発見し、適切な対応がとれるような体制づくりに努めます。

また、子育て中の保護者が、不安や悩みを気軽に相談できる体制の整備・充実を図っていきます。

A継続 B拡大 C縮小 D新規

事業名	事業概要	計画	担当課	目標値設定
要保護児童対策地域協議会（代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議）	子どもを虐待から守るために、虐待防止対策の検討及び環境整備を行い、虐待を発見したときには速やかに関係機関で協議し、早期対策を実施。	B	こども課	
つどいの広場事業（ママ&キッズサロン）（再掲）	駅西口保育ステーションでは、月曜日から金曜日まで、地区公民館では指定日に子育て中の親子が集まり、交流や子育てに関する相談、情報提供を行い、講習を実施することで親の負担感の緩和を図り、安心して子育て、子育てができる環境を整備する。	B	こども課	

⁹ ノーマライゼーション：障害のある人たちだけでなく、高齢者の有る、無しにかかわらず高齢者や女性など、社会的に弱者であるとみなされている人々が共に支え合い、互いに尊重しながら関わっていきける社会。

育児相談（再掲）	9ヶ月児、乳幼児育児相談を定例で行い、心身の発育発達を把握し、育児相談や栄養指導により不安解消や育児支援を行うとともに、利用者の交流の場とする。	A	健康づくり課	
あそぼう会	月1回「あそぼう会」を開催して、地域の子どもや保護者との交流を図っている。	A	各保育所	
保育所長会議	月1回保育所長会を実施して、育児情報の交流を図り、共通認識を持ち、日々の保育の中で虐待を発見していく。	B	こども課	
学童保育室指導員連絡会	指導員連絡会を実施して、育児情報の交流を図り、共通認識を持ち、日々の保育の中で虐待を発見していく。	A	こども課	
民生・児童委員連絡協議会 児童部会	児童部会を実施して、地域情報の交流を図り、共通認識を持ち、日々の民生・児童委員活動の中で虐待を発見していく。	A	福祉課	

いじめ、ひきこもりや不登校対策

増加しているいじめ、ひきこもりや不登校などは、学校だけでは解決できる問題ではないため、学校、地域、そして家庭でもお互い当事者として関心を持ち、早期対応と子どもの視点に立った働きかけをおこなっていきます。

そのため、相談体制の充実を図るとともに、¹⁰NPO等と協働し、ひきこもりや不登校の児童生徒が将来への夢と希望を持ち、個性・能力に応じた進路を見いだせるような新しい居場所づくりを推進します。

A継続 B拡大 C縮小 D新規

事業名	事業概要	計画	担当課	目標値設定
教育センター運営事業（再掲）	教育センターたよりの発行や、不登校の児童生徒・言語治療を要する子・保護者への教育相談。教育センター研究協力員（教員）によるカウンセリング。	A	学校教育課	
教育相談推進事業の充実	さわやか相談室相談員と民生児童委員との連絡協議会を充実する。	A	学校教育課	
教育相談推進事業の実施	市教育センター、さわやか相談室との連携を深め、いじめ、不登校問題の解決に努める。さわやか相談室の教育相談機能の向上や、相談員の資質向上等を目指した研修会を実施する。	A	学校教育課	
ステップ学級(学校適応指導教室)	様々な要因によって登校できなくなった児童や生徒に対し、欠席によって遅れた基礎学力や社会性を補充し、学級に復帰できるよう指導援助する。	A	教育センター	
中学校における「学校選択制」導入の検討	中学校の通学区域を廃止して中学生が中学校を選択する制度の導入について検討する。	D	学校教育課	

子どもの権利を守る取り組みの推進

¹⁰ NPO：民間の非営利で活動している団体のこと。日本では「市民活動団体」としてとらえられる。

第3章 行動計画

すべての子どもには「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」権利があります。社会の一員である子どもを個人として認めて、子どもの権利を保障するために、「児童権利条約」や「北本市児童憲章」の理念を普及・啓発し、次代を担うすべての子どもたちが、元気で自分らしく成長でき、まちづくりにも参加できる体制づくりを推進します。

子どもの人権侵害については、子ども本人からのSOSや相談を受けとめるため、インターネットや子ども電話相談（仮称）等を検討していきます。

A継続 B拡大 C縮小 D新規

事業名	事業概要	計画	担当課	目標値 設定
児童保護相談の充実	保護の必要な児童のいる家庭の相談に応じて、関係機関と連携し、児童の人権を守る。	B	こども課	
里親制度の登録促進	家庭に恵まれない子どもたちの生活を支え、人権を守るため、里親の登録を推進する。	A	こども課	
児童権利条約の普及・啓発	「広報きたもと」・「きたもと教育たより」・「PTA家庭教育学級」等により、広く市民に対する児童の権利に関する条約の普及、啓発に努める。また、社会科や特別活動の授業において啓発を図る。	A	学校教育課	
教育相談推進事業の実施（再掲）	市教育センター、さわやか相談室との連携を深め、いじめ、不登校問題の解決に努める。さわやか相談室の教育相談機能の向上や、相談員の資質向上等を目指した研修会を実施する。	A	学校教育課	
教育相談推進事業の充実（再掲）	さわやか相談室相談員と民生児童委員との連絡協議会を充実する。	A	学校教育課	
人権教育の推進	基本的人権の尊重精神に基づいた、児童生徒、教職員の人権意識の高揚を促進する。	A	学校教育課	
子どもからの相談体制の充実	子どもの人権侵害について、子ども本人からのSOSや相談を受けとめるためのインターネットや子ども電話相談（仮称）等を検討する。	D	こども課	

2 子どもがたくましく心豊かに育つまち

2 - 1 生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

現況と課題

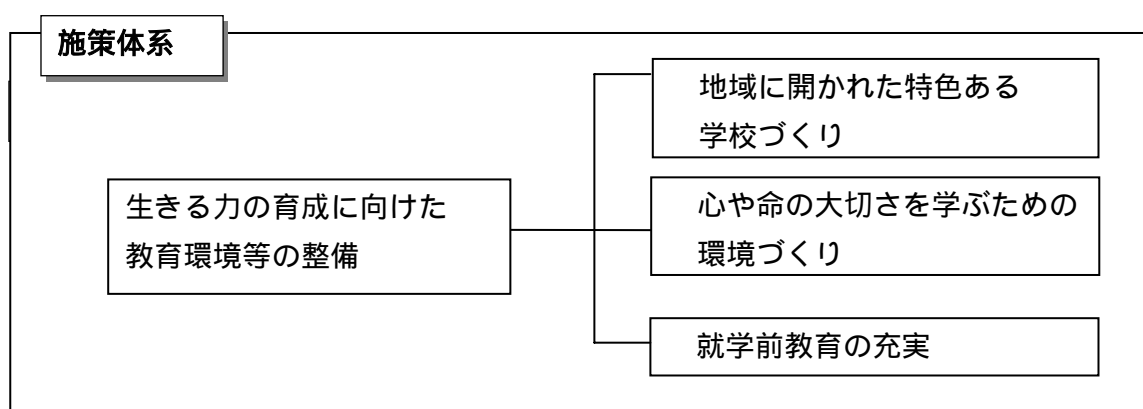
平成 16 年 5 月 1 日現在の市内の小中学校の児童生徒数は 6,146 人で、10 年間で約 1,800 人も減少しています。

少子化は、子どもが社会性や自主性を身につける機会の減少や子どもへの過干渉・過保護といったマイナス側面をもたらす反面、一人ひとりの子どもの充実した教育機会の増加をもたらしています。しかし、長引く不況の中、雇用状況の悪化による終身雇用制の崩壊やニート（学校にもいかず働いていない人）の増加などが社会全体に大きな影響をあたえており、子どもにも将来に夢や希望をもてなくなるなど、学習意欲の低下が指摘されています。

また、学校週 5 日制となり、学力低下に不安を感じている保護者も多く、子育てに関するアンケート調査からも、小学生の保護者の一番の悩みや不安は、「子どもの教育に関すること」となっています。

このような状況の中で、次代の担い手である子どもが、活気にあふれた学校生活を送り、社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、確かな学力と個性豊かに「生きる力」を伸ばしていくことが重要な課題となっています。そのための就学前教育との連携による、一貫性のある教育体制も求められています。

さらに、少子化により、兄弟姉妹の少ない中で育った世代が家庭を築き、乳幼児とのふれあい経験がないまま親となる人が増加しています。子育てについて考える機会をもつためにも、保育所等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げるための取り組みが必要です。



基本施策の方向性

地域に開かれた特色ある学校づくり

家庭や地域とともに児童等を育てていくという視点に立って、学校の教育活動について家庭や地域社会に情報提供を行い、保護者や地域の人々との意志疎通を十分図り、学校への理解を促進します。

そのため、保護者や地域の人々の支援を積極的に受け入れるとともに、児童等を

第3章 行動計画

含めた地域住民が遊びやその他のスポーツ・文化活動等を行う場として活用できるよう、校庭、体育館、図書館、コンピュータ教室等の学校施設を積極的に開放します。

また、少人数学級によるきめ細やかな指導や、学習指導方法の改善、学校施設・設備の整備などにより、学力の向上とともに、心も体も健やかに育つ環境を整えていきます。

A継続 B拡大 C縮小 D新規

事業名	事業概要	計画	担当課	目標値 設定
少人数学級推進	市費採用による臨時教員を配置し、小学校1年生学級を30人程度の編成にし、きめ細やかな学習指導を行う。	D	学校教育課	
学校図書館指導員配置	市内全小中学校へ学校図書館指導員を配置し、人のいる温かみのある図書館の創造及び読書センター、学習センター、情報センターとしての学校図書館の充実を図る。	B	学校教育課	
教育センター運営事業 (再掲)	教育センター研究協力員(教員)によるカウンセリング、若手・中堅教員・資料部教員研修会開催により指導力の向上を図る。	A	学校教育課	
教育振興備品の整備・充実	図書及び教科等の備品の購入により、小中学校における学校図書館蔵書、各教科等教育振興備品の整備・充実を図る。	A	学校教育課	
学校教育活動全体を通じた読書指導の推進	学校図書館資料の整理と充実を図る。また、学校図書館開放を通じた地域に開かれた学校図書館づくりを推進する。	A	学校教育課	
学習指導方法改善の研究委嘱事業	各教科等の指導方法の改善のための実践的教育研究を委嘱する。	A	学校教育課	
先進的教育の研究奨励	教員の資質・指導力の向上を目指した個人研究を奨励する。	A	学校教育課	
中学校部活動と地域との連携推進と外部指導者の導入	生徒の運動の機会の減少と体力の低下に対応して、学校体力の充実と生徒の健康体力の増進を図る。	A	学校教育課	
環境教育の充実	環境教育副読本等を活用した環境教育を推進する。また、学校における牛乳パックの回収等、循環型環境教育を推進する。	A	学校教育課	
学習指導方法改善	ティームティーチングの充実、外部からの指導者の導入、インターネットの活用など、個々の児童生徒の実態に応じた決めの細やかな学習指導方法を工夫する。	A	学校教育課	
小学校での体験農場における勤労体験活動	全小学校において、地域と連携した勤労体験学習の推進に努める。	A	学校教育課	
体力向上推進事業	体力向上推進委員会及び研究発表会等を通して、体力向上活動の充実を図る。	A	学校教育課	

国際理解教育の推進	英語教育の充実、小学校での英語に親しむ学習の推進などを通し、国際社会の一員として行動できる児童生徒を育成する。	A	学校教育課	
情報教育の推進	コンピュータ活用能力の向上を図り、情報を主体的に選択するなど情報技術（IT）の進展に対応できる能力と態度を育成する。	A	学校教育課	
環境教育の推進	環境への理解を深め、環境を大切にする姿勢を育て、より良い環境の創造のために主体的に行動することができる児童生徒を育成する。	A	学校教育課	
福祉教育の推進	福祉社会の実現を目指し、共に豊かに生きていこうとする力や、社会福祉に関する問題を理解し、解決する力を身につける。	A	学校教育課	
進路指導の充実	自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持って、自分の意思と責任で主体的に進路を選択することができるように、指導を充実する。	A	学校教育課	

心や命の大切さを学ぶための環境づくり

次代の親となる社会性や豊かな人間性を育むために、保育所での中・高校生等と乳幼児のふれあい体験などを通じて、家庭の大切さや子どもを生き育てることの意義を理解し、将来の子育てにつながる取り組みを推進します。

また、道徳教育や福祉ボランティア活動により、他の人を思いやることのできる優しい心の育成を図ります。

A継続 B拡大 C縮小 D新規

事業名	事業概要	計画	担当課	目標値設定
彩の国ボランティア体験プログラム	夏休みを中心に、総合福祉センター、その他の福祉施設でのボランティア活動や福祉体験等を実施し、他の人を思いやることのできる優しい心の育成を図る。小学生ボランティアスクール、中学生ボランティアスクール、高校生ワークキャンプなど実施。	A	社会福祉協議会	
保育所での小・中高生や妊産婦(夫)の体験教室の実施	小さい子どもと接する機会の少なくなった子どもたちを、保育所に受け入れ、一緒に遊んだり、生活をする中で小さい子どもとのふれあいを体験してもらう。	B	こども課	
中学校での福祉施設訪問による福祉体験の推進	各教科等の特質を生かしながら、体験活動を推進する。	A	学校教育課	
福祉・交流教育の推進	障害児学級設置校において、障害のある子どもとの交流を行う。	A	学校教育課	

第3章 行動計画

就学前教育の充実

保護者の多様なニーズに対応した、私立幼稚園の預かり保育や各種事業の充実を図るとともに、豊かな情操・想像力・社会性が身に付く幼児教育の充実に努めます。

そのため、幼稚園・保育所及び小学校が連携し、相互交流を促進することにより、一貫した教育体制を充実させるとともに、幼稚園や保育所の情報を積極的に提供します。

また、個性や発達段階に応じた的確な指導が行われるように、各種研修の実施により、指導者の資質の向上を図ります。

さらに、幼児教育特区として2歳児の幼稚園入園を促進し、幼児教育を充実させます。

A 継続 B 拡大 C 縮小 D 新規

事業名	事業概要	計画	担当課	目標値 設定
幼稚園就園奨励	幼稚園に就園している家庭へ補助金を給付することによって、経済的負担を軽減し、幼稚園教育を支援する。	A	学校教育課	
幼児教育特区	2歳児の幼稚園入園を促進し、幼児教育を充実して幼児の社会性の涵養を図る。	D	学校教育課	
幼稚園・保育所及び小学校との交流促進	幼稚園・保育所及び小学校児童の相互交流を促進する。また、教職員や保育士の合同研修会を開催するなど、指導者等の交流を促進する。	A	学校教育課 こども課	
指導者の資質向上	各種研修の実施により、保育士等の子育てについての知識の普及及び技術の向上を図る。また、男性保育士の採用を検討する。	A	こども課	
年齢別保育の充実	子どもの発達段階に応じて、適切な保育を行うため、適正な保育士の配置による年齢別保育の充実を図る。	A	こども課	
子育て支援センター	地域の子育て支援センターとして、育児相談・育児支援・子育て情報の提供・地域における異年齢児交流・講演会を実施する。	A	中丸保育園	
読書活動	北本子どもの本を楽しむ会・北本市子ども文庫連絡会により、子どものより良い本やお話を多くの親子に読み伝えていく。	A	図書館	

2 - 2 児童の健全育成

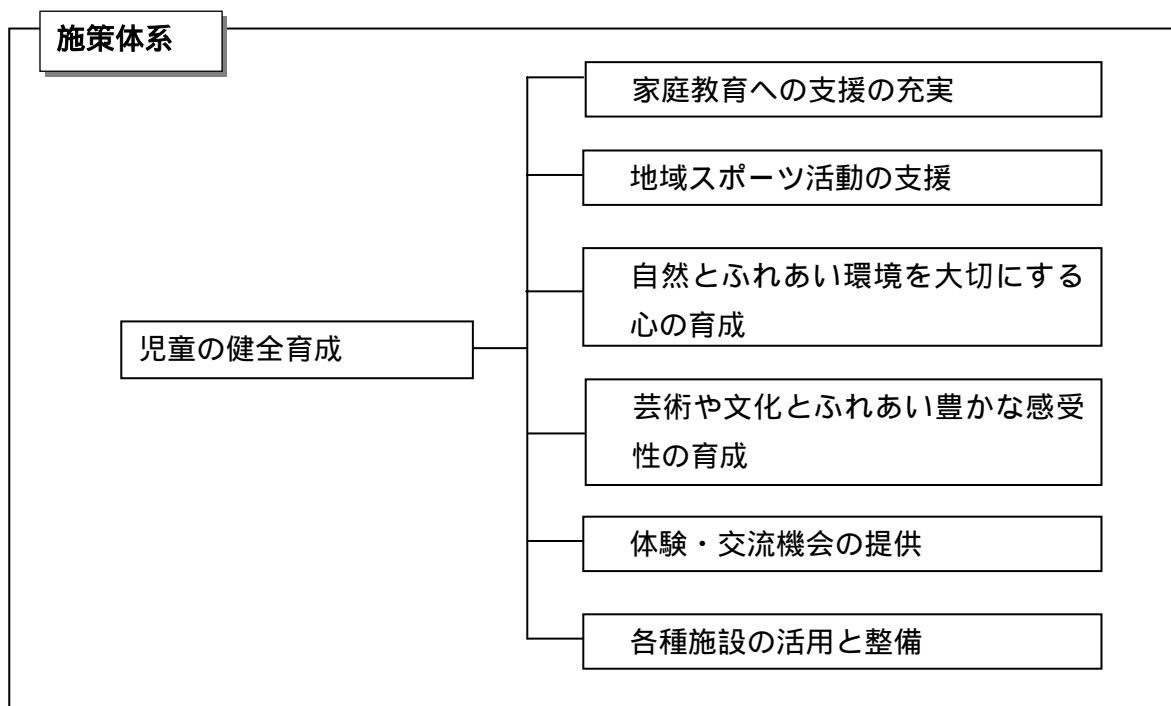
現況と課題

本市では、6歳未満の子どもがいる家庭の8割以上は核家族という状況がみられ、県内でも核家族が多い市といえます。この他、女性の社会進出や少子化など急激な社会構造の変化に伴って、家庭環境は大きく変貌しており、家庭教育の重要性が改めて問い直されています。

子育ての基本は家庭にあり、学校教育ではなしえない、親子のふれあい・兄弟姉妹のかかわり・祖父母との交流の中で得た知識や創造性・自主性、高齢者を敬う心など、日常生活で自然と身につけてきた教育も、今、量的にも質的にも大きく変化しています。また、近隣とのふれあいや同世代の交流の希薄化によって、子育ての悩みや不安を持っている親も少なくありません。

このような日常生活の上で、これからの子育てに関わる親の資質や力量の向上などに努め、家庭における教育のありかたについての認識や新しい社会にふさわしい教育機能を確立し、親としての意識改革を図っていく必要があります。

また、心身ともに調和のとれた人間として成長し、他人を思いやる心や豊かな人間性を育てていくため、多くの人々との関わりの中で、自然体験や、芸術・文化体験、スポーツなどの遊びや学習を通じて、子どもの発達段階に応じた多様な体験機会の提供を図ることが重要です。



第3章 行動計画

基本施策の方向性

家庭教育への支援の充実

親が、子育ての社会的意義を学ぶとともに、子育てに関する知識や技術を身につけることができるよう、様々な学習機会の提供を行います。

また、子育てに様々な悩みを抱える親に対しては、子育ての情報を提供したり、相談体制を充実させていきます。

A継続 B拡大 C縮小 D新規

事業名	事業概要	計画	担当課	目標値 設定
教育センター運営（再掲）	教育相談員・指導員・言語指導員による教育相談、教育センター要覧、教育センターだより等の発行。	A	学校教育課	
のびのび子育てセミナー	乳幼児や小学生をもつ親を対象にセミナーを開催し、幼児期の心身の発達と親としてあるべき姿を学び、家庭教育の重要性を認識する。	A	中央公民館	
子育て講座	小学1年生になる児童の保護者、中学へ入学する子どもの保護者、妊娠中の女性及び配偶者等を対象とし、子どもの年代にあわせ、親として子どもとの接し方について、妊娠中の現在と出産後の赤ちゃんとふれあいを考える。	A	生涯学習課	
ブックスタート	乳児健診の際、赤ちゃんの成長に大切な親子のふれあいやコミュニケーションについて、メッセージを伝えながら絵本を配布することにより、子育て支援、生涯学習の推進に資する。	A	こども課 中央図書館、ボランティアグループ	
つどいの広場事業（ママ&キッズサロン）（再掲）	駅西口保育ステーションでは、月曜日から金曜日まで、地区公民館では指定日に子育て中の親子が集まり、交流や子育てに関する相談、情報提供を行い、講習を実施することで親の負担感の緩和を図り、安心して子育て、子育てができる環境を整備する。	B	こども課	
子育て支援相談員派遣事業	産褥期の母子や、未熟児や多胎児、母親の精神的不安、育児等訪問して相談や簡単な家事援助等行う事業を進めていく。	D	こども課	

地域スポーツ活動の支援

子どもの体力が低下傾向にある中、恵まれた自然の中で子どもがスポーツに親しむことのできる主体性を育み、心身の健康の保持増進を図るため、地域でのスポーツ少年団活動やスポーツ教室を中心とした取り組みに対して、支援を行います。

A継続 B拡大 C縮小 D新規

事業名	事業概要	計画	担当課	目標値 設定
北本市地域子ども教室	事故・事件から守り安全で安心して活動できる居場所を提供すると共に地域の教育力を集結して指導に取り組み、子ども同士、子どもと地域、地域内の交流を図る。活動内容：自然体験、文化体験、生活体験、スポーツ活動、レクリエーション活動、昔の遊び等	B	生涯学習課	
スポーツ・レクリエーション教室・講習会の開催	親子を対象としたスポーツ、レクリエーション教室等の開催により、個々に応じた生涯スポーツ・レクリエーションの基礎を培い、健康体力の増進を図る。	A	体育課、 体育センター、 生涯学習課	
レクリエーション団体の育成・支援及びスポーツ・レクリエーション活動情報提供の充実	体育協会・スポーツ少年団、レクリエーション協会の育成・支援及びスポーツ・レクリエーション等の情報提供の充実を図る。	A	体育課 生涯学習課	
コミュニティ活動と連携したファミリースポーツ活動等の推進	コミュニティ体育祭の開催により、ファミリースポーツ活動の推進を図ります。	A	体育課	
相談・指導体制の確立・充実	各種スポーツ指導者の登録整備及びスポーツ相談体制を確立する。	A	体育課、 生涯学習課	
あそびの学校	「作って遊ぶ基本に返ろう」をテーマにさまざまな自然を題材とした親と異年齢児での共同体験学習を実施。	A	青少年育成市民会議、 生涯学習課	

自然とふれあい環境を大切にする心の育成

本市の公園や緑地、樹林地、農地、生産緑地などの豊かな緑を守るため、身近な自然の観察会や学校での¹¹ピオトープづくりを通して、自然環境を大切に意識の向上を図り、身近に自然と楽しめる環境づくりに取り組みます。

A継続 B拡大 C縮小 D新規

事業名	事業概要	計画	担当課	目標値 設定
親子ミニキャンプ	地域住民親子の親睦を目的とし、野外活動センターキャンプ場にて、テント張り、食事作りの体験などができるミニキャンプを実施。	A	中央地域 コミュニティ委員会	

¹¹ ピオトープ：ドイツ語で「生き物のすみ場所」という意味で、最近では、色々な種類の生き物が、自分の力で生きていくことのできる自然環境をそなえた場所のことをいう。

第3章 行動計画

北本市地域子ども教室 (再掲)	事故・事件から守り安全で安心して活動できる居場所を提供すると共に地域の教育力を集結して指導に取り組み、子ども同士、子どもと地域、地域内の交流を図る。活動内容：自然体験、文化体験、生活体験、スポーツ活動、レクリエーション活動、昔の遊び等	B	生涯学習課	
自然や環境の保全を図る学習機会の充実	環境保全に対する認識と理解を深めるための学習機会と情報提供の充実を図る。	A	学校教育課、都市計画課	
菊の普及事業	北本市の花「菊」を、地域の菊愛好会の協力を得て育成する。	A	ボランティア団体 東中学校	
ホテルの里づくり	ホテルが棲めるような環境づくり。	A	ボランティア団体	
トラスト基金を創設	高岡宮岡ふるさと緑の景観地を保全し、貴重な谷津の自然を未来の子どもに伝えるため基金を創設。	A	都市計画課	
あそびの学校(再掲)	「作って遊ぶ基本に返ろう」をテーマにさまざまな自然を題材とした親と異年齢児での共同体験学習を実施。	A	青少年育成市民会議、生涯学習課	
埼玉県自然学習センターの講座や季節のイベント	自然について学習し、理解を深めるため、年間を通じ、また季節に応じて各種観察会など様々な自然に関するイベントを実施。	A	埼玉県	

芸術や文化とふれあい豊かな感受性の育成

市内には、「石戸蒲ザクラ」と「範頼伝説」をはじめとし「下宿遺跡」など、多くの歴史的資産が残されています。豊かな人間性を育み、個性豊かな人間性を育てていくため、先人たちが築きあげてきた文化と歴史を学習理解します。

また、自主的な芸術・文化活動や交流の機会を設け、新たな文化の創造と発信を目指して、文化・芸術活動を推進します。

A継続 B拡大 C縮小 D新規

事業名	事業概要	計画	担当課	目標値設定
範頼伝説を活用した芸術・文化活動の促進	地域に根ざした個性的な活動を推進するために、石戸蒲ザクラや範頼伝説をモチーフとした地域学習や芸術活動、シンポジウム等を開催し、芸術・文化活動を推進する。	A	秘書政策室 生涯学習課	
北本市地域子ども教室 (再掲)	事故・事件から守り安全で安心して活動できる居場所を提供すると共に地域の教育力を集結して指導に取り組み、子ども同士、子どもと地域、地域内の交流を図る。活動内容：自然体験、文化体験、生活体験、スポーツ活動、レクリエーション活動、昔の遊び等	B	生涯学習課	

芸術文化事業の充実	すぐれた芸術文化に親しみ、情操教育を推進するため、市民文化祭や自主文化事業の充実に努める。	A	公民館	
芸術・文化団体の育成と支援	芸術・文化の振興と生きがいづくりを図るため、芸術・文化団体の育成と支援に努める。	A	生涯学習課	
市の「木」「花」「歌」及び「北本音頭」を生かした事業の推進	市の木「桜」、市の花「菊」をテーマにしたイベントの開催や、「北本市の歌」及び「北本音頭」の普及に努める。	A	公園管理事務所 生涯学習課	
石臼体験学習（再掲）	郷土学習（石臼学習）体験学習（手打ちうどん作り）を通し食文化を知り郷土に愛着をもてるようにする。	A	コミュニティーセンター	
郷土芸能の保存と育成	郷土芸能の後継者を育成するとともに、新しい時代に向けた郷土芸能の振興活動等について支援する。	A	生涯学習課	
北本太鼓かばざくら	北本がふるさとなる子どもたちに新しい文化・伝統を受け継ぐために、大人子ども男女により構成。練習、演奏等により交流を図っている。	A	青少年育成市民会議、生涯学習課	

体験・交流機会の提供

子どもが、様々な体験や交流を通して、自主性や社会性を身につけるとともに、伸び伸びと育つよう、各種体験や交流の機会の提供を行います。

A 継続 B 拡大 C 縮小 D 新規

事業名	事業概要	計画	担当課	目標値設定
子どもビデオシアター	幼児・園児・小学生低学年を対象とし、週休2日制に伴い、子ども向けビデオを上映し、健全育成を図る。	A	学習センター	
アメリカンカンントリークラフト教室	小学5、6年生を対象とし、手作りの楽しさと地域の交流を図るため、「コルクボード作り」を開催。	A	公団地域コミュニティ委員会	
夏休みラジオ体操	地域コミュニティが主体となって、健全な体力増進・地域との交流を図るため、夏休みに団地お祭り広場にてラジオ体操を実施。	A	公団地域コミュニティ委員会	
子ども料理教室	小学4～6年生を対象に料理教室を開催。	A	公団地域コミュニティ委員会	
夏休み子どもハーブ教室	市内小中学生を対象とし、ハーブ料理や染物の作成など、ハーブの利用を通して、地域社会の子どもたちを結びつけるための講座を開催。	A	中丸公民館	
「市民カレッジ」小学生向け 田舎料理（再掲）	料理を通して、地域社会の子どもたちを結びつけることを目的として、市内小学生を対象に、講師、スタッフの指導のもと、料理を作り食べる講座を開催。	A	生涯学習課	

第3章 行動計画

七夕まつり	中丸コミュニティ委員会圏域に在住の幼児及び青少年(小学6年生ぐらいまでが中心)を対象に、地域社会と子どもたちを結びつけるため、「まこもの馬づくり」「笹の飾りつけ」「昔の遊び」「折り紙教室」「ピンゴゲーム」「フリーマーケット」等を実施。	A	中丸公民館	
西部コミュニティ七夕まつり・親子たこあげ大会	西部公民館地域の幼稚園児～小学低学年の親子を対象に、適切な遊び、親子のきずなと地域のコミュニケーションを深める場を提供し、健全な育成を図るため、七夕祭りやたこあげ大会を開催。	A	西部公民館・西部コミュニティ委員会	
子ども映画館	小学生以下を対象に、映画に親しみ豊かな心を養うことを目的とし、公民館の視聴覚室を利用して、子ども映画館を開催。	A	東部公民館	
七夕まつりとまこも馬づくり	地域親子を対象に、地域住民親子の親睦を目的とし、「まこもの馬づくり」と七夕祭りを実施。	A	中央地域コミュニティ委員会、東間深井コミュニティ委員会	
親子うどん作り体験教室	地域親子の親睦を目的とし、親子でうどんづくりの体験教室を開催。	A	中央地域コミュニティ委員会	
子どももちつき大会	地域親子の親睦を目的とし、親子でもちつきを行う。	A	中央地域コミュニティ委員会	
親子で正月飾りを作ろう	地域親子を対象とし、地域住民親子の親睦を目的とし、正月飾りの作成講座を開催。	A	中央地域コミュニティ委員会	
親子歴史探訪とミニハイク	地域親子や一般住民を対象に、地域住民親子の親睦のため、歴史資産めぐりを実施。	A	中央地域コミュニティ委員会	
夏休み子ども写真教室	市内小学5、6年生、中学生を対象に、中央地域学習センター講義室、暗室にて、暗室作業を体験して写真を楽しむ教室を開催。	A	北本市視聴覚ライブラリー	
夏休み「星空映画館」	市内在住在勤の親子を対象に、親子で名作映画を楽しむことを目的として、野外活動センター芝生広場にて名作映画の鑑賞会を開催。	A	北本市視聴覚ライブラリー	
子ども文庫	子どもたちに読書の喜びをあたえるため、本の貸し出しや講演会や交流会、お話し会、読み聞かせなどの文庫活動を行う。	A	北本市子ども文庫連絡会	
彩の国ボランティア体験プログラム	ボランティア活動や福祉に関わる体験を通して、他の人を思いやることのできる優しい心の育成を図る。夏休みを中心に、総合福祉センター、その他の福祉施設でのボランティア活動や福祉体験等を実施。	A	社会福祉協議会	

石臼体験学習（再掲）	郷土学習（石臼学習）体験学習（手打ちうどん作り）を通し食文化を知り郷土に愛着をもてるようにする。	A	コミュニティーセンター	
親子もちつき大会	本町・西高尾地域内 幼児～小学生～保護者を対象に、伝統に親しみ、もちつきの楽しさを地域の大人とのふれあいの中で体験。	A	コミュニティーセンター	
北本市地域子ども教室（再掲）	事故・事件から守り安全で安心して活動できる居場所を提供すると共に地域の教育力を集結して指導に取り組み、子ども同士、子どもと地域、地域内の交流を図る。活動内容：自然体験、文化体験、生活体験、スポーツ活動、レクリエーション活動、昔の遊び等	B	生涯学習課	
国際理解学習・交流事業の推進	総務庁の青年海外派遣、埼玉県彩の国青年海外派遣事業を推進し、豊かな国際感覚を養い、国際理解と国際協調を図り、国際化社会に対応する学習機会の推進に努める。	A	生涯学習課、学校教育課	
国際交流ラウンジ委員会	学習センターの国際交流ラウンジを設け、毎週日曜日、異文化の親子の交流を行う。	A	学習センター	
福祉・交流教育の推進	地域や施設の高齢者との交流を図る。	A	学校教育課	
社会教育施設等訪問による体験学習の推進	社会教育施設等を訪問し、学校教育と連携した体験学習の推進に努める。	A	学校教育課	
東間・深井コミュニティまつり	東間・深井地域の親子が集い、芸術、音楽・グランドゴルフ・綱引き等を実施して交流を図る。	A	地域づくり課	

各種施設の活用と整備

保育所、幼稚園、小学校・中学校、公民館、文化センター、公園等の各種の公共施設を十分に活用し、子どもの居場所づくりや体験・交流拠点として整備を図ります。

A 継続 B 拡大 C 縮小 D 新規

事業名	事業概要	計画	担当課	目標値設定
児童福祉施設の整備充実	地域のニーズを踏まえて、児童館を新たに設置し、児童の福祉の向上を図る。	A	こども課	
子ども公民館事業の充実	生涯学習の観点から、子どもの時から公民館事業等に参加してもらう場と機会の提供として、子ども公民館の充実に努める。	A	公民館	
図書館資料の整備・充実	図書館の施設や資料の整備・充実を図る。地区公民館に分館機能を持たせ資料の整備・充実を図る。	A	中央図書館	
野外活動センターの活用促進	野外活動センターの施設を学校や社会教育施設の事業として活用し、野外活動や仲間づくりの推進に努める。	A	野外活動センター	

第3章 行動計画

子育てサークルへの支援	子育てサークルへの支援を図る。	B	こども課	
おはなし会	北本市こども文庫連絡会が、公民館・個人の家などを使って親子に良い本を読み聞かせるおはなし会を推進する。	A	中央図書館	
あそびの学校（再掲）	毎年拠点施設を変えて、「作って遊ぶ基本に返ろう」をテーマにさまざまな自然を題材とした親と異年齢児での共同体験学習を実施。	A	青少年育成市民会議、生涯学習課	
つどいの広場事業（ママ&キッズサロン）（再掲）	駅西口保育ステーションでは、月曜日から金曜日まで、地区公民館では指定日に子育て中の親子が集まり、交流や子育てに関する相談、情報提供を行い、講習を実施することで親の負担感の緩和を図り、安心して子育て、子育てができる環境を整備する。	B	こども課	

3 子どもと子育て家庭が安心して暮らせるまち

3 - 1 子育てを支援する生活環境の整備

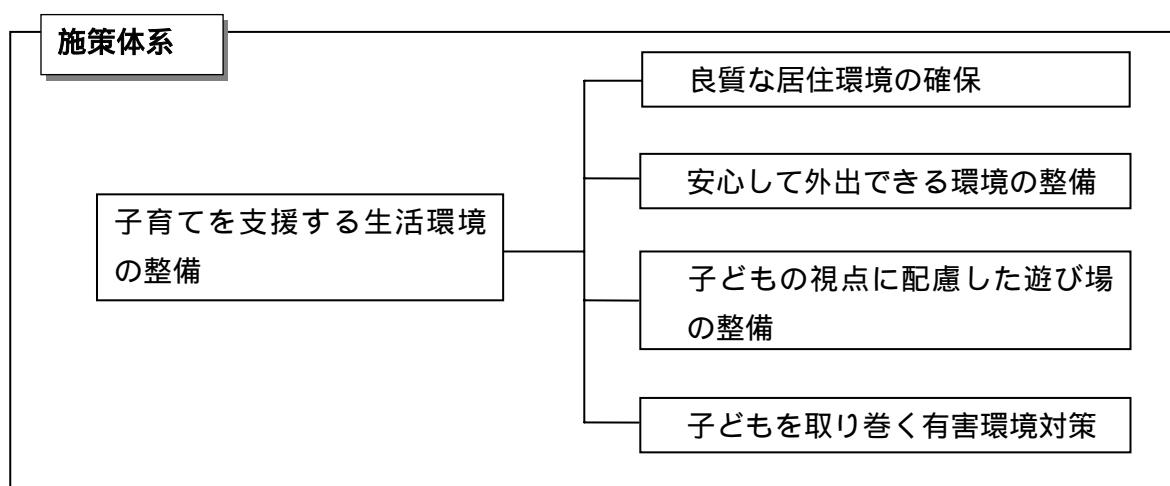
現況と課題

子どもを健やかに生み育てるためには、伸び伸びと活動できる生活空間が必要です。そのためには、子育てを担う若い世代に対し、ファミリー向けの良質な賃貸住宅が供給され、ゆとりのある住環境と子育てに優しい快適な生活環境の整備が望まれます。

また、子育て中の家族が子どもと安心して移動するためには、安全で歩きやすく交通事故の心配のない歩道や休息の場、乳母車が快適に通れるための段差の解消、散策できる小道の整備も必要です。

子どもの遊びは時代と共に変化してきました。特に少子化が進む現在、周辺に同年代の子どもが少なくなることによって地域の中で孤立化し、屋外で遊ぶことがまれになっています。

今回のニーズ調査からも、身近な遊び場や雨の日に遊べる場所が欲しいという意見が多く見られ、子ども同士の交流の場、社会性を育てる場として公民館や公園、広場、スポーツ施設等について子どもの視点に立った運営と施設整備が必要です。



基本施策の方向性

良質な居住環境の確保

子育てがしやすい住環境を整備するため、室内空気環境の安全性を確保する観点から、¹²シックハウス対策を推進します。

また、子育てを担う世代が求める、広くゆとりがある住宅の確保ができるよう、優良な公共住宅の提供や、住宅情報の提供に努めます。

さらに、子どもが伸び伸びと成長でき、家族みんながゆとりと豊かさを実感できる居住環境の整備を進めます。

¹² シックハウス：住宅内に放出された化学物質の影響により、頭痛、吐き気、目の痛みなど様々な健康被害を生じさせる現象のこと。

第3章 行動計画

A継続 B拡大 C縮小 D新規

事業名	事業概要	計画	担当課	目標値 設定
北本市ゴミ減量等市民大会	北本市ゴミ減量等推進市民会議が中心になって、 ¹³ 環境ホルモンの影響や、その他人間にあたる影響について啓蒙活動を図る。	A	環境課	
環境美化運動	自治連合会を通じ、「清潔で明るいまちづくり」をめざし、各自治体単位で区内を清掃し、健康で住みよい快適な生活環境づくりを推進する。	A	環境課	
花いっぱい推進事業の充実	地域コミュニティや小・中学校に花や苗を配布し、小・中学校で菊の栽培を実施する。	A	公園管理事務所 学校教育課	
住宅マスタープランの推進	良好な住環境を保全し、少子化・高齢化に対応した住宅・宅地の供給を図る。	A	都市計画課	
環境の保全	子どもたちが安心して生活できる環境の保全を図る。	A	環境課	
土地区画整理事業の推進	ゆとりとうるおいのある安心して暮らせる住環境を整備する。	A	都市計画課、区画整理担当	
木造住宅の ¹⁴ 耐震診断と耐震補強助成制度	昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震診断と、工事費の一部助成。	A	建築課	

安心して外出できる環境の整備

子どもや妊産婦をはじめ、あらゆる人が安心して暮らす視点に立った、安全に通行できる道路の段差の解消や、公共施設の¹⁵ユニバーサルデザイン化などを都市計画と連携して進めていきます。

さらに、公共施設には、子ども連れで利用しやすいトイレやベビーベット、授乳室などの設置を検討していきます。

A継続 B拡大 C縮小 D新規

事業名	事業概要	計画	担当課	目標値 設定
公園のユニバーサルデザイン化	安全な遊び場が少ない子どもや親に安心して気軽に利用してもらえるよう、市内街区公園等をユニバーサルデザイン化し、お年寄りから幼児までを含めた利用ができる公園整備をする。	A	まちづくり推進部 都市計画課公園緑地担当	

¹³ 環境ホルモン：生物の存続を危うくする生殖や発育への深刻な影響を持つ外来性の物質。

¹⁴ 耐震診断：倒壊を未然に防ぐため、地震により既存の建物に崩壊のおそれがあるかないかを把握すること。

¹⁵ ユニバーサルデザイン：年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいう。

道路の整備	子どもや子ども連れが安心して通行できるように歩道の整備や、段差の解消等、交通安全対策の推進に努める。また、防犯、防災対策等の施策の充実に努める。	A	都市計画課、建築課	
公共施設の整備	高齢者・障害者等が暮らしやすいまちづくりを推進するため、「埼玉県福祉のまちづくり条例」の普及、啓発に努める。また、子どもや子ども連れの利用に配慮し、公共施設の整備・充実に努める。	A	福祉課、生涯学習課、建築課	

子どもの視点に配慮した遊び場の整備

子どもたちが伸び伸びと遊べるよう、子どもの視点に立った身近な公園の整備を行います。発達段階に応じ、就学前児童のためには、遊具の設置を行い、小学生以上のためには、思い切り遊べる広場の整備を行います。

また、身近にある自然環境を生かし、川辺や雑木林、湧水などの保全を行い、子どもたちが、自然とふれあう機会を育てます。

雨の日の遊び場確保のため、既存の文化センターや公民館の有効活用を図るとともに、児童館の整備について検討を行います。

A 継続 B 拡大 C 縮小 D 新規

事業名	事業概要	計画	担当課	目標値設定
子ども広場	子どもの遊び場が減り、路上で遊び交通事故が憂慮されるため、土地所有者の協力により無償で提供していただき設置し、地区の子どもの遊び場として活用。	A	市民経済部地域づくり課	
公園の安心で安全な場所の提供	遊具の定期点検による不良箇所を修繕し、安心して遊べる遊具や場所の確保を図り、健康な体力づくりや社会への順応性を伸ばす、安全で安心して利用できる憩いの場所の提供を行う。	A	まちづくり推進部都市計画課公園緑地担当	
児童福祉施設の整備充実	地域のニーズを踏まえて、子育て支援施設等を新たに設置し、児童の福祉の向上を図る。	A	こども課	

子どもを取り巻く有害環境対策

性や暴力に関する過激な情報等の有害な環境を排除するため、地域と学校・家庭が連携して、関係業界に対する自主規制の働きかけを行い、子どもにとって良好な環境づくりを目指します。

A 継続 B 拡大 C 縮小 D 新規

事業名	事業概要	計画	担当課	目標値設定
違反簡易広告物撤去事業	平成7年度から県の移譲事務を受け、 ¹⁶ 簡易広告物を撤去している。	A	道路課	

¹⁶ 簡易広告物：はり紙、はり札、立看板、のぼり旗、置看板等容易に除却又は移動できる広告物のこと。

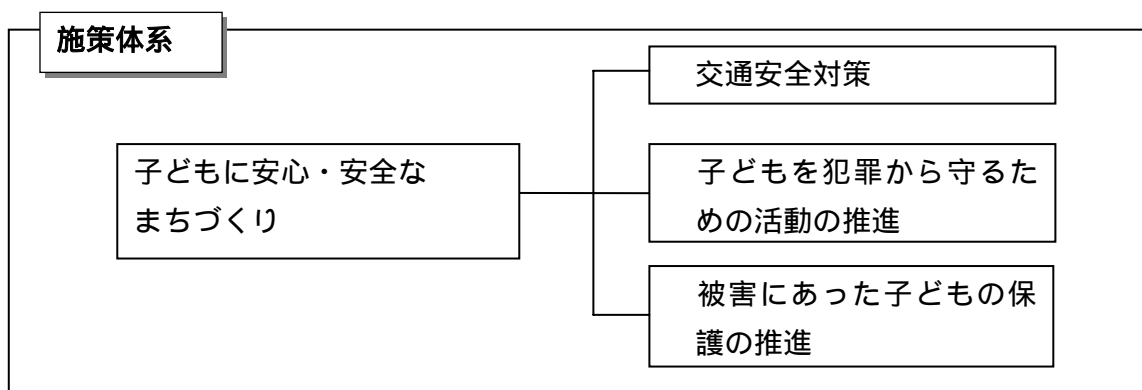
3 - 2 子どもに安心・安全なまちづくり

現況と課題

子どもが巻き込まれる事件や事故が多発していることもあり、アンケート調査からは、特にひとりで遊びに出かける小学生の保護者の、犯罪の被害や交通事故を懸念する意見が多く見られました。また、学校や保育所、幼稚園における防犯体制も心配されています。

本市の交通事故件数は、平成10年から年々増加しており、平成16年10月現在で、人口1,000人あたり5.63件となっています。また、地域社会が持っていた自主防犯機能の低下により、平成15年中の北本市における犯罪発生件数は、1,622件で過去最高を記録しました。

そのため、子どもを交通事故や犯罪の被害から守り、安全を確保するためには、警察を始めとする関係機関と一体となって地域ぐるみで協力し、市全体で防犯・安全体制を強化していく必要があります。



基本施策の方向性

交通安全対策

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校等関係機関が連携、協力体制を強化し、子ども及び子育て家庭等を対象とした体験型の交通安全教育及びチャイルドシートについての普及啓発活動等を積極的に展開し、交通安全に対する意識の啓発、高揚を図ります。

A 継続 B 拡大 C 縮小 D 新規

事業名	事業概要	計画	担当課	目標値設定
交通安全教育教室	新入学童一年生に交通安全教育を、警察、交通安全母の会、交通指導員等の協力得て実施。	A	各小学校	
自主防犯巡回活動	地域防犯ボランティアとして、地域防犯推進委員や交番連絡協議会員、少年指導委員そして地域住民の皆さんと連携して犯罪のない街づくりを進めている。	A	地域づくり課 自主防犯組織	

交通安全・防犯のつどい	本町西高尾コミュニティ委員会と共催で、圏域の住民の参加のもとで、警察の協力により交通安全、防犯意識の向上を図る。	A	コミュニティセンター	
-------------	--	---	------------	--

子どもを犯罪から守るための活動の推進

子どもを犯罪の被害から守るため、地域において PTA 等の学校関係者や防犯ボランティアなどと連携し、地域の安全点検や安全マップの作成、犯罪の発生状況等の情報を子育て家庭に提供していきます。

また、地域一体となって、子どもの緊急避難場所となる「子ども 110 番の家」の設置や防犯パトロールを推進し、地域全体で子どもたちを見守る体制を推進します。

A 継続 B 拡大 C 縮小 D 新規

事業名	事業概要	計画	担当課	目標値設定
北本安全情報の提供	防犯意識の高揚に、また、地域ぐるみによる防犯活動に役立てられるよう、犯罪情勢や防犯対策などの情報を提供する。	A	地域づくり課	
自主防犯巡回活動	地域防犯ボランティアとして、地域防犯推進委員や交番連絡協議会員、少年指導委員そして地域住民の皆さんと連携して犯罪のない街づくりを進めている。	A	地域づくり課 自主防犯組織	
市役所に防犯担当職員を配置	犯罪の増加に歯止めをかけ「安全・安心のまち北本市」を実現するため、平成 16 年度から埼玉県警察本部の警察官に市職員として出向していただき、地域づくり課交通・防犯担当として配置。	A	地域づくり課	
警察 OB パトロール隊	北本市在住の警察 OB に「防犯アドバイザー」として委嘱。毎月 2 回小学校周辺を中心に防犯パトロールを行うほか、独自のパトロールを実施し、犯罪を起こさせにくい地域環境作りを推進。	A	地域づくり課	
交通安全・防犯のつどい	本町西高尾コミュニティ委員会と共催で、圏域の住民の参加のもとで、警察の協力により交通安全、防犯意識の向上を図る。	A	コミュニティセンター	

第3章 行動計画

被害にあった子どもの保護の推進

子どもが、交通事故、犯罪、いじめ、災害等の被害によって心身の危機を体験しダメージを受けた場合に、その立ち直りを支援するため、子どもや保護者に対して臨床心理士等の専門家によるカウンセリングやサポートによる心のケアを、関係機関と協働して行います。

A継続 B拡大 C縮小 D新規

事業名	事業概要	計画	担当課	目標値 設定
ヘルスケア	北里研究所メディカルセンター病院等との関係機関と連携のもとあらゆる分野にわたってのヘルスケアについて検討していく。	D	こども課	

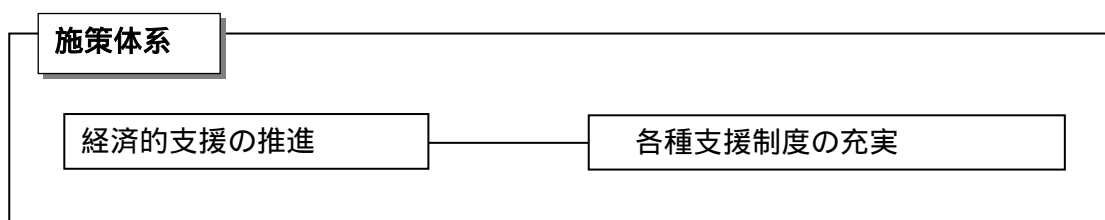
3 - 3 経済的支援の推進

現況と課題

少子化の最も大きな原因の一つとして、子育てに要する経済的負担の拡大があります。

アンケート調査からも、「子育てにかかる経済的負担」に対する悩みが多くあげられています。

安心して子育てができる環境を整備するためには、子育てに関わる経済的負担を軽減するための様々な支援が必要とされています。とりわけ、ひとり親家庭に対しては、経済的支援を行うなどの自立促進施策を進めます。また、病気や障害がある子どもに対しても、柔軟な対応と経済的な育児支援が重要です。



基本施策の方向性

各種支援制度の充実

児童手当の支給や医療費助成制度の他、児童の疾病や障害に応じて様々な支援制度が実施されています。

これらの支援制度の活用と適正な運用、充実を通して、子育てへの経済的支援を推進します。

A 継続 B 拡大 C 縮小 D 新規

事業名	事業概要	計画	担当課	目標値 設定
児童就学援助扶助(小・中学校)	経済的理由によって就学困難な児童に必要な援助を行う。	A	学校教育課	
入学準備金貸付	高校等への入学を希望する方の保護者で入学準備金の貸付を行う。	A	学校教育課	
児童手当支給	平成16年度から小学校3年生修了前(9歳到達後の最初の3月31日迄)の児童を養育している人に対し、第1、2子は5,000円、第3子は1万円が支払われる。(所得制限有り)	A	こども課	
幼稚園就園奨励	幼稚園に就園している家庭の経済的負担を軽減し、幼稚園教育を支援するため、市内に住所を有する人で、満3歳～5歳児を幼稚園に通園させている保護者に、市民税所得割額に応じ、補助金を給付。	A	学校教育課	

第3章 行動計画

ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等に対し医療費の一部を支給することにより、生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図る。	A	こども課	
児童扶養手当支給	父母の離婚・父の死亡などにより、主として父と生計を同じくしていない児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。	A	こども課	
乳幼児医療費助成	医療を容易に受けられるようにするため、医療費の一部を支給することにより、保護者の経済的負担を軽減し、乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図る。	A	こども課	
交通遺児手当制度等の啓発及び充実	交通遺児手当等の対象範囲の拡大及び充実を図り、広報等に掲載し、制度の周知に努める。	A	こども課	
学童保育室保育料の軽減	要・準保護世帯に対して、保育料の軽減に努める。	A	こども課	
貸付金制度の啓発	ひとり親家庭等に対して母子福祉資金貸付制度等の啓発をする。	A	こども課 社会福祉協議会	

4 仕事と子育てを両立できるまち

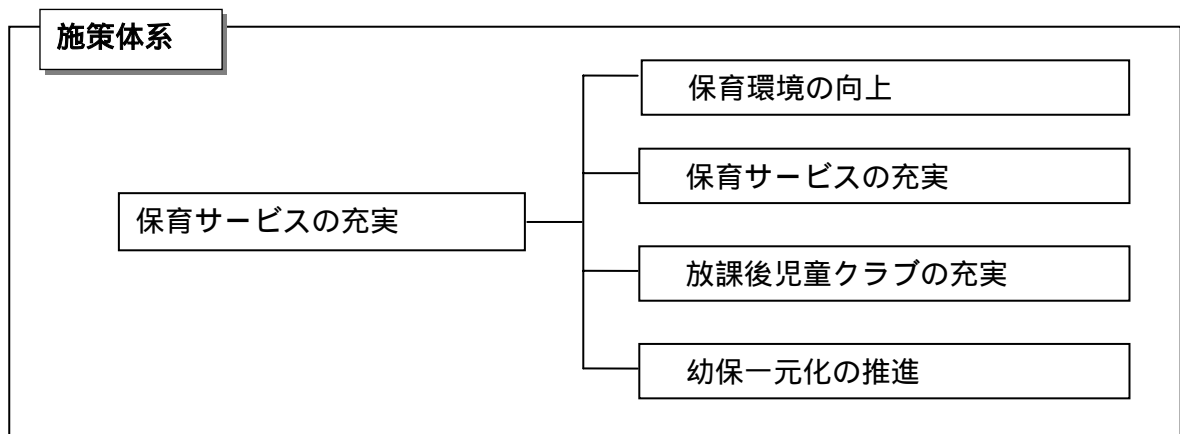
4 - 1 保育サービスの充実

現況と課題

女性の就労率の上昇や育児休業制度の充実などにより、出産後も就労を継続する傾向が高まってきています。また、経済的理由からも働く母親は増加しており、そのため、保育所への入所希望者は年々増加しています。本市の待機児童数は、16年11月1日現在、51人となり、特に0,1歳児の増加が目立っています。

また、保育所利用者のアンケート調査からは、土曜日や平日の保育時間の延長や、施設の整備、特別保育などへの要望が多くみられました。幼稚園利用者からも、延長保育や夏休み期間等の開園など保育機能が求められています。

今後、女性の就労意欲は、ますます高まることが予想されることから、安心して就労できる子育てしやすい環境づくりのため、放課後児童クラブや保育サービスの充実を図る必要があります。特に、通常保育の定員の拡大と合わせて幼保一元化による待機児童の解消、多様化した就労形態に対応できる延長保育や一時保育などの特別保育の充実を図ることが重要です。



基本施策の方向性

保育環境の向上

保育所が安心して子どもを預けられる施設となるよう、老朽化した施設の改築を進めます。

また、各保育所と緊密な連携を図り、保育士の資質の向上と専門性を高めるため、研修会の実施を進め、保育サービスの質の向上を図ります。

第3章 行動計画

A継続 B拡大 C縮小 D新規

事業名	事業概要	計画	担当課	目標値 設定
中央保育所改築	施設の老朽化が進行しているため、改築整備を図り、今後の定員や多様化したニーズにも配慮した整備を行う。	A	こども課	
指導者の資質向上	各種研修の実施により、保育士等の子育てについての知識及び技術の向上を図る。	A	こども課	
保育所の改築及び機能の充実	老朽化している保育所の改築に際し、地域子育て支援センターを併設することや、多様な保育サービスを提供できる保育所として整備する。また、他の公共施設との複合化も含めて改築計画の検討をする。	A	こども課	
年齢別保育の充実	子どもの発達段階に応じて適切な保育を行うため、適正な保育士の配置による年齢別保育の充実に努める。	A	こども課	

保育サービスの充実

保育所においては、多様化、個別化しつつある保育ニーズに対応するため、平日や土曜日の保育時間の延長に加え、休日保育、定員の低年齢児枠の拡大を進めます。

また、地域に開かれた保育所を目指し、保育所が拠点となって、子育て支援の展開を図ります。

A継続 B拡大 C縮小 D新規

事業名	事業概要	計画	担当課	目標値 設定
公立保育所通常保育	住みなれた町で安心して健やかに暮らせるまちをめざして、多様な保育需要に応えて子育て環境の充実を図る。	B	こども課	
家庭保育室設置促進	待機児童の解消を図るため、保育児童受入確保の一環として家庭保育室の運営を支援する。	B	こども課	
延長保育	就労形態の多様化に対応するため、民間保育所にて、19:30 までの延長保育を実施。	B	こども課	
休日保育	休日の就労や疾病のため、子どもの養育が困難な保護者のため、定員 60 名で、1 か所の保育所で休日保育を実施。	D	こども課	
乳児保育の充実	地域の保育ニーズを踏まえ、栄保育所・深井保育所及び民間保育所で実施している乳児保育事業を他の公立保育所でも実施します。	A	こども課	
産休・育休明け入所の円滑化	産後休暇明け及び育児休業明けに伴う年度途中入所のニーズに対応するため、条件整備を図る。	A	こども課	

送迎保育	市立深井保育所または私立高尾保育園に通う乳幼児を対象に、駅を利用して働く保護者のために、保育所の時間外に子どもを預かり、保育所まで送迎する。	A	こども課	
------	--	---	------	--

放課後児童クラブの充実

保護者の就労などにより、放課後の保育に欠ける児童に対し、その安全を守り、集団生活の中で、協調性や社会性を養い、心身ともに健全な成長を支援する放課後児童対策を行います。

また、障害児の保護者の就労支援と、障害児の放課後ケアのため、障害児学童保育室の支援を充実させます。

A継続 B拡大 C縮小 D新規

事業名	事業概要	計画	担当課	目標値設定
学童保育室改築	各学童保育室の老朽化が進行しているため、改築整備を図り、今後の定員や多様化したニーズにも配慮した整備を行う。	A	こども課	
学童保育室運営	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校低学年児童等の健全な育成を図る。	A	こども課	
障害児学童保育室運営助成（再掲）	障害がある児童の放課後の生活の場を提供し、保護者負担の軽減を図るとともに、児童の社会参加を促進する。	B	こども課	
放課後児童対策の充実	老朽化している学童保育室を既存の公共施設の活用を含め、計画的に整備する。	A	こども課	

幼保一元化の推進

増加する保育需要に対応し、待機児童の解消を図るため、幼稚園の土地、建物、職員などの資源を有効活用し、保護者が、保育所、幼稚園の区別なくサービスを選択でき、子どもたちが伸び伸びと小学校入学まで一貫した保育と幼児教育が受けられるよう、幼保一元化を推進します。

A継続 B拡大 C縮小 D新規

事業名	事業概要	計画	担当課	目標値設定
幼保一体化事業	幼稚園の余裕教室等を改修し、または、増改築して保育所への転用を促進し、保育所待機児童の解消を図る。	D	こども課	

4 - 2 働き方の見直しと男性の子育て参加の促進

現況と課題

これまでの生活は、家庭生活よりも職場生活が優先され、長時間労働も当然とされてきました。また、職場に進出する女性は増加傾向にありますが、職業以外における家事、育児、介護などのほとんどを女性が担ってきたのが現状です。

最近では、未婚化、晩婚化が進む一方で、仕事と家庭の両方を担ってきた女性が、出産、子育てをためらう傾向がみられ、それが少子化の一つの大きな要因となっています。

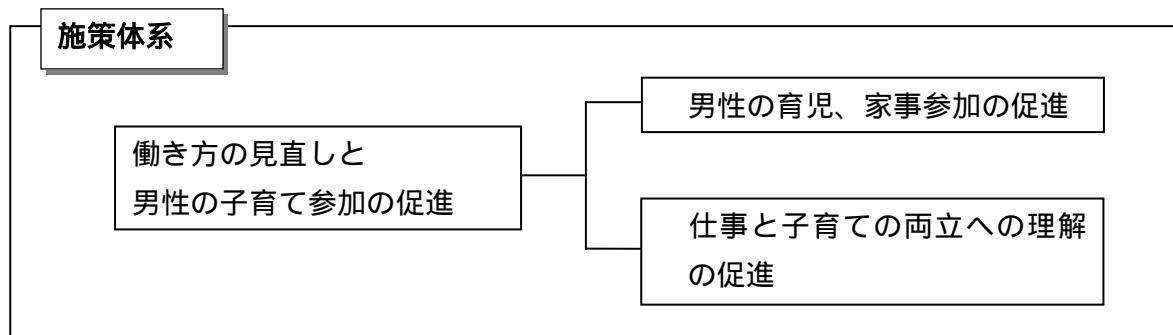
仕事と子育てが両立できる職場環境の整備や、家庭における男女の役割分担などの見直しを含めた、新しいライフスタイルや意識改革が求められています。

今後は、男女がともに子育てに参画できる環境づくりが必要であり、また、結婚、出産後も希望する女性が仕事を続け、出産、子育て中・後も職場への復帰ができるよう、職場環境の整備を進めることが重要です。

表 沐浴実習「パパのためのお風呂の入れ方講習会」

(単位：人)

区分	平成13年度	平成14年度
申込数	60	47
参加数	48	36



基本施策の方向性

男性の育児、家事参加の促進

固定的な性別役割分担や職場優先の意識の改革を始め、子育てと仕事が両立でき、男性が家庭内における自らの役割を自覚し、男女がともに子育てに参加し、喜びと責任を分かち合える環境づくりを進めます。

A継続 B拡大 C縮小 D新規

事業名	事業概要	計画	担当課	目標値 設定
男女共同参画啓発事業	男女が自らの生き方を主体的に選択し、その個性と能力を十分に発揮できる「 ¹⁷ 男女共同参画社会」を実現するため男女共同参画情報紙「シンフォニー」の発行・きたもと男女共生塾の開催などにより、男女共同参画の意識づくり（啓発）を進める。	A	秘書政策室 男女共同参画担当	
お父さんのための沐浴教室	初めて父親になる人や家族を対象に、沐浴講習を実施。	A	健康づくり課	
父親への育児啓発の推進	家庭教育等の講座の中に、父親の子育てへの参加を促進し、子育てに携わる父親のための幼児教育フォーラム、子育てセミナー等を開催する。	A	生涯学習課	
父親向けの子育てパンフレット作成・配布	母子手帳交付時に初妊婦へ「パパのための子育てガイド」を配布し、家庭での父親の役割や、父子の遊び方について紹介する。	A	健康づくり課	
おやじの会	男性の学校行事等への参加促進。	A	南小、西小、中丸東小、北本中	
保育所での小・中高生や妊産婦（夫）の体験教室の実施	小さい子どもと接する機会の少なくなった子どもたちを、保育所に受け入れ、一緒に遊んだり、生活をする中で小さい子どもとのふれあいを経験してもらう。	A	各保育所	
男性料理教室（再掲）	男性が料理を覚えて、育児・家事を、夫婦で協力して行い、親育ちしていく。	A	中丸公民館、コミュニティセンター	

仕事と子育ての両立への理解の促進

男性を含めた働きながら子育てをしている人が、職場において不利な扱いをされることなく、家庭生活と職業生活のバランスがとれる多様な働き方が選択できるよう、法律で定められた子育て休業に関する様々な制度の実施を、事業者に向けて働きかけていきます。

また、安心して家庭を築き、子どもを生き育てるためには経済的に自立した生活への支援が必要となるため、安定就労を促進する対策を行います。

さらに、仕事と子育ての両立のためには、職場だけでなく地域においても、働く母親に配慮した、行事、講座、集会の日時への配慮などを行っていきます。

¹⁷ 男女共同参画社会：性別にかかわらずあらゆる分野への参画と能力発揮の機会がひとしく保障されることを大前提にしつつ、性別にかかわらず一人ひとりの個性が尊重される社会のこと。

第3章 行動計画

A継続 B拡大 C縮小 D新規

事業名	事業概要	計画	担当課	目標値 設定
職場環境の改善	労働学院等を開催し、父親が子育てに参加しやすい職場環境づくりに向けた、意識改革の啓発に努める。	A	産業振興課	
北本地区労働学院の開催	労働基準法等の労働関係法や社会情勢などについて、正しい理解と認識を高めるため、中央労働商工センターとの共催労働関係の講座を開催する。	A	産業振興課	
女性の就業機会の拡大や労働条件、労働環境の整備促進	労働者及び企業に対して子育てと仕事の両立支援に向けた啓発活動を推進する。	A	産業振興課	
内職相談の実施	家庭外で働くことが困難な人で内職を希望する人に対し、内職に関する相談及び斡旋を行う。	A	産業振興課	
求人情報の提供	求職者が身近に求人情報を得られるよう、大宮公共職業安定所に登録している事業者を周知する。	A	産業振興課	

5 子どもと子育て家庭をみんなで応援するまち

5 - 1 地域における子育て支援サービスの充実

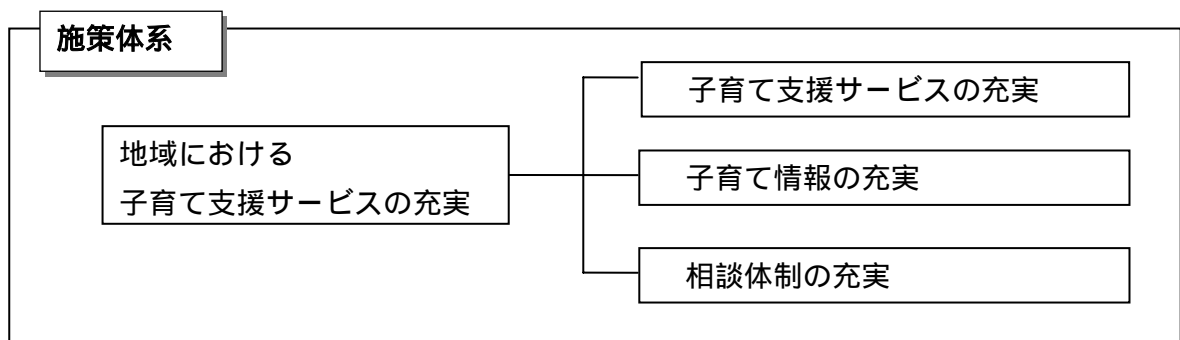
現況と課題

子育ての知識不足、過剰な育児情報、乳幼児とのふれあい経験の乏しさなど様々な要因により、子育てに自信が持てず、家庭の中で一人子育ての不安を抱え、悩んでいる親が増加しています。アンケート調査からも、9割の保護者は何らかの悩みを持っている状況がみられます。そこで、情報提供や相談機能を充実させるとともに、親同士が交流できる場を積極的に提供していくことが重要な課題といえます。

また、これまでの児童福祉法は、保育に欠ける児童対策が中心でしたが、平成15年、児童福祉法の改正により、すべての子育て家庭における児童の養育を支援し、子育てをしやすい環境の整備を図ることが必要とされています。

現在、市では保育所における地域子育て支援センター事業やファミリーサポートセンター事業、子育てサロン（ママ&キッズサロン）、各種相談事業など、すべての子育て家庭への様々な支援の取り組みが行われています。

今後も、在宅における児童の養育支援を進めるため、保育所や幼稚園における子育て支援サービスの充実に努めるとともに、民間の子育て支援サービス事業の支援を充実させていくことが重要です。



基本施策の方向性

子育て支援サービスの充実

育児の孤立化を解消するため、既存施設の有効活用により、親子が気軽に集まり、リフレッシュしたり、育児アドバイスをうけたりできる交流の場の提供を行います。

また、保護者が病気、出産、出張、公的行事への参加等のための不在時など、一時的に家庭での養育が困難な子どもの生活の安定を図り、家庭における子育てを支援するため、様々な支援サービスを充実させます。

第3章 行動計画

A継続 B拡大 C縮小 D新規

事業名	事業概要	計画	担当課	目標値 設定
公立保育所一時保育等	保護者の多様な勤務形態から、休日や夜間などの受入れに対応した保育所運営が求められている。特に経済的自立を求めて勤労意欲が高まっている状況から、一時保育をはじめ、病後保育、リフレッシュ保育など新たな保育ニーズに配慮した施設設備の運営を行う。	B	こども課	
ファミリーサポートセンター	育児の援助を行いたい者、育児の援助を受けたい者を会員として登録し、会員相互による育児の相互援助活動を支援する。	B	こども課	
親子教室ペンギン、パンダ（再掲）	1歳6ヶ月健診後の、心身の発達に遅れのおそれのある児童及び保護者、児童へのかかわり方に問題があると思われる保護者及び児童（ペンギン）3歳児健診後、遊び友達のない親子（パンダ）を対象とし、発達を促す係わり方についての相談や助言、遊びの体験を通して、児童の健全育成を図る。	A	こども課 健康づくり課	
ブックスタート（再掲）	乳児健診の際、赤ちゃんの成長に大切な親子のふれあいやコミュニケーションについて、メッセージを伝えながら絵本を配布することにより、子育て支援、生涯学習の推進に資する。	A	こども課 中央図書館、ボランティアグループ	
乳幼児健康支援一時預かり事業（施設型）	保育所等に通所中の児童が病気回復期にあり、集団保育が困難な場合、施設にて一時預かりを行う。	D	こども課	
地域子育てセンター事業	主に在宅乳幼児とその保護者を対象に、ふれあい遊びや保育所児童との交流、育児相談などを通じて、地域の子育て支援を行う。	B	こども課	
つどいの広場事業（ママ&キッズサロン）（再掲）	駅西口保育ステーションでは、月曜日から金曜日まで、地区公民館では指定日に子育て中の親子が集まり、交流や子育てに関する相談、情報提供を行い、講習を実施することで親の負担感の緩和を図り、安心して子育て、子育てができる環境を整備する。	B	こども課	
育児サークルの育成・支援	育児教室（わんぱく教室）を開催し、教室終了後に育児サークルの立ち上げを支援するとともに交流会などを通じて「情報提供・情報交換」を行い、育児サークルのネットワーク化と活性化を支援する。	B	こども課	

子育て情報の充実

子育てマップやガイドブックの作成・配布とともに、市のホームページを利用し、妊娠期から思春期までの幅広い子育て情報や保健福祉サービスについて情報提供を行います。

さらに、子育てに関する情報の収集や情報提供について、関係機関と連携を図りながら、総合的に把握し、情報の一元化、ホームページを利用した提供等を進めます。

A 継続 B 拡大 C 縮小 D 新規

事業名	事業概要	計画	担当課	目標値 設定
子育てマップ「遊び場みつけた」	市内の遊び場や子育てミニ情報を掲載した子育てマップの作成。	A	こども課	
育児サークルの育成・支援（再掲）	育児教室（わんぱく教室）を開催し、教室終了後に育児サークルの立ち上げを支援するとともに交流会などを通じて「情報提供・情報交換」を行い、育児サークルのネットワーク化と活性化を支援する。	B	こども課	
つどいの広場事業（ママ&キッズサロン）（再掲）	駅西口保育ステーションでは、月曜日から金曜日まで、地区公民館では指定日に子育て中の親子が集まり、交流や子育てに関する相談、情報提供を行い、講習を実施することで親の負担感の緩和を図り、安心して子育て、子育てができる環境を整備する。	B	こども課	

相談体制の充実

子育ての不安を解消し、子どもを健やかに育成するため、関係機関の相談機能の充実を図り、利用しやすい相談体制づくりに努めます。

また、保育所において、地域の子育て中の親からの育児に関する様々な相談に対し、保育所職員が相談に応じ、子育て中の親の悩みや育児不安の軽減を図り、地域の子育て支援機能の充実を図ります。

A 継続 B 拡大 C 縮小 D 新規

事業名	事業概要	計画	担当課	目標値 設定
電話相談及び来室相談の実施	随時子育ての悩みや不安などを各機関で相談に応じる。相談者の来訪時に、その相談に応じたり、必要に応じ専門機関を紹介する。また、保育所において電話による育児相談を行う。	A	こども課 健康づくり課 学校教育課	
教育センター運営事業	教育センターたよりの発行や、不登校児童生徒・言語治療を要する子・保護者への教育相談。教育センター研究協力員（教員）によるカウンセリング。	A	学校教育課	

第3章 行動計画

育児相談 (9ヶ月児育児相談、乳 幼児育児相談) (再掲)	9ヶ月児、乳幼児育児相談を定例で行い、心身の発育発達を把握し、育児相談や栄養指導により不安解消や育児支援を行うとともに、利用者の交流の場とする。	A	健康づくり課	
1歳6ヶ月児事後相談	個別相談にて1歳6ヶ月児健診後の経過観察児を対象として、発達を促す係わり方についての助言や相談を行う。	A	健康づくり課 こども課	
親子教室ペンギン、 パンダ(再掲)	1歳6ヶ月健診後の、心身の発達に遅れのおそれのある児童及び保護者、児童へのかかわり方に問題があると思われる保護者及び児童(ペンギン)3歳児健診後、遊び友達のない親子(パンダ)を対象とし、発達を促す係わり方についての相談や助言、遊びの体験を通して、児童の健全育成を図る。	A	こども課 健康づくり課	
教育センター教育相談 の実施	電話相談、来所相談により、子育てや家庭教育等の悩み事に対して所員が相談に応じる。	A	学校教育課	
就学に関する相談の実 施	就学に関する相談を受け、必要に応じ専門機関を紹介する。	A	学校教育課	
育児相談のホームペ ージの開設	育児相談のホームページを開設し、インターネット上での育児相談を行う。	D	こども課	
相談体制の市民への周 知	こども課、学校教育課及び教育センター等で実施している相談業務について、ひとり親家庭への周知を図る。	A	こども課 学校教育課	
児童相談所との連携	ひとり親家庭等の相談に十分に対応できるよう、児童相談所との連携を図る。	A	こども課	
療育相談日の開設	専門職による相談を検討する。	D	あけぼの園	
地域子育てセンター事 業(再掲)	主に在宅乳幼児とその保護者を対象に、ふれあい遊びや保育所児童との交流、育児相談などを通じて、地域の子育て支援を行う。	B	中丸保育園	
つどいの広場事業 (ママ&キッズサロン) (再掲)	駅西口保育ステーションでは、月曜日から金曜日まで、地区公民館では指定日に子育て中の親子が集まり、交流や子育てに関する相談、情報提供を行い、講習を実施することで親の負担感の緩和を図り、安心して子育て、子育てができる環境を整備する。	B	こども課	

5 - 2 地域における子育て支援のネットワークづくり

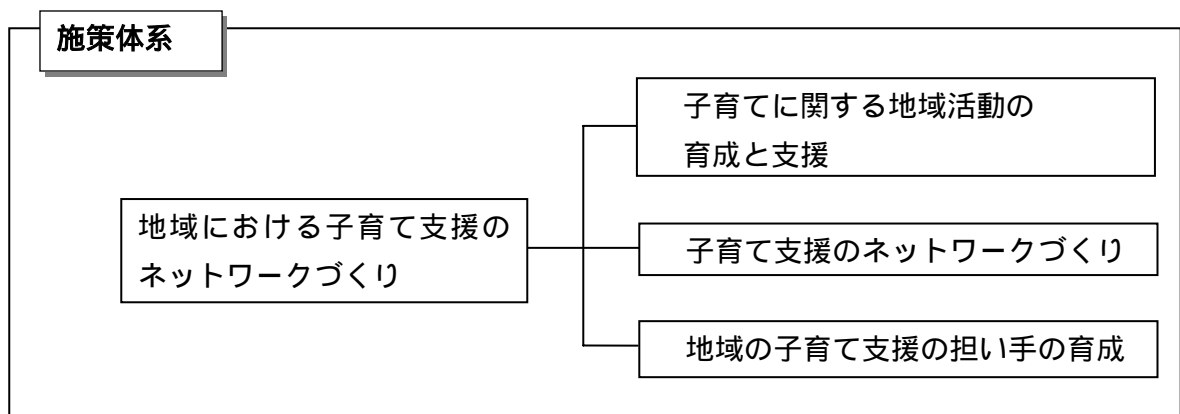
現況と課題

子育てを行っているすべての家庭に対し、質の高い子育て支援サービスを提供し、子育てを社会全体で支えていくためには、まず、自分たちの地域において子育てを支援していくための仕組みづくりが必要です。

現在、市ではボランティアグループや NPO による子育て支援サービス、自治連合会による防犯パトロールなど、様々な子育てへの支援の取り組みが行われています。

今後、子育てを住民の協力や地域の様々な資源を活用しながら着実に進め、次世代育成の環境を整備するためには、住民・行政・専門機関などが連携するネットワークが様々な人や組織を結び、有機的に機能し発展していくことが重要です。

地域における子育てネットワークをさらに拡大し、きめ細かく充実させることにより、多様な子育てニーズに対応し、市全体で子育て支援ができるような体制をつくる必要があります。



基本施策の方向性

子育てに関する地域活動の育成と支援

子育てに関する住民活動の促進を図り、多様なボランティアグループや NPO を育成していきます。そのため、活動場所の提供や活動助成、情報の提供などに取り組んでいきます。

A 継続 B 拡大 C 縮小 D 新規

事業名	事業概要	計画	担当課	目標値設定
地域コミュニティ委員会活動の活用	地域のつながりを強化し、子どもたちが育ちやすい環境を作るため、地域の子育て経験や知識を活用して、子育て支援を検討する。	A	地域づくり課	
社会教育関係団体への支援	自主的な社会教育活動を支援するため、社会教育関係団体の支援に努める。	A	生涯学習課	

第3章 行動計画

青少年ふるさと学習及び姉妹都市交流事業の推進	地域に根ざした個性的な活動を推進し、ふるさと意識の醸成に努める。	A	青少年育成市民会議、生涯学習課	
青少年育成市民会議の支援	自主的な青少年健全育成活動を促進するため、青少年育成市民会議を支援する。	A	生涯学習課	
ファミリーサポートセンター（再掲）	育児の援助を行いたい者、育児の援助を受けたい者を会員として登録し、会員相互による育児の相互援助活動を支援する。	B	こども課	
地域子育て支援事業の実施（再掲）	地域の子育て家庭に対する育児不安などについての相談指導・育児支援及び一時保育等を実施し、子育てサークル等の育成や情報提供の拠点を整備する。	A	こども課	
育児グループの育成及び育児情報の提供	育児教室終了後のグループ育成を行うとともに、交流会などを通じて情報交換等を行う。また、育児に関わる適正な情報を、育児相談等において提供する。	A	こども課	
育児サークルの育成・支援（再掲）	育児教室（わんぱく教室）を開催し、教室終了後に育児サークルの立ち上げを支援するとともに交流会などを通じて「情報提供・情報交換」を行い、育児サークルのネットワーク化と活性化を支援する。	B	こども課	

子育て支援のネットワークづくり

地域で活動しているボランティアグループ、NPO、関係機関、民生委員・児童委員や主任児童委員との連携を図り、地域に密着した支援体制を推進します。

A 継続 B 拡大 C 縮小 D 新規

事業名	事業概要	計画	担当課	目標値設定
関係機関のネットワークづくり	健康づくり課、こども課、あけぼの園、学校教育課、教育センター等で実施している各種相談事業及び各種子育て支援事業のネットワーク化を図り、保護者が希望する広汎な情報の提供を推進する。	D	こども課	
学社連携促進会議の開催	学校教育と社会教育の融合を図るため、学社連携促進会議を開催する。	A	生涯学習課	

地域の子育て支援の担い手の育成

子育てや子どもの育ちを地域ぐるみで支援するため、子育て支援のボランティアを奨励し、活動の担い手を育成します。

A継続 B拡大 C縮小 D新規

事業名	事業概要	計画	担当課	目標値 設定
ファミリーサポートセンター（再掲）	育児の援助を行いたい者、育児の援助を受けたい者を会員として登録し、会員相互による育児の相互援助活動を支援する。	B	こども課	
青少年指導委員・推進委員研修会の開催	青少年指導委員・推進員として必要な知識を身につけ、資質の向上を図るための研修会を実施する。	A	生涯学習課 学校教育課	
スポーツ・レクリエーションリーダー講習会の開催	野外活動指導者講習会、レクリエーション指導者講習会等を開催し、少年スポーツ団体や、子ども会等の指導者の養成を図る。	A	体育課	
社会教育関係団体リーダー研修会の開催	生涯学習の観点に立って、自主的な社会教育関係団体活動を促進するために必要なリーダー研修会を開催する。	A	生涯学習課	
青少年育成指導者養成事業の充実	青少年の健全育成を図るために必要な指導者を養成するための研修会を開催する。	A	生涯学習課	
生涯スポーツ指導者の養成	体育指導委員の各種講習会派遣、スポーツ少年団認定員講習会等の開催により、指導者資格の取得促進を図る。	A	体育課	
人財図書館制度の充実	すぐれた知識や技能、経験等を人財図書館に登録してもらい、学習したい市民に紹介し、互いに学び合う学習機会として充実させる。	B	生涯学習課	
学習コーディネーターの養成	学習内容を深め、行動化につなげるために、講師と学習者との間をコーディネートする学習コーディネーターを養成する。	A	生涯学習課	

5 - 3 要配慮家庭への支援の充実

現況と課題

長引く不況の影響もあり、母子家庭の母親は、就業面で不利な状況に置かれており、その生活は極めて厳しいものとなっています。

本市では、生活保護世帯が急増しており、そのなかでも母子家庭の割合が14.8%と全国平均に比べて高い割合を占めています。母子家庭世帯は、特に離婚によるものが多く、職業経験のない若い母親が多いため、子どもを預けて働くことがむずかしい状況が多くみられます。また、就労中の母子家庭も、子育てをする上で経済的、社会的に不安定な状態にあり、家庭生活においても多くの問題を抱えています。一方、父子家庭では、家事などの日常生活への支援が必要とされています。そのため、ひとり親家庭に対しては、就業支援や日常生活支援、経済支援などを行う必要があります。

また、親というものは、子どもが生まれてすぐに親になるのではなく、子どもと共に育っていくものであるため、特に若くして親になった人に対しては、子育てのノウハウや子育ての楽しさを伝えながら、子育てを通じて親も喜びを感じつつ、きちんと子育てにおける責任を果たしていけるように、親育ちを支援していくことが重要です。

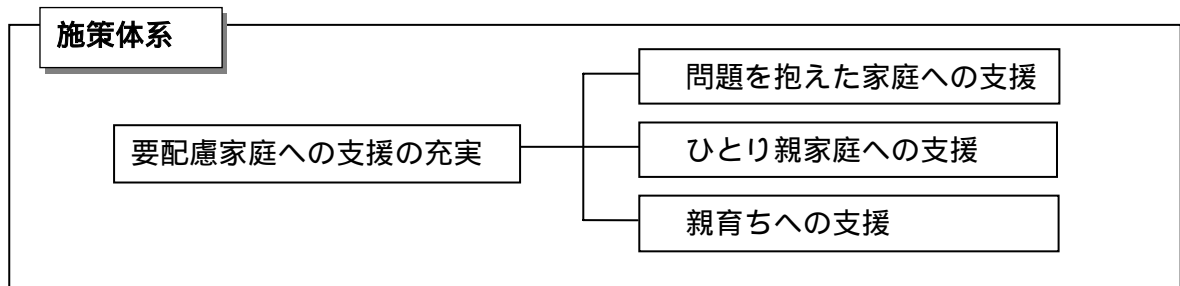
さらに、女性の人権を大きく侵すだけでなく心身を著しく傷つけるDV(ドメスティック・バイオレンス=家庭内暴力)については、平成15年にDV防止法が施行され、様々な専門機関が取り扱ってくれるようになりました。また、児童虐待防止法の改正により、DVは、児童が同居する家庭では、たとえ子どもに直接向けられた暴力ではなくとも子どもの精神面に大きな影響を及ぼすため、児童虐待と定義づけられました。家庭内の問題と軽視せず、被害者を支援していく必要があります。

表 ひとり親家庭等医療費支給事業登録ひとり親家庭等数の推移

(単位：人)

年度	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
登録数	755	814	801	957	971	1,017

注)各年度末現在



基本施策の方向性

問題を抱えた家庭への支援

女性に対するドメスティック・バイオレンスや性暴力は人権侵害で、犯罪行為であることを広く啓発し、発生の防止と再発防止のために被害女性が安心して相談できる窓口の設置や被害者支援のためのネットワークの確立を図るとともに加害男性に対する施策にも取り組みます。

また、生活保護世帯などに対しては、民生委員・児童委員などの協力を得て、社会資源を活用して、自立した生活を営めるよう、相談事業や就労支援に取り組んでいきます。

家庭内の問題で保護が必要とされる子どもに対しては、児童相談所などの関係機関と連携を図り、早期対応を図るため、地域での見守り体制を強化していきます。

A 継続 B 拡大 C 縮小 D 新規

事業名	事業概要	計画	担当課	目標値 設定
児童保護相談の充実 (再掲)	保護・支援の必要な児童のいる家庭の相談に応じて、関係機関と連携し、児童の人権を守る。	B	こども課	
児童就学援助扶助 (再掲)	経済的理由によって就学困難な児童に必要な援助を行う。	A	学校教育課	
学童保育室保育料の軽減 (再掲)	要・準保護世帯に対して、保育料の軽減に努める。	A	こども課	
母子生活支援(再掲)	母子生活支援施設に入所させ、当面必要な保護を行い、母と子の福祉の向上を図る。	A	こども課	

ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭がそれぞれ自立した生活を営めるよう、相談事業や経済的支援、就労支援、日常生活支援に取り組んでいきます。

A 継続 B 拡大 C 縮小 D 新規

事業名	事業概要	計画	担当課	目標値 設定
児童就学援助扶助 (再掲)	経済的理由によって就学困難な児童に必要な援助を行う。	A	学校教育課	
学童保育室保育料の軽減 (再掲)	要・準保護世帯に対して、保育料の軽減に努める。	A	こども課	
交通遺児手当制度等の啓発及び充実	交通遺児手当等の対象範囲の拡大及び充実を図り、広報等に掲載し、制度の周知に努める。	A	こども課	
ひとり親家庭等医療費助成(再掲)	ひとり親家庭等に対し医療費の一部を支給することにより、生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図る。	A	こども課	

第3章 行動計画

母子生活支援 (再掲)	母子生活支援施設に入所させ、当面必要な保護を行い、母と子の福祉の向上を図る。	A	こども課	
児童扶養手当支給 (再掲)	父母の離婚・父の死亡などにより、主として父と生計を同じくしていない児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。	A	こども課	
ひとり親家庭等の連携強化(再掲)	民生児童委員等との係わりをもちながら、ひとり親家庭の連携を促進する。	A	こども課	
相談体制の市民への周知	こども課、学校教育課及び教育センター等で実施している相談業務について、ひとり親家庭への周知を図る。	B	こども課 学校教育課	
児童相談所との連携 (再掲)	ひとり親家庭等の相談に十分に対応できるよう、児童相談所との連携を図る。	B	こども課	
緊急援護対策事業の実施	ひとり親家庭等の介護人派遣制度の啓発、充実及び市援護制度の充実を図る。	A	こども課	
ひとり親家庭等の実態把握(再掲)	ひとり親家庭等の実態を把握し、適切な対応を図るため、実態調査を実施する。	A	こども課	
貸付金制度の啓発 (再掲)	ひとり親家庭等に対して母子福祉資金貸付制度等の啓発をする。	A	こども課 社会福祉協議会	

親育ちへの支援

親が、地域での交流を深めながら育児などの問題を自ら解決する力をつけられるよう、子育ての情報を提供するとともに、子育てサークルの育成やつどいの広場事業の推進により、親同士が継続的・自主的に交流できる体制への支援を行います。

また、「子育て・親育ち講座」の開催をおこない、子育ての楽しさを伝えながら、子どもと親が共に育ち合うための取り組みを実施します。

A 継続 B 拡大 C 縮小 D 新規

事業名	事業概要	計画	担当課	目標値設定
つどいの広場事業 (ママ&キッズサロン) (再掲)	駅西口保育ステーションでは、月曜日から金曜日まで、地区公民館では指定日に子育て中の親子が集まり、交流や子育てに関する相談、情報提供を行い、講習を実施することで親の負担感の緩和を図り、安心して子育て、子育てができる環境を整備する。	B	こども課	
のびのび子育て セミナー(再掲)	乳幼児や小学生をもつ親を対象にセミナーを開催し、幼児期の心身の発達と親としてあるべき姿を学び、家庭教育の重要性を認識する。	A	中央公民館	
子育て講座(再掲)	小学1年生になる児童の保護者、中学へ入学する子どもの保護者、妊娠中の女性及び配偶者等を対象とし、子どもの年代にあわせ、親として子どもとの接し方について、妊娠中の現在と出産後の赤ちゃんとふれあいを考える。	A	生涯学習課	

北本市次世代育成支援行動計画

ブックスタート（再掲）	乳児健診の際、赤ちゃんの成長に大切な親子のふれあいやコミュニケーションについて、メッセージを伝えながら絵本を配布することにより、子育て支援、生涯学習の推進に資する。	A	こども課 中央図書館、ボランティアグループ	
あそびの学校（再掲）	「作って遊ぶ基本に返ろう」をテーマにさまざまな自然を題材とした親と異年齢児での共同体験学習を実施。	A	青少年育成市民会議	

第 4 章 定量的目標事業量

第4章 定量的目標事業量

1 定量的目標事業量の対象事業

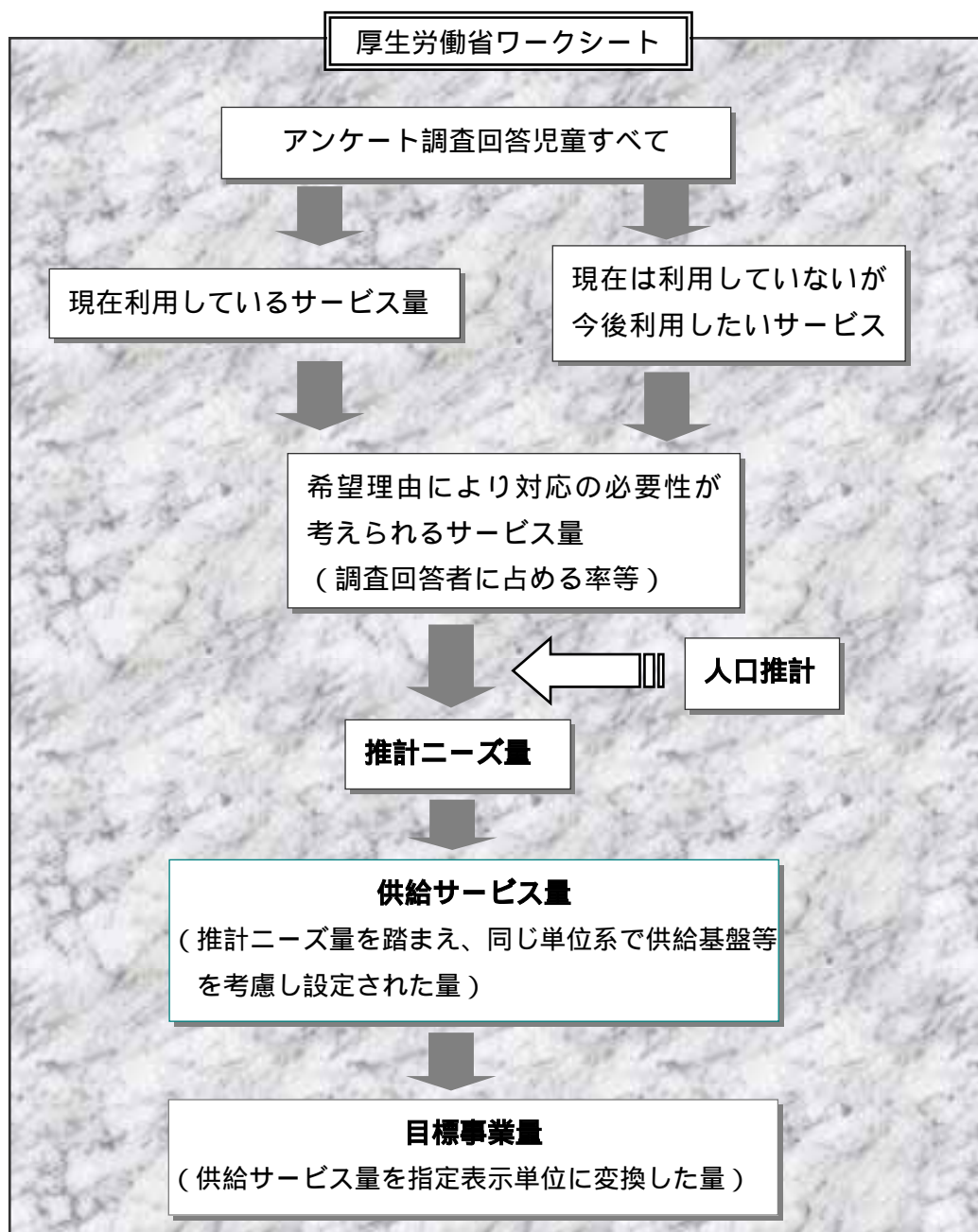
この計画において、以下の保育や子育て支援に関する14の事業は、特定14事業として、国における新たなプラン策定のために、国に対して目標事業量の数値報告をすることが義務づけられています。

表 特定14事業の内容

事業名	事業の内容
通常保育事業	11時間の開所時間における保育を行います。
延長保育事業	11時間の開所時間の前後に、さらに概ね、30分～3時間程度までの延長保育を行います。
夜間保育事業	女性の就労形態の多様化に伴い、1991年に厚生労働省によって制度化された保育事業の一つ。保育時間はおおよそ午後10時までの約8時間とされていましたが、午前11時～午後10時までの11時間の場合や午前2時半までの11時間など時間帯設定は様々です。
子育て短期支援事業 (トワイライト事業)	ひとり親などの保護者が仕事等で帰宅が夜間になる場合、児童福祉施設で午後10時頃まで一時的に養育します。
休日保育事業	保護者が疾病、仕事等により、休日において養育が困難になった場合、児童福祉施設等で一時的に養育します。
放課後児童健全育成事業	両親の共働きなどで、日中保護者が不在の家庭の低学年児童を、授業終了後に児童厚生施設などを利用して適切な遊びや指導を通して健全な育成を図ります。
乳幼児健康支援一時預かり事業 (派遣型)	保育所等に通所中の児童が病気回復期にあり、集団保育が困難な間、その児童の一時預かりを行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援します。児童の居宅に向いて見る場合を派遣型といい、病院等施設で預かる場合を施設型といいます。
乳幼児健康支援一時預かり事業 (施設型)	
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	保護者の疾病・出産看護・事故災害などで児童の養育が困難になった場合、児童福祉施設で一時的に養育します。
一時保育事業	保護者が就労、通院、研修などで週1～3日だけの保育が必要な場合、あるいは病気や出産で入院する等、家庭での保育が一時的に困難となった場合など、就学前児童が一時的に保育を受けられます。
特定保育事業	親の就労形態の多様化に伴う子どもの保育需要の変化に対応するため、就学前児童を対象に、週2～3日程度、あるいは午前か午後のみ保育など、必要に応じて柔軟に利用できるサービスです。
ファミリーサポートセンター事業	援助を受けたい人と援助を行いたい人が共に会員となり、援助を行いたい人が援助を受けたい人に対して一定の報酬でサービスを提供する互助援助組織による子育て支援事業です。
地域子育て支援センター事業	主に在宅乳幼児とその保護者を対象に、ふれあい遊びや保育所・幼稚園児童との交流、育児相談などを通じて、地域の子育て支援を行います。
つどいの広場事業	主に0～3歳の乳幼児をもつ子育て中の保護者が気軽に集い、うちとけた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安心感を得るとともに、問題解決の糸口とするような機会や場等の提供を行います。

2 定量的目標事業量の設定方法

定量的目標事業量の設定方法は、基本的には市民に対するニーズ調査の結果からニーズ量を推計し、それに基づき目標事業量を設定します。



* 推 計 ニ ー ズ 量 : ニーズ調査によって対応の必要性が考えられるニーズ量で、「人」「延べ日数/年」「延べ泊数/年」が単位。

* 供給サービス量 : 供給基盤・財政基盤や推計ニーズ量には実際のサービスにつながらない部分が含まれていること等を考慮して設定された、供給可能なサービス量。対応する推計ニーズ量と同じ単位系、同じ事業区分で設定。

* 目 標 事 業 量 : 供給サービス量に基づいて、各事業について、それぞれ標準とされた方式と単位で設定・表示される定量的目標。単位は、「人」(定員)、「か所」(施設数)及び「延べ回数/年」。

3 推計児童人口

3 - 1 推計方法

平成 12 年から平成 16 年 4 月 1 日時点の住民基本台帳による人口を用い、1 歳以上の性別年齢別の人口については、¹⁸コーホート(今回は性別 1 歳階級別)変化率法を用い推計し、0 歳児の人口については市の合計特殊出生率を用い推計しています。

3 - 2 市の将来人口(総人口)

市の将来人口(総人口)は、平成 16 年現在の 70,633 人から 5 年後の平成 21 年には 716 人増加し、71,349 人と推計されます。

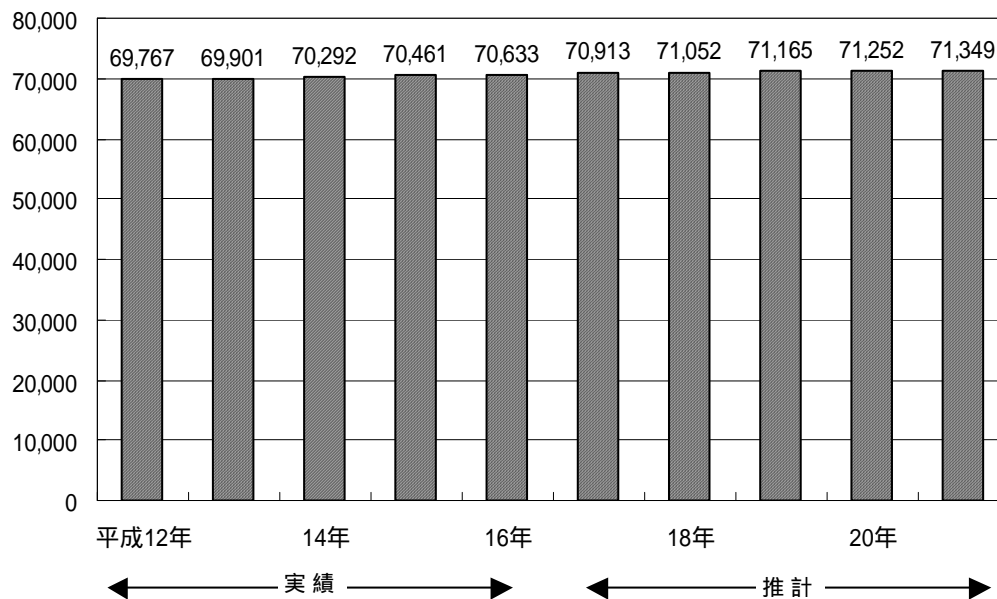


図 市の将来人口(総人口)

注) 各年 4 月 1 日

3 - 3 児童人口の推計

(1) 0 ~ 5 歳

0 ~ 5 歳の就学前児童人口は、一旦増加に転じますが、今後は減少傾向となり、平成 21 年には 3,811 人と推計されます。

(2) 6 ~ 11 歳

6 ~ 11 歳の小学校児童人口は、平成 11 年以降をみても減少傾向を示しており、今後もこの傾向が続き、平成 21 年には 3,770 人と推計されます。

(3) 12 ~ 17 歳

12 ~ 17 歳の中学生以上の人口は、平成 11 年以降をみても減少傾向を示しており、平成 21 年には 4,033 人と推計されます。

¹⁸ コーホート変化率法：同時出生集団の一定期間における人口の変化率、増減率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して将来人口を算出する方法。

第4章 定量的目標事業量

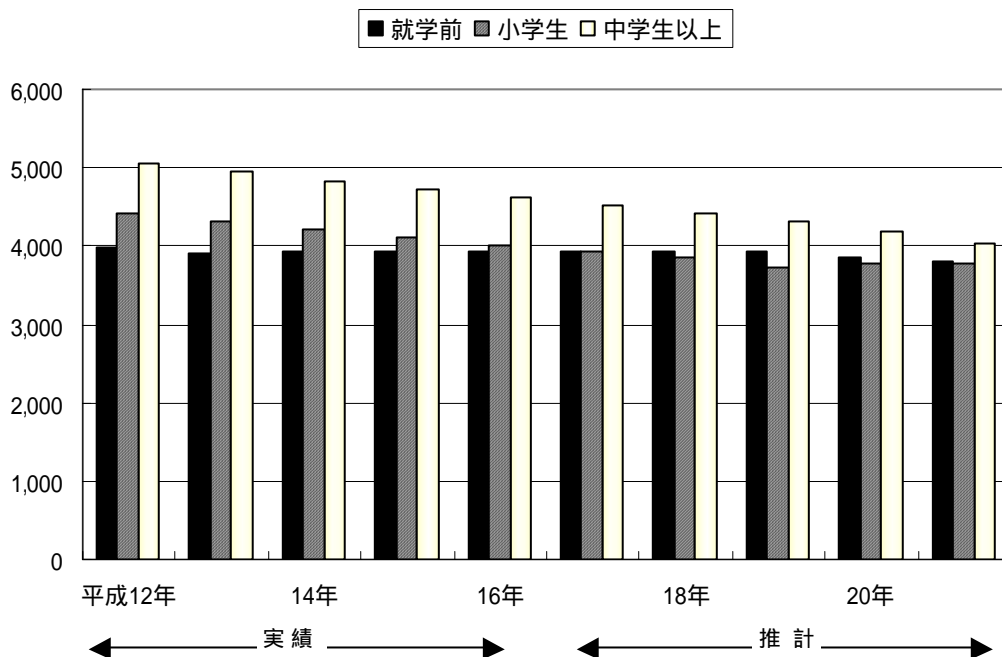


図 児童人口の推計

表 児童人口の推計

	実績					推計						
	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年		
総人口	69,767	69,901	70,292	70,461	70,633	70,913	71,052	71,165	71,252	71,349		
児童人口	就学前	0歳	630	627	666	632	659	637	626	613	600	584
		1歳	670	652	639	697	644	671	649	638	625	612
		2歳	644	673	632	627	700	647	674	652	641	628
		3歳	652	647	674	643	635	708	654	681	659	648
		4歳	656	652	662	668	646	636	711	658	685	662
		5歳	723	645	653	658	659	638	627	702	650	677
	計	3,975	3,896	3,926	3,925	3,943	3,937	3,941	3,944	3,860	3,811	
	小学生	6歳	697	711	635	639	643	643	623	612	686	635
		7歳	699	693	718	639	634	638	638	618	607	680
		8歳	727	683	702	718	629	624	628	628	609	598
		9歳	752	727	682	699	720	632	627	631	631	611
		10歳	754	754	729	692	695	716	628	623	627	627
		11歳	795	751	757	720	684	687	708	620	615	619
	計	4,424	4,319	4,223	4,107	4,005	3,940	3,852	3,732	3,775	3,770	
	中学生以上	12歳	777	802	748	759	716	680	683	703	617	612
		13歳	802	779	800	755	763	720	684	687	707	621
		14歳	816	810	775	808	757	765	722	686	689	709
		15歳	877	817	809	786	806	755	763	721	685	688
		16歳	855	883	811	809	787	807	756	764	722	686
17歳		932	857	879	807	804	782	802	751	759	717	
計	5,059	4,948	4,822	4,724	4,633	4,509	4,410	4,312	4,179	4,033		
合計	13,458	13,163	12,971	12,756	12,581	12,386	12,203	11,988	11,814	11,614		

注) 各年4月1日
資料: 実績は住民基本台帳による。

4 各種事業量目標

4 - 1 特定 14 事業の目標事業量

特定 14 事業における目標事業量は、以下のとおりです。

事業名	H16 年度 供給 サービス量	推定 ニーズ量	H21 年度 目標 事業量	目標事業量の 設定根拠・考え方
通常保育事業（人／年）		595	595	最大受け入れ可能数 643 人で、目標年である平成 21 年の推計ニーズ 595 人であるため、現在の施設で十分対応できますが、2 か所の施設が老朽化しています。
0 歳児		37	37	
1, 2 歳児		193	193	
3 歳児		90	90	
4, 5 歳児		275	275	
延長保育事業（人／年）				1 時間延長ニーズが 106 人と多いため、延長 1 時間を民間保育園で実施していきます。 延長保育は、国の算定基準により公保育所における開所時間を基準とし、18:30 以降とする。
延長（30 分）	102	0	0	
延長（1 時間）	-	106	106	
延長（2 時間）		0	0	
夜間保育事業（人／年）	0	0	0	午後 10 時以降を希望する人は皆無のため実施しませんが、少子高齢化のため検討を重ねていきます。
子育て短期支援事業 （トワイライトステイ） （人／年）	0	21	0	最大で 23 人（平成 21 年）のニーズがあることから今後の実施については、様々な角度からの研究が必要となってきます。
休日保育事業（人／年）	0	61	60 （1 か所）	定員 60 名を目標事業量として 1 か所の施設において実施することを検討します。
放課後児童 健全育成事業（人／年）	330	325	325 （8 か所）	現在の施設で対応できるが、老朽化している施設があるので、建て替え等が必要になっています。
乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）派遣型 （人／日）	0	56	0	ニーズ調査からは、派遣型よりも施設型のニーズが高いことから、病後児保育については施設型での対応を検討しているが、ニーズが高めにでていることや料金設定もされていないことなどを踏まえて、2 か所、各定員 5 人で検討しています。
乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）施設型 （人／日）	0		10 （2 か所）	
子育て短期支援事業 （ショートステイ） （人／日）	0	3	0	宿泊型の児童施設を有しておらず、市単独では困難であり、今後さらなる検討は必要であるものの、今回は目標値を設定しません。当面は他市町村との連携やファミリーサポートセンター事業の推進により対応していきます。
一時保育事業（人／日）	20	20	30 （2 か所）	ニーズは、現状で対応できるが、現実施設での利用状況をみながら、受け入れ体制の充実を図っていきます。また、病後児の一時保育の受入を 10 人考えています。

第4章 定量的目標事業量

特定保育事業（人/日）	0	21	0	当面、一時保育で対応していきます。
ファミリーサポート センター事業 （設置か所数）	1	-	1	ニーズ調査からは、利用意向が高いため、さらなる提供会員の増員を図るとともに、ITの導入等を行い、内容の充実を図る。
地域子育て支援 センター事業(設置か所)	1		6	身近な地域で利用できるよう、保育所全園に設置して事業内容を充実していきます。
つどいの広場事業 （設置か所）	1	-	1	ニーズが高いことから、現在の事業の充実と整備を図っていきます。

4 - 2 その他の目標事業量

新規事業等を中心にした目標値の設定は、以下のとおりとなります。

事業	計画内容	整備目標値	実施計画					担当課
			H17	H18	H19	H20	H21	
小児救急医療体制の整備	小児初期救急体制の整備について、関係機関と協議を進める。	検討中						健康づくり課
医療電話相談	医師会の協力を得て、小児科医による電話相談を実施し、保護者の負担を軽減する。	検討中						健康づくり課
特別支援教育の実施	学習障害（LD） 注意欠陥/多動性障害（ADHD） 高機能自閉症等の子どもに必要な支援を行っていく。	平成 17 年度から実施						学校教育課
中学校における「学校選択制」導入の検討	中学校の通学区域を廃止して中学生が中学校を選択する制度の導入について検討。	平成 17 年度から実施						学校教育課
子どもからの相談体制の充実	子どもの人権侵害について、子ども本人からのSOSや相談を受け止めるためのインターネットや子ども電話相談（仮称）等を検討する。	検討中						こども課
		検討中						
少人数学級推進	市費採用による臨時教員を配置し、小学校 1 年生学級を 30 人程度の編成にし、きめ細かな学習指導を行う。	平成 17 年度から実施						学校教育課
幼児教育特区	2 歳児の幼稚園入園を促進し、幼児教育を充実して幼児の社会性の涵養を図る。	実施幼稚園 2 園 定員 12 人						学校教育課
子育て支援相談員派遣事業	産褥期の母子や、未熟児や多胎児、母親の精神的不安、育児等訪問して相談や簡単な家事援助等行う事業を進めていく。	検討中						こども課

ヘルスケアー	北里研究所メディカルセンター病院等との関係機関と連携のもとあらゆる分野にわたってのヘルスケアーについて検討していく。	検討中							健康づくり課 こども課
幼保一体化事業	幼稚園の余裕教室等を改修し、または、増改築して保育所への転用を促進し、保育所待機児童の解消を図る。	実施園 1園 定員26人							こども課
育児相談のホームページの開設	育児相談のホームページを開設し、インターネット上での育児相談を行う。	検討中							こども課
療育相談日の開設	専門職による相談を実施する。	検討中							こども課、健康づくり課、あけぼの園
関係機関のネットワークづくり	健康づくり課、こども課、あけぼの園、学校教育課、教育センター等で実施している各種相談事業及び各種子育て支援事業のネットワーク化を図り、保護者が希望する広汎な情報の提供を推進する。	検討中							こども課

第5章 計画の推進に向けて

第5章 計画の推進に向けて

この行動計画を進めるにあたり、行政、家庭、保育施設、学校、地域、職場（事業者）などが共通認識のもと、互いに連携して取り組んでいく必要があります。そのためには、それぞれの立場において、身近なところで何ができるかということを考えながら、計画に掲げる理念と目標の達成を目指すことが必要です。計画の推進を図るために、次の点に留意しながら取り組みを進めていきます。

1 住民・事業者・行政の協働による計画の推進

この計画を推進していくために、現に子育てに関わっている市民や子育て家庭だけではなく、北本市全体が、子どもや子育て家庭の視点に立った子育て支援や乳幼児期から思春期を見通した子育ての重要性を認識して、積極的に関わりをもつ事が必要です。

このため、この計画を広報やホームページ等により、市民の皆さんに公表し、周知啓発を図っていきます。

また、保育施設、学校等の子どもに関わる機関や職場（事業者）等の関係する諸機関の積極的な取り組みが欠かせないことから、これら関係機関への働きかけも行います。

さらに、公聴活動や¹⁹パブリックコメントを通じて、市民の皆さんの意見把握に努め、市民の皆さんの参加と協力が得られる体制の整備を図ります。

2 計画の推進体制

本市のすべての子どもと子育て家庭への支援に関する施策及び事業を体系的に盛り込み、計画的に実施するため「北本市次世代育成支援対策協議会（仮称）」を設置し、この協議会において、この計画の進捗状況等の点検・管理を行い、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていきます。

また、各年度の実施状況や計画の変更・見直しに関することは、ホームページに掲載するなどにより、市民にわかりやすく周知を図っていきます。

3 行政各部門との連携

この計画は、次世代を担う子どもたちがたくましく健やかに育つ環境づくり、そして保護者も共に育って行く環境づくりを進める総合的な計画であることから、本市における他の関連計画との整合性を図っていくとともに、福祉、保健、教育、労働、都市整備、住環境等の担当部門が連携をとって、全庁的な連携のもとで計画を推進していきます。

また、国、県、保健所、児童相談所等の関係機関との連携を更に強化しながら、施策の計画的な推進を図っていきます。

¹⁹パブリックコメント：行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く国民・事業者等の皆さんから意見や情報を提出していただく機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うというもの。

4 関係機関・団体との連携

子どもにとって、地域社会は日々充実した健全な生活を営んでいくうえでの重要な場であるため、地域福祉や教育環境の向上を図る民生委員・児童員等との連携・協力を進めていくと共に、地域の子育てボランティア、子ども会、PTA等の地域組織の自主的な活動を促進するよう連携・教育を図り、地域住民が相互に支え合う地域づくりの推進を図ります。

資料編

資料編

1 策定体制

1 - 1 北本市次世代育成支援行動計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条の規定に基づき、次世代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境を整備するための北本市次世代育成支援対策行動計画(以下「行動計画」という。)の策定に関し、必要な事項について調査及び審議するため、北本市次世代育成支援行動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、世代の社会を担う子どもの育成に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、平成16年7月20日から平成17年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、委員会を招集し、その議長になる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 委員会は必要に応じワーキンググループ(以下「作業部会」という。)を置くことができる。

2 作業部会は、行動計画の策定に関する情報の収集、調査研究等を行う。

3 作業部会の委員は、庁内等の職員で組織し、市長が任命する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部こども課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 17 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

北本市次世代育成支援行動計画策定委員会委員名簿

区分	氏名	所属機関等	職名等
公募	大村 美保	非常勤講師	
	新島 智恵三	法人運営保育園長	
学識経験者	平野 方紹	日本社会事業大学	助教授
地域活動団体	小澤 理絵	子育てサークルくりりん	代表
	木村 さち子	NPO 輪居処	代表
	小鷹 朱美	PTA 連合会	理事 南小
	鯨井 重秋	自治会連合会	理事 西 14
	阿部 三重子	学童保育連絡協議会	指導員副代表
	西戸 まさみ	障害児学童保育スキップ	代表
	大田原 光子	保育所父母の会	代表
	梓澤 佳和	青年会議所	
各種関係機関	富岡 勝	埼玉県中央児童相談所	担当部長
	関根 行男	私立幼稚園協議会	会長
	山内 典子	小中学校長研究協議会	北小学校長
	岡野 貞子	民生児童委員協議会	中央地区会長
	中村 菜摘	企業(株)富士重工業	人事課

会 長、 副会長

1 - 2 北本市次世代育成支援行動計画策定幹事会設置規程

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条の規定に基づく次世代育成支援対策の実施に関する計画の策定にあたり、北本市次世代育成支援行動計画策定幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 次世代育成支援行動計画の策定に必要な資料の収集及び必要な事項を調査研究すること。
- (2) 次世代育成支援行動計画策定の原案作成に関すること。
- (3) その他次世代育成支援行動計画策定に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 幹事会は、幹事15名をもって組織する。

- 2 幹事は、別表に定める職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置く。
- 4 幹事長は、保健福祉部長が指名し、副幹事長は、幹事長が指名する。

(任期)

第4条 幹事の任期は、任命の日から事業計画策定終了までの期間とする。ただし、幹事が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(幹事長及び副幹事長の職務)

第5条 幹事長は幹事会を代表し、会務を総理する。

- 2 幹事長に事故あるときは、副幹事長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。

- 2 幹事長が必要と認めるときは、幹事以外の関係職員を出席させ、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 幹事会の庶務は、保健福祉部こども課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が定める。

附 則

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

北本市次世代育成支援行動計画策定幹事会名簿

	役 職	氏 名	所 属	職名
1	幹事長	荒井 照男	福祉課	課長
2	副幹事長	田辺 弘美	秘書政策室	主査
3		鎌田 謙	財政課	主任
4		大島 衡基	地域づくり課	主幹
5		長嶋 太一	産業振興課	主査
6		宮部 亜由美	こども課	主事
7		松本 眞弓	家庭児童相談員	嘱託員
8		井上 寿美子	子育て支援センター	嘱託員
9		新井 正世	深井保育所	主任
10		白田 明子	あけぼの園	主任
11		谷川 涼子	健康づくり課	主査
12		石井 学	都市計画課	主任
13		針谷 紀子	学校教育課	主幹
14		新井 貞男	生涯学習課	主査
15		鈴木 洋行	社会福祉協議会	係長

1 - 3 計画策定の経緯

年 月	策定委員会	策定幹事会
平成 16 年	8月 31日 第1回策定委員会 ・ 委嘱状交付 ・ 子育てに関するアンケート結果 ・ 次世代育成支援行動計画策定の背景・意義等について	・ 委員による子育て事業の抽出
	9月 22日 第2回策定委員会 ・ 特定14項目目標事業 ・ 基本理念、目標、重点課題 ・ その他	
	10月	15日 第1回策定幹事会 ・ 基本理念、目標、重点課題
	11月 29日 第3回策定委員会 ・ 計画骨子について ・ その他	26日 第2回策定幹事会 ・ 基本理念・計画骨子
平成 17 年	1月 28日 第4回策定委員会 ・ 基本理念の決定について ・ 次世代育成支援行動計画素案について ・ その他	・ 26日までに、委員に基本理念についての意見の報告願いを文書で通知依頼する。
	2月	・ 26日までに、委員に素案についての意見の報告願いを文書で通知依頼する。 ・ 28日幹事長・副幹事長と基本理念について協議。
	3月 5日 第5回策定委員会 ・ 次世代育成支援行動計画素案について 27日 第6回策定委員会 ・ 次世代育成支援行動計画案について (託児施設つき)	・ 23日までに、委員に素案についての意見の報告願いを文書で通知依頼する。

2 次世代育成支援計画策定のための保護者ヒアリング

調査日時	平成16年9月15日 10:00～11:00、2:00～3:00の2回
調査場所	ママ&キッズサロン
調査対象	ママ&キッズサロンを利用している1歳前後の保護者

2 - 1 北本市の子どもに関する様々な子育てサービスについて

- ・もう少し、様々な情報を提供して欲しい。いつ、どこで、どんなことをやっているのかわからないことが多い。
- ・サービスを知らない。
- ・知っているが、ひとりでいくのがためられる。(遊ぼう会、ママ&キッズサロン)

2 - 2 子どもたちには、こんな施策や施設がほしい

- ・児童館は是非欲しい。
- ・雨の日の遊び場が欲しい。
- ・乳幼児の医療費の無料化。1000円の自己負担は廃止して欲しい。
- ・チャイルドシートの購入補助をして欲しい。
- ・チャイルドシートの貸出制度
- ・もっと、経済的支援をして欲しい。
- ・小学校高学年や中学生なども集まって遊べる、広いスペースのある児童館。乳幼児用の別の部屋も欲しい。遊びが違うので、一緒のスペースで遊ばせるのは危ない。

2 - 3 家庭での父親の協力について

- ・非常に協力的であるという意見がほとんど

2 - 4 どんな情報を提供して欲しいか。また、提供方法

【情報の種類】

- ・評判のいい病院
- ・子連れでも楽しめる場所やイベント
- ・子連れで行けるレストラン
- ・病気の症状によって、どんな病気で、どこへ行けばよいかわかる情報
- ・子どものあらゆるサービスが一覧できる資料

【情報の提供方法】

- ・広報誌とホームページの両方(広報誌がこないため)
- ・携帯電話からも情報がみられると良い。

3 中学生アンケート結果

調査期間	12月10日配布	12月13日回収
調査対象	北本市立北本中学校の2年生	2クラス(70人)
調査方法	学校にて配布・回収	

3-1 回収結果

全体の回収数は64票で回収率は91.4%であった。

3-2 調査結果

問1 大人になっても北本市に住みたいと思いますか。

「住みたい」は4.7%と少数派であり、全体の約半数は「住みたくない」。

カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
はい	3	4.7	4.8
いいえ	31	48.4	50
わからない	28	43.8	45.2
不明	2	3.1	
サンプル数(%ベース)	64	100	62

問2-1 問1で、「住みたい」と答えた理由

- 「住みたい」と答えた3人全員の記入があり、
- ・いいところだから 1件
 - ・生まれたときから北本市にいるから 1件
 - ・北本が好きで、友達と会えるから 1件

問2-2 問1で、「住みたくない」と答えた理由

- 「住みたくない」と答えた31人中30人の記入があり、分類すると
- ・もっと都会など別のところに住みたいから 14件
 - ・田舎でつまらないから 13件
 - ・いいところがないから 3件

問3 あなたは、将来、親になったとき子どもが何人ぐらいいたら良いと思いますか。

「2人」が全体の6割以上で最も多く、次いで「3人以上」が14.1%、「結婚しな

い」が7.8%であった。平均で2.36人であった。

カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1人	3	4.7	4.9
2人	40	62.5	65.6
3人以上	9	14.1	14.8
あまりほしくない	4	6.3	6.6
結婚しない	5	7.8	8.2
不明	3	4.7	
サンプル数(%へ-入)	64	100	61

問4 あなたは、家庭での子育てはどのようにするのが良いと思いますか。

「2人で協力してすべきだと思う」が8割以上。

カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
女性がすべきだと思う	1	1.6	1.7
女性がした方がよいと思う	5	7.8	8.3
男性がすればよいと思う	1	1.6	1.7
2人で協力してすべきだと思う	53	82.8	88.3
不明	4	6.3	
サンプル数(%へ-入)	64	100	60

問5 市の子育て対策や、北本市が良くなるための意見や要望がありましたら、自由に記入してください。

約6割の37人が意見や要望を述べており、意見の内訳は、

- ・商業施設や遊園地、ゲームセンターなどをつくる 16件
- ・イベントや観光名所をつくり、市のイメージアップをする 5件
- ・住民間や親子間の交流の促進 5件
- ・子どもの安全を守る 3件
- ・交通の便を良くする 3件
- ・住民の参画 3件
- ・自然保護 2件
- ・交流や学習できる場所をつくる 2件
- ・合併する 1件

注) 1人で複数の意見の記入がある場合は、意見数にて集計

4 看護学校生アンケート結果

調査期間	12月15日配布	12月20日回収
調査対象	北里看護専門学校2学年(母性・小児看護学の学習終了者) 52人	
調査方法	学校にて配布・回収	

4-1 回収結果

全体の回収数は52票で回収率は100.0%であった。

4-2 調査結果

問1 今までに、小さい子どもとふれあう機会がありましたか。

「ふれあう機会はほとんどない」が3割、何らかのふれあう機会をもっている人が7割。ふれあう機会の内容は、「親戚の子どもと遊んだりする」が42.3%で最も多い。

カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
町内会や子ども会の活動	11	21.2	21.2
子どもを含めたサークルやボランティア	10	19.2	19.2
学校の授業や行事に参加する	8	15.4	15.4
親戚の子どもと遊んだりする	22	42.3	42.3
近所の子どもたちと遊んだりする	10	19.2	19.2
年の離れた兄弟姉妹と遊んだりする	3	5.8	5.8
その他	2	3.8	3.8
ふれあう機会はほとんどない	16	30.8	30.8
不明	0	0	
サンプル数(%へ-ス)	52	100	52

問2 将来、結婚したいですか。

「ぜひ結婚したい」73.1%と「できるだけ結婚したい」23.1%とを合わせる
とほとんどの人には、結婚意向がある。

カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
ぜひ結婚したい	38	73.1	73.1
できるだけ結婚したい	12	23.1	23.1
できれば結婚したくない	0	0	0
結婚したくない	1	1.9	1.9
わからない	1	1.9	1.9
不明	0	0	
サンプル数(%へ-ス)	52	100	52

問3 あなたは、将来、親になったとき子どもが何人ぐらいいたら良いと思いますか。

「2人」が全体の半数以上で最も多く、次いで「3人以上」が42.3%、「4人以上」が3.8%で、「あまりほしくない」は1人と少数派であった。平均では、2.5人であった。

カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
1人	0	0	0
2人	27	51.9	51.9
3人	22	42.3	42.3
4人以上	2	3.8	3.8
あまりほしくない	1	1.9	1.9
不明	0	0	0
サンプル数(%ベース)	52	100	52

問4 あなたは、家庭での子育てはどのようにするのが良いと思いますか。

「2人で協力してすべきだと思う」がほとんどであった。

カテゴリ	件数	(全体)%	(除不)%
女性がすべきだと思う	0	0	0
女性がした方がよいと思う	0	0	0
男性がすればよいと思う	1	1.9	1.9
2人で協力してすべきだと思う	51	98.1	98.1
その他	0	0	0
不明	0	0	0
サンプル数(%ベース)	52	100	52

問5 少子化改善のための対策についての意見や要望

全体の9割以上の49人が66の意見や要望を述べており、意見の内訳は、

- ・ 経済的支援を行う 15件
- ・ 働き方の見直しや育児休暇制度の充実 15件
- ・ 女性の仕事と子育ての両立支援 13件
- ・ 子どもとのふれあいや各種交流、親子で参加できるイベントの開催 7件
- ・ 男性の育児参加の促進 5件
- ・ 育児の相談体制の充実 3件
- ・ 子育て環境や子育て関連施設の整備 2件
- ・ 子育てについて学ぶ機会を提供 2件
- ・ 少子化についての自覚を持つ、持たせる 2件
- ・ 地域での連携を図る 1件
- ・ その他 1件

注) 1人で複数の意見の記入がある場合は、意見数にて集計